

# 消 防 防 災 年 報

令 和 2 年 度 版

三 重 県



# 「消防防災年報」の利用にあたって

本書は、三重県内の消防、予防、防災、保安行政に関する各種データをもとに、毎年度、その現況をお示し、消防関係者はもとより多くの方々に、消防防災に関する参考資料として刊行しています。

## <ご利用にあたっての注意点>

- ① 本書は、令和2年度版報告書として、原則、令和3年4月現在及び令和2年(度)中における概況をとりまとめたものです。
- ② データによっては調査基準日が異なるため、図表ごとに調査時点などを記載していません。
- ③ 可能な限り過去からのデータの推移を示していますが、見やすさを考慮しているため、データによって掲載年数が異なっております。
- ④ 一部のデータは速報値を使用しているものもありますので、後に確定値に変更する場合があります。

## 目 次

### 第1 消防行政

1	消防組織	1
2	消防力の整備状況	9
3	消防の広域化及び連携・協力	10
4	消防救急デジタル無線の整備	10
5	緊急消防援助隊	12
6	消防相互応援協定等	15
7	消防財政	17
8	火災の現況	23
9	救急活動の現況	34
10	救助活動の現況	43
11	消防表彰	46

### 第2 予防行政

1	火災予防運動	49
2	防火管理制度	50
3	消防用設備等の規制、「重大違反对象物」の公表制度	52
4	防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度	53
5	消防設備士制度	55
6	危険物規制	58
7	危険物施設の状況	58
8	危険物施設の事故	60
9	危険物取扱者制度	61

### 第3 防災行政

1	防災対策の概要	63
2	防災業務	65
3	令和2年の天候概況	87

<b>第4</b>	<b>防災航空行政</b>	
1	概要	101
2	防災ヘリコプターの性能・諸元	101
3	防災ヘリコプターの用途	101
4	運航体制	102
5	緊急運航の要請方法	102
6	防災ヘリコプターの性能・各種装備品	104
<b>第5</b>	<b>三重県防災通信ネットワーク</b>	
1	防災通信ネットワークの整備	115
2	防災通信ネットワークの運用	115
3	防災ヘリコプター通信用無線の整備	119
4	市町村防災行政無線及び消防救急無線への活用	119
5	市町村防災行政無線の整備	120
6	防災行政無線局無線従事者資格取得と現況	120
7	防災通信ネットワークの現状と課題	120
8	その他	120
<b>第6</b>	<b>保安行政</b>	
1	高圧ガス指導事業	121
2	液化石油ガス指導事業	128
3	銃砲火薬類指導事業	133
4	電気工事業等指導事業	137
<b>第7</b>	<b>消防教育訓練</b>	
1	教育訓練	139
<b>第8</b>	<b>附 表</b>	
附表	1 消防の概要	151
	2 令和2年市町別火災発生件数及び火災による損害額	154
	3 令和2年救急活動状況	156
	4 令和2年事故種別救助出動件数及び救助活動件数	160
	5 階級別消防職員及び消防団員数	162
	6 消防ポンプ等現有状況	164
	7 消防水利等現有状況	166
	8 非常勤消防団員の報酬及び出動手当	168
	9 無線通信施設及び火災通報施設等の現況	170
	10 主な事故種別区分による月別出動件数	172
	11 消防本部別防火対象物数	174
	12 消防本部別5階以上（地階を除く）防火対象物数	176
	13 主な消防用設備の設置状況	178
	14 違反対象物公表制度の県内消防本部の実施時期	179
	15 危険物施設数の推移	180
	16 令和2年度消防本部別危険物施設数及び事業所数	182

## 掲 載 デ ー タ 索 引

### 第 1 消防行政

第 1 表	県内 15 消防本部の概況	1
第 2 - 1 表	階級別年齢区分別消防吏員数	2
第 2 - 2 表	消防吏員における女性消防吏員の割合の推移	3
第 3 表	市町別消防団員数等一覧	4
第 4 表	階級別、年齢区分別消防団員数	5
第 5 表	婦人防火クラブの現況	8
第 6 表	少年消防クラブの現況	8
第 7 表	消防力の整備状況	9
第 8 表	緊急消防援助隊の登録状況	13
第 9 表	緊急消防援助隊三重県大隊（ブロック・本部別）	14
第 10 表	消防相互応援協定の締結状況	15
その 1	県内統一協定	15
その 2	市町間協定	15
その 3	県内・県外団体間	16
第 11 表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに 1 世帯当たり及び住民 1 人当たりの消防費の推移	17
第 12 表	市町の消防費性質別歳出決算額の推移	18
第 13 表	市町の消防費決算額の財源内訳	19
第 14 表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	20
第 15 表	国庫補助金による県内の消防施設等整備状況	20
第 16 表	消防組合の消防費性質別歳出決算額の推移	21
第 17 表	消防組合の消防費決算額の財源内訳	22
第 18 表	火災種別ごとの比較	24
第 19 表	季節別火災発生件数	25
第 20 表	月別発生件数	25
第 21 表	市町別出火率	26
第 22 表	火災による死者の年齢別理由別分類	26
第 23 表	出火原因別上位の推移	27
第 24 表	令和元年中の火災の出火原因別損害状況	28
第 25 表	1 日当たりの損害（365 日計算）	29
第 26 表	火災種別ごとの出火件数の割合	29
第 27 表	年次別焼損面積	30
第 28 表	年次別建物火災状況	31
第 29 表	令和 2 年中の主な火災	32
第 30 表	事故種別出動件数の推移	36
第 31 表	主な事故種別出動件数の構成比	36
第 32 表	傷病程度別搬送人員の推移	37
第 33 表	年齢区分別搬送人員の推移	38
第 34 表	各種講習の実施状況	40
第 35 表	救助隊の設置状況	43
第 36 表	救助出動件数、救助活動件数、救助人員の推移	44
第 37 表	事故種別救助活動状況	45
第 38 表	消防表彰受章者数	46
	国が行う表彰	46
	県が行う表彰	46
	日本消防協会が行う表彰	47
	三重県消防協会が行う表彰	47
第 39 表	令和 2 年度叙勲・褒章受章者	48

第1図	消防吏員数の推移	2
第2図	年齢層別消防吏員数の推移	3
第3図	消防団員数の推移	5
第4図	年齢層別消防団員数の推移	5
第5図	消防団員の平均年齢の推移	6
第6図	消防団員の就業形態	6
第7図	女性消防団員数の推移	7
第8図	年次火災発生件数	23
第9図	死傷者の年次別比較	23
第10図	主な火災種別ごと割合の推移	24
第11図	火災の時間別発生状況	25
第12図	主な出火原因の年次推移	27
第13図	火災による損害額の推移	28
第14図	県民一人当たり損害額	29
第15図	年次別焼損面積	30
第16図	建物火災の年次別比較	31
第17図	林野火災の年次別比較	32
第18図	救急救命士運用隊の推移	35
第19図	救急出動件数及び救急搬送人員数の推移	35
第20図	現場到着所要時間の推移	39
第21図	病院収容所要時間の推移	40
第22図	心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の 1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率等の推移	41
第23図	救助出動件数の推移	44
第24図	救助種別出動割合	45

## 第2 予防行政

第1表	県内の防火管理実施状況	51
第2表	防火管理者資格取得者数（消防長開催）	52
第3表	防火対象物定期点検報告制度実施状況	55
第4表	消防設備士免状取得者数	56
第5表	消防設備士義務講習受講者数	57
第6表	製造所等の区分別事故発生件数及び事故の態様	60
第7表	危険物取扱者免状種別取得者数	61
第8表	危険物取扱者保安講習受講者数	62
第1図	危険物施設数の状況	59
第2図	危険物施設の規模別構成比	59
第3図	危険物施設等の事故発生件数の推移	60

## 第3 防災行政

第1表	市町地域防災計画の修正協議状況	65
第2表	防災啓発実績	71
第3表	防災関係機関の防災資機材等一覧	81
第4表	自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の 防災資機材等一覧	82
第5表	津、尾鷲、上野、四日市の年および季節ごとの観測表	88
第6表	令和2年に県内で震度1以上を観測した地震	92
第7表	2020（令和2年）の警報・注意報の発表状況	93
第8表	令和2年災害の被害総括表	94

## 第4 防災航空行政

第1表	令和2年度防災ヘリコプター運行状況（総括表）	103
第2表	令和2年度緊急運航活動概要	106

## 第5 三重県防災通信ネットワーク

第1表	防災行政無線箇所数一覧	116
第2表	有線系設備箇所数一覧	117
第3表	防災ヘリコプター通信用無線設備箇所数一覧	117
第4表	市町村防災行政無線（移動系）とのシステム共用	119
第5表	市町村防災行政無線（同報系）	119
第1図	三重県防災通信ネットワークシステム系統図	118

## 第6 保安行政

第1表	高压ガス製造事業所処理量別区分	121
第2表	高压ガス製造事業所数	122
第3表	ガス種別移動式製造設備数	122
第4表	高压ガス貯蔵所貯蔵量区分	123
第5表	特定高压ガス消費者となる貯蔵量	123
第6表	高压ガス貯蔵所・特定高压ガス消費事業所数	124
第7表	高压ガス販売事業所数	124
第8表	製造保安責任者・販売主任者免状交付数 （新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない）	125
第9表	高压ガス関係試験実施状況（三重県実施分）	125
第10表	年度別高压ガス施設保安検査数	126
第11表	年度別事故件数（容器喪失・盗難を除く）	127
第12表	高压ガス保安関係団体一覧（令和3年3月現在）	127
第13表	液化石油ガス販売所等数	129
第14表	管轄別販売事業者・販売所数	129
第15表	管轄別保安機関の認定数（事業者数）	129
第16表	液化石油ガス設備士免状交付数 （新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない）	130
第17表	液化石油ガス設備工事届数	130
第18表	特定液化石油ガス設備工事事業者数	130
第19表	立入検査件数	131
第20表	販売所の立入検査結果	131
第21表	保安機関の立入検査結果	131
第22表	LPGガス事故件数（全国・三重県）	132
第23表	LPGガス事故原因別内訳（令和2年）	132
第24表	火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況	133
第25表	火薬類の許可件数	134
第26表	火薬及び爆薬の消費状況	134
第27表	猟銃等の製造所・販売所数	134
第28表	火薬類取扱保安責任者等試験実施状況	135
第29表	火薬類製造業者等立入検査の実施状況	136
第30表	火薬類製造業者等の違反件数	136
第31表	第一種電気工事士免状交付状況	137
第32表	第二種電気工事士免状交付状況	137
第33表	電気工事業者登録及び届出	137
第34表	電気工事業者立入検査等実施状況	137
第35表	電気用品販売業者立入検査実施状況	138

## 第7 消防教育訓練

第1表	教育訓練課程	140
第2表	令和2年度教育訓練実施状況	141
第3表	消防学校修了者数推移状況	141
第4表	消防職員教育訓練修了者数	142
第5表	消防団員修了者数	150

# 消 防 行 政



# 第1 消防行政

## 1 消防組織

### (1) 常備消防機関（消防本部）

令和3年4月1日現在、県内に15消防本部、28消防署、61分署・出張所が設置されており、消防吏員数は県全体で2,594人である。消防吏員数が100人未満の消防本部が5本部あり、そのうち、特に小規模な消防本部（消防吏員数が50人以下）が1本部となっている。

1消防本部あたりの平均管轄人口は約12万人であり、30万人以上の管轄人口を有するのは1本部、人口10万人以上30万人未満は5本部、10万人未満は9本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にある。また、1消防本部あたりの管轄面積は、約100km<sup>2</sup>から700km<sup>2</sup>超までと様々で平均管轄面積は約385km<sup>2</sup>となっている。

県内の15消防本部が行う県内29市町の消防事務の処理方式は、単独設置が7本部（7市町）、事務委託方式が5本部（15市町）、一部事務組合方式が3本部（8市町）となっている。〔第1表〕

第1表 県内15消防本部の概況（令和3年4月1日現在）

消防本部名	消防吏員数 (人)	消防署	分署・ 出張所	管轄人口 (人) ※1	管轄面積 (km <sup>2</sup> )	管轄市町名 ※2	事務処理方式
桑名市消防本部	255	3	5	218,829	394.93	◎桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	374	3	8	337,564	221.20	◎四日市市、 川越町、朝日町	事務委託
菰野町消防本部	56	1	0	41,643	107.01	菰野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	209	2	4	199,091	194.46	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	85	1	2	49,564	191.04	亀山市	単独設置
津市消防本部	361	4	9	276,072	711.19	津市	単独設置
伊賀市消防本部	172	1	7	89,771	558.23	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	116	1	2	77,584	129.77	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	200	1	6	147,800	384.24	◎伊勢市、 玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	47	1	1	18,036	107.34	鳥羽市	単独設置
志摩市消防本部	147	1	5	55,369	287.80	志摩市 南伊勢町(旧南勢町)	事務委託
松阪地区広域消防組合 消防本部	294	4	5	199,427	767.68	松阪市 多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合 消防本部	89	1	3	22,063	729.22	大台町、大紀町 南伊勢町(旧南島町)	事務組合
三重紀北消防組合 消防本部	109	3	1	32,478	449.24	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	80	1	3	35,462	541.10	◎熊野市、 御浜町、紀宝町	事務委託
合計	2,594	28	61	1,800,753	5,774.45		

※1 管轄人口は「令和3年度消防防災・震災対策現況調査」による

※2 ◎は事務を受託している市

(参考)

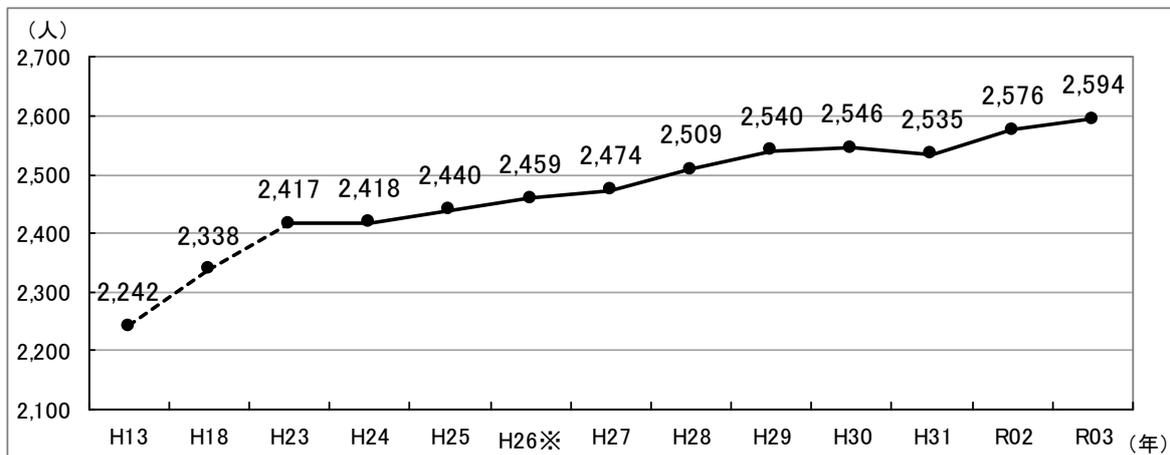
県内の常備消防体制は、平成9年4月2日付けで南牟婁郡の3町1村(当時)が消防体制の常備化にかかる政令指定を受け、平成10年4月1日に3町1村から委託を受けた熊野市消防本部が消防事務の受託業務を開始し、県内全市町村すべての常備化が完了した。

その後、平成18年1月1日に新「津市」(10市町村)が誕生し、従来の津市消防本部と久居地区広域消防組合が統合された。また、平成19年4月1日に名張市と伊賀市旧青山町地区を管轄していた伊賀南部消防組合消防本部が解散し、名張市は新設された名張市消防本部が、伊賀市旧青山町地区は伊賀市消防本部が管轄することとなり、現在の15消防本部体制となっている。

① 消防吏員数の推移

県内15消防本部に勤務する消防吏員数は増加傾向にあり、令和3年4月1日現在の吏員数は、前年度に比べ18人(0.7%)増の2,594人となっている。なお、平成13年4月1日現在の吏員数と比較すると、20年間で352人(15.7%)増加しており、年平均約17.6人の増員が行われている。〔第1図〕

第1図 消防吏員数の推移(各年4月1日現在)



※平成26年は4月2日現在

② 階級別年齢区分別にみる消防吏員数

消防吏員の階級は、消防正監から消防士まで8階級あり、その構成比を見ると、令和3年4月1日現在、最も多いのが消防士長で29.1%、次に消防司令補が25.4%となっている。また、年齢別では、30歳代が29.2%と最も多く、次に40歳代の28.6%、20歳代21.6%の順となっており、平均年齢は39.1歳となっている。〔第2-1表〕

また、年齢層別消防吏員数の推移をみると、30歳未満及び30歳以上50歳未満がほぼ横ばいであり、50歳以上が増加傾向にある。〔第2図〕

第2-1表 階級別、年齢区分別消防吏員数(令和3年4月1日現在)

【階級別】

(人(括弧内は構成比))

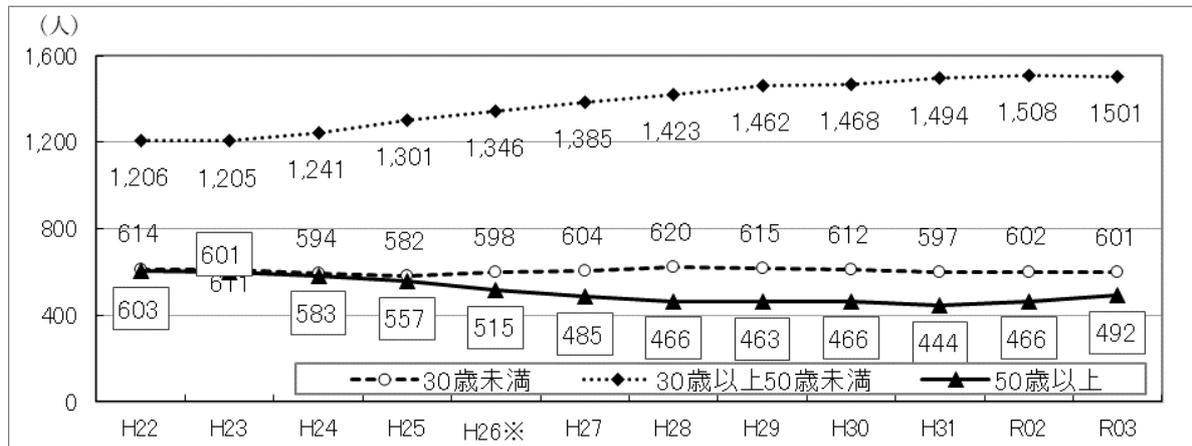
消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
6 (0.2%)	38 (1.5%)	115 (4.4%)	360 (13.9%)	658 (25.4%)	754 (29.1%)	52 (2.0%)	611 (23.6%)	2,594

【年齢区分別】

(人(括弧内は構成比))

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢
40 (1.5%)	561 (21.6%)	758 (29.2%)	743 (28.6%)	427 (16.5%)	65 (2.5%)	39.1歳

第2図 年齢層別消防吏員数の推移（各年4月1日現在）



※平成26年は4月2日現在

③ 女性消防吏員の活躍の推進

全国の消防吏員に占める女性の割合は、令和3年4月1日現在 3.2%となっており、警察、自衛隊、海上保安庁といった他の分野と比較して、低い水準となっている。

このため、総務省消防庁では、全国の消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和8年度当初までに5.0%に引き上げることを共通目標とし、各消防本部の実情に応じて、女性消防吏員比率の数値目標の設定と計画的な増員を全国の消防本部に対し要請している。

令和3年4月1日現在、県内の15消防本部のうち、12消防本部で72人の女性消防吏員が在籍しており、消防吏員に占める女性消防吏員の割合は2.8%で、全国における女性消防吏員の割合より低くなっている。〔第2-2表〕

第2-2表 消防吏員における女性消防吏員の割合の推移（各年4月1日現在）

【三重県】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
消防吏員数	2,417	2,418	2,440	2,459	2,474	2,509	2,540	2,546	2,535	2,576	2,594
うち女性消防吏員数	31	31	34	41	47	50	56	62	65	68	72
女性消防吏員の割合	1.3%	1.3%	1.4%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.6%	2.8%

【全国】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03
消防吏員数	157,784	158,194	158,905	159,787	160,649	161,618	162,375	163,369	163,907	165,044	165,463
うち女性消防吏員数	3,082	3,358	3,527	3,711	3,850	4,035	4,240	4,475	4,736	5,021	5,304
女性消防吏員の割合	2.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	3.0%	3.2%

(2) 非常備消防機関（消防団）

消防団員数は、各市町の条例で定数が規定されており、令和3年4月1日現在、県内29市町の条例定数の総数は14,307人、実団員の総数は12,886人であり、定数に対する充足率は90.1%となっている。〔第3表〕

第3表 市町別消防団員数等一覧（令和3年4月1日現在）

市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率	市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率
津市	2,287	2,057	89.9%	東員町	98	93	94.9%
四日市市	620	532	85.8%	菰野町	168	157	93.5%
伊勢市	559	533	95.3%	朝日町	62	60	96.8%
松阪市	1,420	1,251	88.1%	川越町	118	111	94.1%
桑名市	776	647	83.4%	多気町	330	322	97.6%
鈴鹿市	475	464	97.7%	明和町	225	215	95.6%
名張市	500	426	85.2%	大台町	405	334	82.5%
尾鷲市	260	191	73.5%	玉城町	70	63	90.0%
亀山市	415	391	94.2%	度会町	165	165	100.0%
鳥羽市	510	442	86.7%	大紀町	320	289	90.3%
熊野市	500	359	71.8%	南伊勢町	610	569	93.3%
いなべ市	327	327	100.0%	紀北町	420	385	91.7%
志摩市	800	726	90.8%	御浜町	150	124	82.7%
伊賀市	1,450	1,408	97.1%	紀宝町	185	163	88.1%
木曽岬町	82	82	100.0%	合計	14,307	12,886	90.1%

(参考)

消防団は、市町村の非常備の消防機関で、原則として市町村単位に1団を置くこととされている。県内の消防団は、平成22年4月1日から現在の29市町29団体制となっている。また消防団は、地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）、要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5倍）、即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）といった3つの特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎよ等を、国民保護の場合は避難住民の誘導等を行うこととなっている。

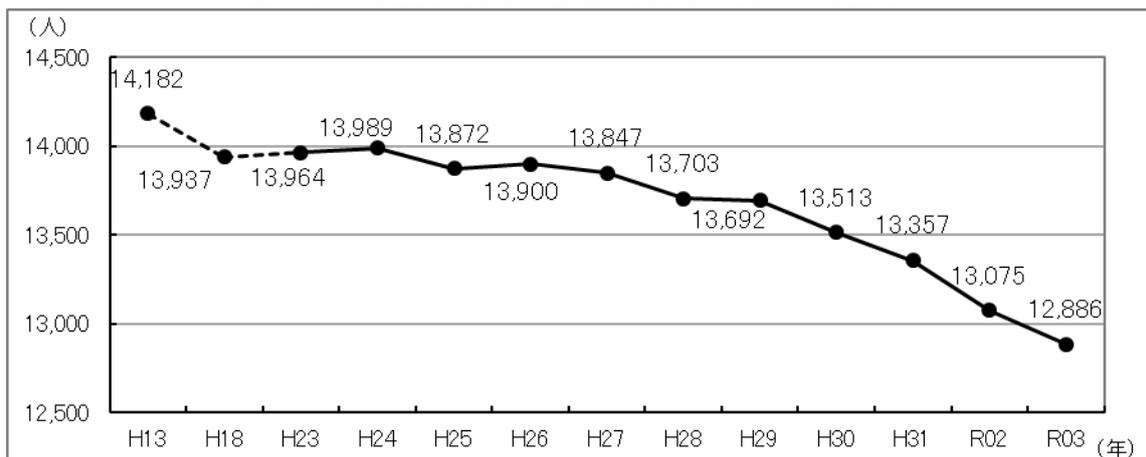
消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っており、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開し、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

① 消防団員数の推移

県内の消防団員数は、減少傾向にあり、平成13年と令和3年の4月1日現在の団員数を比較すると20年間で1,296人（9.1%）減少しており、これまで最少であった令和2年4月1日現在から更に189人減少して、過去最少人数となっている。

〔第3図〕

第3図 消防団員数の推移（各年4月1日現在）



② 階級別年齢区分別にみる消防団員数

消防団員の階級は、団長から団員まで7階級あり、最も多いのが団員（71.3%）で、次に班長（13.7%）、部長（6.1%）の順となっている。

また、年齢区分別では、40歳代（35.1%）が最も多く、次に30歳代（27.4%）、50歳代（19.7%）の順となっており、平均年齢は43.3歳となっている。〔第4表〕

さらに、年齢層別消防団員数の推移をみると、近年は、50歳以上の年齢層は増加するものの、50歳未満の年齢層はいずれも減少する傾向にある。〔第4図〕

第4表 階級別、年齢区分別消防団員数（令和3年4月1日現在）

【階級別】

（人（括弧内は構成比））

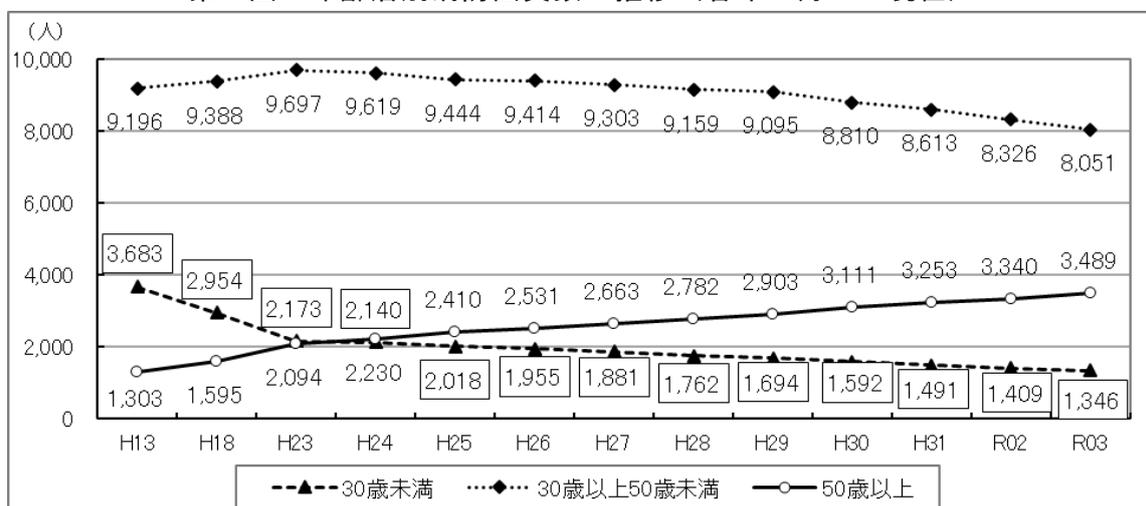
団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
29 (0.2%)	153 (1.2%)	447 (3.5%)	513 (4.0%)	789 (6.1%)	1,768 (13.7%)	9,187 (71.3%)	12,886

【年齢区分別】

（人（括弧内は構成比））

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢
59 (0.5%)	1,287 (10.0%)	3,533 (27.4%)	4,518 (35.1%)	2,541 (19.7%)	948 (7.4%)	43.3歳

第4図 年齢層別消防団員数の推移（各年4月1日現在）

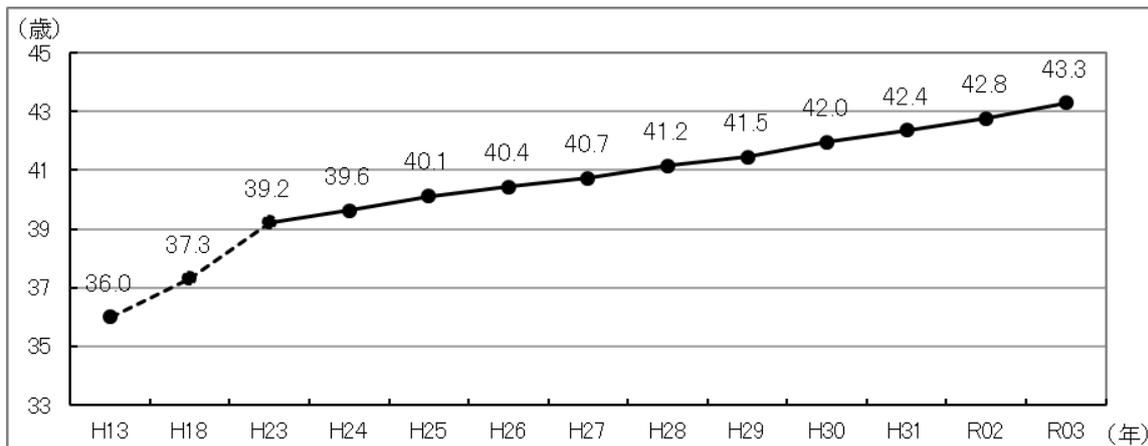


③ 消防団員の平均年齢の推移

県内の消防団員の平均年齢は、令和3年4月1日現在、43.3歳で、平成13年4月1日現在の平均年齢（36.0歳）から20年間で7.3歳上昇している。〔第5図〕

なお、令和3年4月1日現在の全国平均は42.5歳で、本県は全国平均をやや上回っている状況にある。

第5図 消防団員の平均年齢の推移（各年4月1日現在）

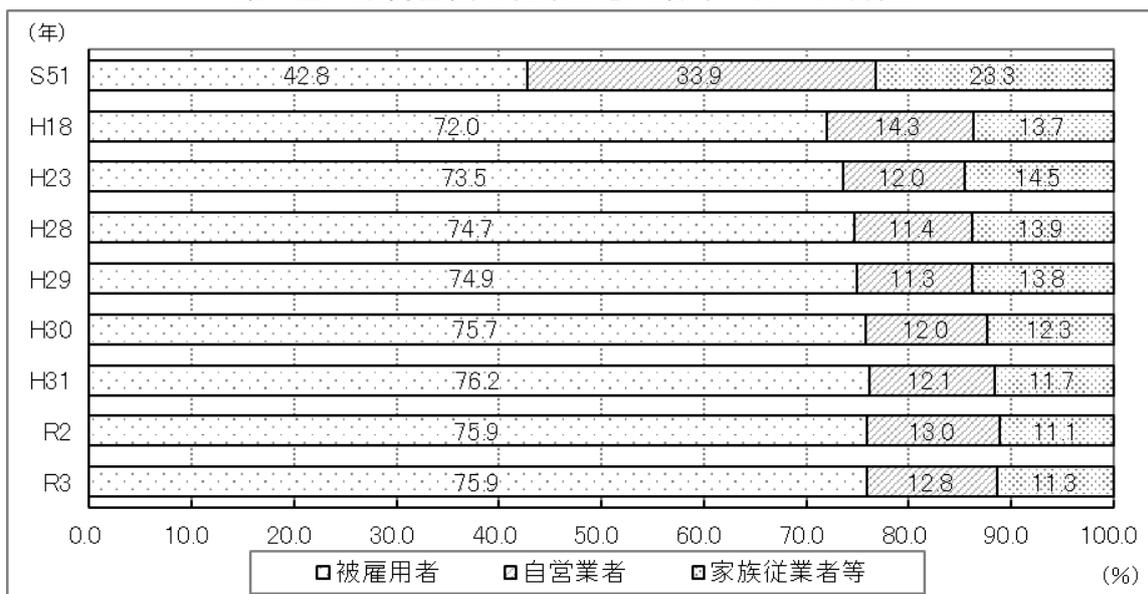


④ 消防団員の就業形態

消防団員のほとんどは、他に本業を持ちながら活動を行っているが、その就業形態（職業）は、被雇用者が圧倒的に多く、令和3年4月1日現在、その割合は75.9%となっている。

近年ほぼ同様の比率で推移しているが、45年前（昭和51年度）と比較すると、被雇用者の比率増と自営業者の比率減が顕著となっている。〔第6図〕

第6図 消防団員の就業形態（各年4月1日現在）



⑤ 女性消防団員の割合

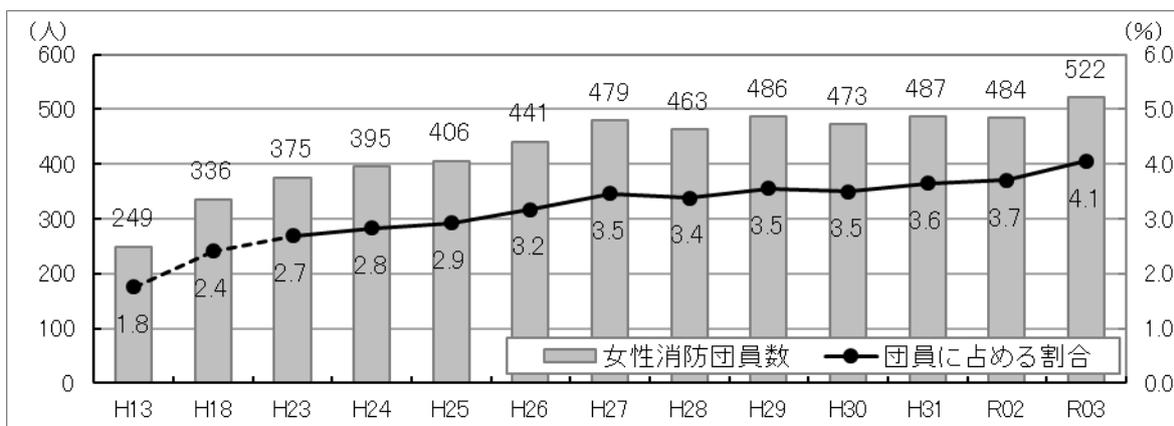
消防団員が長期的に減少している中、女性消防団員は全国的にも増加を続け、全国の消防団員に占める女性の割合は、令和3年4月1日現在で3.4%となっている。

総務省消防庁では、令和9年3月末日までに消防団員に占める女性の割合が10%に達するよう、全国の市町村に積極的な取組を要請している。

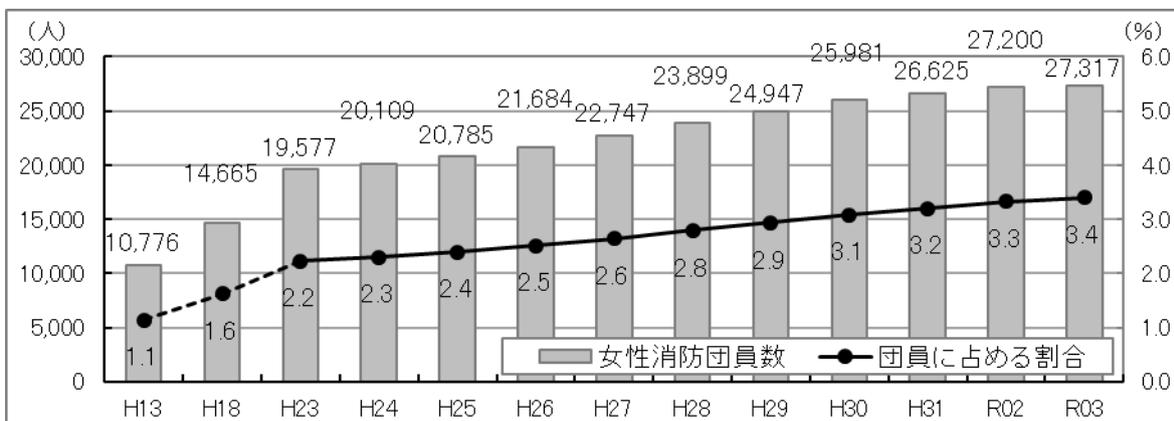
令和3年4月1日現在、県内の29消防団のうち、23消防団に522人の女性消防団員が在籍しており、消防団員に占める女性消防団員の割合は4.1%で、全国における女性消防団員の割合より高くなっている。〔第7図〕

第7図 女性消防団員数の推移（各年4月1日現在）

【三重県】



【全国】



(3) 自衛消防

① 婦人（女性）防火クラブ

婦人（女性）防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などの防火・火災予防の活動や地域の防災に関する取組など、地域において幅広い活動を行っている。

その数は、令和3年4月1日現在、18クラブ、2,396人となっており、クラブ員数は、前年度に比べ261人減少している。

また、婦人（女性）防火クラブの活動は、予防の啓発のみを行っているクラブが多く、次いで、消火活動を行うクラブが多くなっている。〔第5表〕

第5表 婦人防火クラブの現況（令和3年4月1日現在）

(ア) 現況

市 街 地		農山村地域		漁 村 地 域		そ の 他		合 計	
クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)
8	1,628	6	365	0	0	4	403	18	2,396

(イ) 活動状況別組織数

(a) 消火活動を行う	(b) 消火活動は行わないが、炊き出し、連絡、救護等を行う	(a)・(b)は行わず、予防の啓発のみ行う
5クラブ 778人	2クラブ 128人	11クラブ 1,490人

② 少年消防クラブ

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、少年少女で結成されている自主的な防災組織で、クラブ員は日頃から、防火・防災思想に関する様々な訓練の実施や講習会等への参加などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めている。

その数は、令和3年4月1日現在、17クラブ、195人となっており、前年度に比べ、2クラブ増加し、14人の減少している。〔第6表〕

第6表 少年消防クラブの現況（令和3年4月1日現在）

組織別クラブ数					組織別クラブ員数（人）					合計	
小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	クラブ数	クラブ員数
12	0	2	3	0	43	0	30	122	0	17	195

## 2 消防力の整備状況

令和3年4月1日現在、県内15消防本部の車両及び消防水利の整備状況は、別表のとおりである。〔第7表〕

### (1) 車両の保有状況

消防ポンプ自動車及び救急自動車は、全ての消防本部が保有しており、県内全体で、消防ポンプ自動車は143台、救急自動車は121台保有されている。

また、救助工作車は13消防本部で計18台、はしご自動車は11消防本部で計16台、化学自動車は11消防本部で計16台保有されており、未保有の消防本部においては、実際に必要となった場合に他の消防本部から応援を受けて対応している。

### (2) 消防水利の整備状況

消防水利の主なものは、消火栓と防火水槽等（貯水槽、井戸）であり、県内全体で、消火栓が41,373基、防火水槽等が9,735基整備されている。

なお、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、断水により消火栓の使用が出来なくなり、消火活動に支障をきたしたことから、市町は大規模災害時の消防水利の確保に向けて、耐震性貯水槽の整備を進めている。

第7表 消防力の整備状況（令和3年4月1日現在）

消防本部名	ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助 工作車	消防水利		
						消火栓	防火水槽等	うち耐震性貯水槽
津市消防本部	19	2	2	15	2	7,859	1,290	232
四日市市消防本部	17	3	2	14	3	6,680	656	300
伊勢市消防本部	9	1	1	9	1	1,595	1,038	272
桑名市消防本部	15	2	3	10	2	6,334	1,188	226
鈴鹿市消防本部	13	2	1	9	1	2,642	433	213
名張市消防本部	7	1	1	6	1	1,312	565	106
亀山市消防本部	4	1	1	4	1	612	656	153
鳥羽市消防本部	2	1	1	3	0	441	117	33
熊野市消防本部	6	0	0	5	0	1,096	259	55
志摩市消防本部	8	0	0	8	1	1,630	289	44
伊賀市消防本部	12	1	1	9	1	1,153	1,094	606
菟野町消防本部	2	1	0	3	1	1,438	124	18
三重紀北消防組合	8	0	2	7	1	1,471	216	27
松阪地区広域消防組合	14	1	1	14	2	6,301	1,351	185
紀勢地区広域消防組合	7	0	0	5	1	809	459	136
計	143	16	16	121	18	41,373	9,735	2,606

※車両については、予備車も計上している。

### 3 消防の広域化及び連携・協力

#### (1) これまでの経緯

消防の広域化については、平成 18 年の消防組織法の一部改正と「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の制定を受けて、県では平成 19 年度に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、その後、平成 25 年の基本指針の一部改正により「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定した。

消防庁では、平成 18 年の消防組織法改正から 10 年以上を経て、人口減少の更なる進展など消防を取り巻く状況が変わったこと、消防組織法改正後、平成 30 年 4 月 1 日現在で 52 地域において広域化が実現したものの、未だ小規模消防本部が多数存在しており、消防体制の更なる充実強化が必要であることを受け、再度地域における「消防組織のあり方」を議論すべきタイミングであるとして、平成 30 年 4 月 1 日に再び基本指針を改正し、広域化の推進期限を令和 6 年 4 月 1 日まで 6 年延長するとともに、都道府県に対しては、推進計画の再策定が求められた。あわせて、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防業務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」の推進が必要であるとし、都道府県が再策定する推進計画に消防の連携・協力についても対象となる市町村を定め、取組を推進することとされた。

#### (2) 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」の策定

県では、広域化と広域化につなげる連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき現状や課題を聞き取るとともに、地域毎の広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた今後の取組について議論を重ね、平成 31 年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定した。

#### (3) 広域化及び連携・協力の推進

県としては、引き続き、市町や消防本部に対し、広域化及び連携・協力のメリットや消防本部が抱える課題解決に役立つ先進事例等きめ細かな情報提供を行うとともに、地域における検討会等にオブザーバーとして参加するなど、関係市町や消防本部間の広域化及び連携・協力に関する幅広い仲介等の必要な支援を行っていく。

### 4 消防救急デジタル無線の整備

消防救急無線は、電波法令に基づく周波数割当計画の変更により、260MHz 帯のデジタル方式と規定され、これまで使用していた 150MHz 帯のアナログ方式は、その使用期限が平成 28 年 5 月 31 日までとされた。消防庁では、この消防救急無線のデジタル化にあたり、地域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）が望ましいとされたことから、県と県内消防本部では、協議検討を進め、平成 18 年度に「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」を、平成 23 年度には「県内の消防救急デジタル無線システム広域化・共同化に係る全体計画」を策定した。

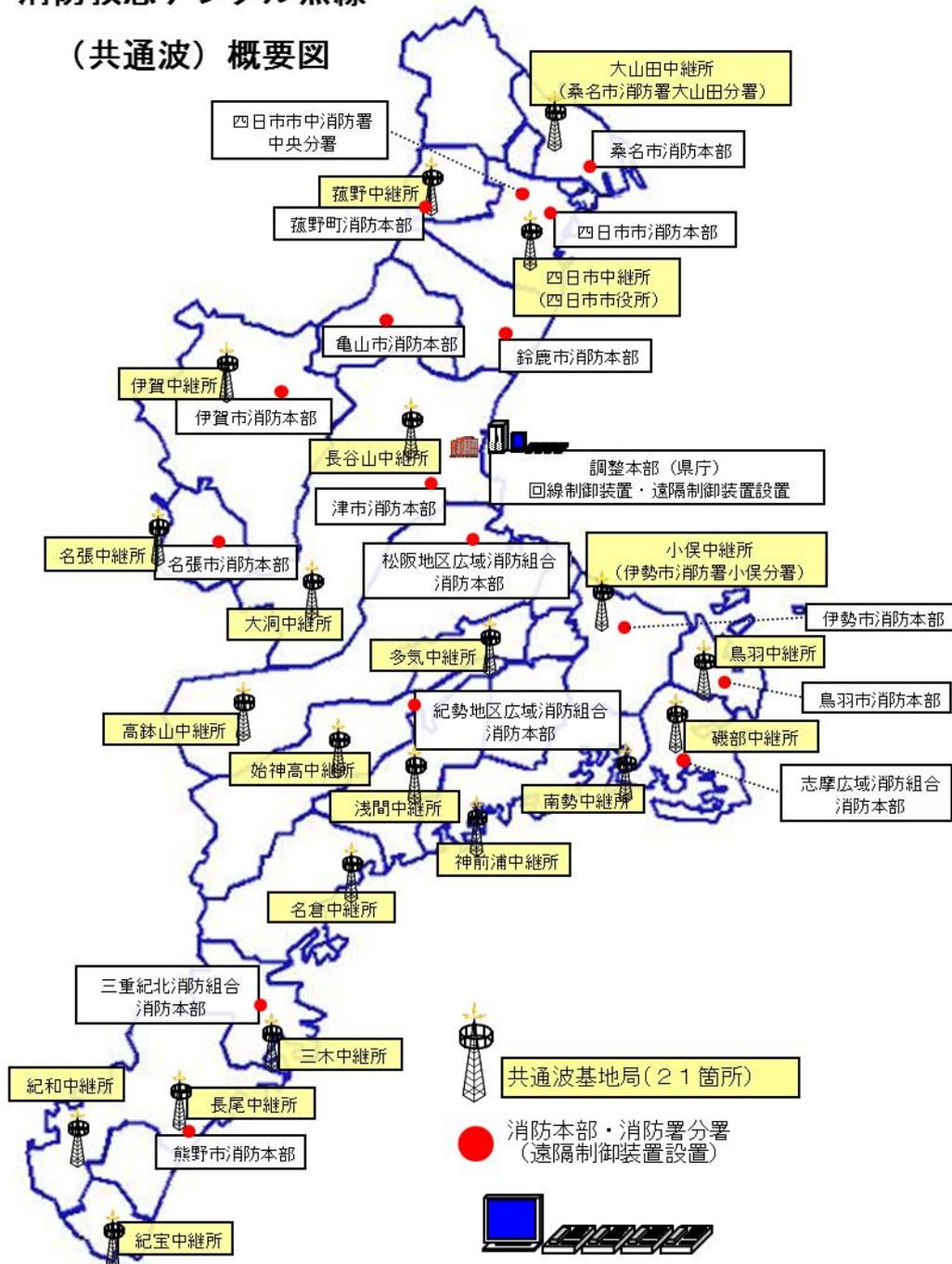
消防救急デジタル無線は、消防本部相互の応援活動等に使用する共通波と、消防本部の管轄区域の活動で使用する活動波で構成されている。

共通波については、三重県市町総合事務組合が主体となり、県域1ブロックでのデジタル化整備を行うこととし、平成24年度から平成26年度までの3年間、県が受託事務として工事発注及び施工管理を行った。この工事において、県内21箇所の基地局の整備、各消防本部への遠隔制御装置の設置等を行い、本工事については、平成26年度末に完了し、平成27年4月から運用を開始している。

また、活動波については、県内の各消防本部が主体となり、平成28年5月末までに整備を完了している。

## 消防救急デジタル無線

### (共通波) 概要図



## 5 緊急消防援助隊

### <緊急消防援助隊とは>

緊急消防援助隊とは、消防組織法第45条第1項に規定されている全国的な消防の広域応援を行う消防部隊で、被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、災害の発生した市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害発生市町村において消防の応援等を行う部隊である。

緊急消防援助隊の出動に関しては、消防庁長官による、緊急消防援助隊が出動のため必要な措置をとることを指示する規定（第44条第5項）、都道府県知事が消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示する規定（第44条第6項）が設けられている。

### (1) 緊急消防援助隊発足の経緯

緊急消防援助隊は平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、同年6月に創設された。その後、平成15年6月の消防組織法の改正により、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

なお、緊急消防援助隊については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、消防庁長官が緊急消防援助隊に関する政令で定めるところにより、緊急消防援助隊を登録している。

### (2) 緊急消防援助隊の編成等

緊急消防援助隊は予め、基本計画に基づき部隊及び都道府県大隊を編成しその単位で被災地に赴き、被災地でまとまって活動することが原則とされている。

三重県大隊の編成、活動等の詳細については「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に示されており、出動する三重県大隊はこの計画に基づいて活動を行い、令和3年4月1日現在、重複を除く115隊【合計登録隊数119隊】の登録となっている。〔第8表〕〔第9表〕

緊急消防援助隊の登録隊数については、東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、令和5年度末までに、全国で重複を除く6,600隊規模を目標とすることが示された（「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更内容等について」（平成31年3月8日付消防広第44号消防庁広域応援室長通知））。

これを踏まえ、本県においても、令和5年度末までに重複を除く117隊への増隊をめざすこととしている。

第8表 緊急消防援助隊の登録状況（令和3年4月1日現在）

	登録隊数	【参考】三重県隊は、 車両114台、航空機1機（三重県） 人員408名で構成されている。
全 国	6,546 隊	
三重県	115 隊	

※ 重複登録を除く

(3) エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備

東日本大震災の際に千葉県市原市や宮城県仙台市で発生したような石油コンビナート災害に対応するため、国民の安全・安心を脅かすだけでなく、サプライチェーンの途絶など経済的にも大きな影響を与えるエネルギー・産業基盤の被災に備え国土強靱化の観点から、応急対応能力を高めるため、緊急消防援助隊に、特殊災害対応に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を新設することとなった。

平成26年度末にその中核となる大型放水砲搭載ホース延長車（大容量放水を実施、延長1kmホース積載）と大容量送水ポンプ車（小型強力ポンプを積載し、海・川等の様々な水利に対応するとともに大容量送水を実施）の2台の車両が消防庁の無償使用制度を活用し、四日市市消防本部に全国で最初に配備された（全国12地域に部隊配備）。

(4) 土砂・風水害機動支援部隊・NBC災害即応部隊の新設

近年、局地的豪雨や台風による大雨等により、大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じており、風水害が多発化、大規模化していることから、大規模な土砂災害や風水害時における救助体制を強化するため、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両を中核として構成される「土砂・風水害機動支援部隊」を新設し、被災地に機動的に投入する体制を整備することとなった。（令和5年度末までに、全国で50部隊程度の配備予定）

また、諸外国においてテロが発生していることや、日本国内で令和3年に開催された第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会におけるNBCテロ災害の発生に備え、負傷者の救助、除染活動を迅速かつ的確に実施するため、NBC災害に対応する特殊な装備・資機材を有した「NBC災害即応部隊」を新設し、消防庁長官が別に定める特別な運用計画に基づき迅速に出動する体制を整備することとなった。（令和5年度末までに、全国で50部隊程度の配備予定）

第9表 緊急消防援助隊三重県大隊（ブロック・本部別） 令和3年4月1日現在

ブロック	消防本部名等	小隊数等	小 隊 名	人員
北勢 ブロック長 桑名消防	桑名市消防本部	9 隊 35名	消火小隊2 隊 (タンク・ポンプ)	9
			救助小隊 (Ⅱ型)	5
			救急小隊2 隊 (高規格)	6
			特殊装備小隊2 隊 (はしご・屈折はしご)	10
			後方支援小隊2 隊 (支援車Ⅳ型・資機材搬送車)	5
	四日市市消防本部	19 隊 69名 (重複3 隊15名含む)	指揮隊4 隊 (県大隊・総合機動部隊・NBC災害即応部隊・土砂・風水害機動支援部隊)	20
			エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	4
			消火小隊4 隊 (タンク3 隊・ポンプ)	16
			救助小隊 (Ⅲ型)	5
			救急小隊2 隊 (高規格)	6
			特殊災害小隊 [大規模危険物火災対応] 大型化学高所放水車、原液搬送車 大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車 [毒劇物対応] Ⅱ型	9
			特殊装備小隊 (重機及び重機搬送車)	2
			後方支援小隊 (支援車Ⅰ型)	3
	菟野町消防本部	1 隊 3名	救急小隊 (高規格)	3
	鈴鹿市消防本部	9 隊 32名	消火小隊5 隊 (タンク2 隊・ポンプ3 隊)	20
			救急小隊2 隊 (高規格)	6
			特殊装備小隊 (屈折はしご)	4
			後方支援小隊 (資機材搬送車)	2
	亀山市消防本部	4 隊 12名	消火小隊 (タンク)	4
救急小隊2 隊 (高規格)			6	
特殊装備小隊 (小型水槽)			2	
中勢・伊賀 ブロック長 津消防	津市消防本部	15 隊 57名	指揮隊 (県大隊)	5
			消火小隊6 隊 (タンク5 隊・化学)	24
			救助小隊2 隊 (Ⅲ型・津波大規模風水害対策車)	10
			救急小隊3 隊 (高規格)	9
			特殊装備小隊 (はしご)	5
	伊賀市消防本部	10 隊 32名	後方支援小隊2 隊 (機動連絡車・支援車Ⅰ型)	4
			消火小隊4 隊 (タンク2 隊・ポンプ2 隊)	16
			救急小隊4 隊 (高規格)	12
	名張市消防本部	8 隊 30名	後方支援小隊2 隊 (支援車Ⅲ型・支援車Ⅳ型)	4
			消火小隊2 隊 (タンク・ポンプ)	9
			救助小隊 (Ⅱ型)	5
			救急小隊3 隊 (高規格)	9
			特殊装備小隊 (はしご)	5
松阪・紀勢・東紀州 ブロック長 松阪消防	松阪地区広域消防組合消防本部	13 隊 48名	後方支援小隊2 隊 (支援車Ⅰ型・燃料補給車)	5
			指揮隊 (県大隊)	4
			消火小隊5 隊 (ポンプ2 隊・タンク2 隊・化学)	20
			救助小隊 (Ⅲ型)	5
			救急小隊3 隊 (高規格)	9
	紀勢地区広域消防組合消防本部	4 隊 13名	特殊装備小隊 (はしご)	5
			消火小隊2 隊 (タンク・ポンプ)	8
			救急小隊 (高規格)	3
	三重紀北消防組合消防本部	7 隊 23名	後方支援小隊 (資機材搬送車)	2
			消火小隊3 隊 (ポンプ2 隊・化学)	12
			救急小隊3 隊 (高規格)	9
			後方支援小隊 (資器材搬送車)	2
熊野市消防本部	5 隊 18名	消火小隊3 隊 (タンク・ポンプ2 隊)	12	
		救急小隊2 隊 (高規格2 隊)	6	
伊勢・志摩 ブロック長 伊勢消防	伊勢市消防本部	5 隊 18名	消火小隊2 隊 (タンク2 隊)	8
			救助小隊 (Ⅱ型)	5
			救急小隊 (高規格)	3
			後方支援小隊 (人員輸送車)	2
	鳥羽市消防本部	2 隊 8名	消火小隊2 隊 (タンク・化学)	8
			消火小隊2 隊 (タンク2 隊)	8
	志摩市消防本部	5 隊 16名	救急小隊2 隊 (高規格)	6
			後方支援小隊 (資機材搬送車)	2
三重県防災航空隊	3 隊 12名 (重複1 隊3名含む)	航空小隊	6	
		航空指揮支援小隊	3	
		航空後方支援小隊	3	

※下線については、重複を指す。

合計 115隊 408名 (※4 隊18名重複除く)

## 6 消防相互応援協定等

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（消防組  
法第 39 条第 1 項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模な災害や  
特殊な災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、県においては、全市町及び消防の一部事務組合が参加した消防相互応援協定が  
締結されている。さらに、特殊な協定として、高速道路を対象としたものがある。〔第  
10 表〕

第 10 表 消防相互応援協定の締結状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

### その 1 県内統一協定

三重県内消防相互応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H15. 10. 1 (H19. 3. 1)
三重県防災ヘリコプター応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H10. 7. 1 (H19. 3. 1)

### その 2 市町間協定

いなべ市・東員町	S41. 1. 1
朝日町・川越町	S24. 9. 20
津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・亀山市 木曽岬町・朝日町・川越町・菰野町・多気町・玉城町・大台町・大紀町・紀北町 松阪地区広域消防組合・紀勢地区広域消防組合・三重紀北消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H 2. 12. 6) (H 5. 3. 29) (H 8. 3. 28) (H15. 3. 11) (H16. 12. 27) (H18. 3. 1) (H20. 2. 23) (H25. 3. 24) (H30. 5. 17)
松阪市・津市	S45. 5. 25
松阪市・多気町	S45. 4. 1
松阪市・明和町	S45. 4. 1
松阪市・大台町	S45. 5. 8
多気町・大台町・松阪市	S45. 6. 11
多気町・明和町	S45. 6. 11
大台町・大紀町	S42. 3. 1
鳥羽市・志摩市・南伊勢町	S45. 12. 20
鳥羽市・志摩地区広域消防組合	S48. 9. 4
玉城町・度会町	S62. 5. 1
度会町・大紀町・南伊勢町	S30. 4. 1
尾鷲市・熊野市	S42. 3. 1
熊野市・御浜町・紀宝町	S43. 9. 4
津市・伊賀市	H11. 2. 1
伊勢市・明和町	S45. 2. 4
伊勢市・紀勢地区広域消防組合	H14. 8. 26
三重紀北消防組合・紀勢地区広域消防組合	H15. 11. 4

その3 県内・県外団体間

桑名市・海部南部消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H18. 3. 29)
桑名市・海部南部消防組合	S62. 12. 24
亀山市・甲賀広域行政組合（高速）	H20. 2. 23
津市・御杖村・宇陀広域消防組合	S49. 6. 15 (H18. 8. 11)
松阪地区広域消防組合・吉野広域行政組合	H 2. 4. 1
伊賀市・甲賀市	S52. 4. 1 (H17. 11. 1)
熊野市・北山村	S42. 3. 1
熊野市・新宮市・田辺市・串本町・那智勝浦町・白浜町	S52. 10. 1 (S54. 10. 1) (H 5. 7. 30) (H18. 11. 1)
熊野市・十津川村	S41. 5. 1
桑名市・愛西市・海津市	H 4. 8. 21 (H18. 12. 26)
桑名市・いなべ市・彦根市・多賀町	H 6. 8. 1
熊野市・新宮市	S34. 7. 1 (H18. 7. 1)
名張市・宇陀広域消防組合	H 7. 10. 11
松阪地区広域消防組合・宇陀広域消防組合	H 7. 12. 5
名張市・山辺広域行政事務組合	H12. 3. 1
名張市・宇陀市	H12. 3. 16 (H18. 5. 24)
伊賀市・奈良市	H17. 4. 1
尾鷲市・上北山村	H17. 5. 11
名張市・曾爾村	H12. 3. 16
伊賀市・南山城村	H18. 9. 1
伊賀市・相楽中部消防組合	H18. 9. 1
伊賀市・山辺広域行政事務組合	H18. 9. 1

## 7 消防財政

### (1) 市町の消防費

#### ① 消防費の決算状況

県内市町の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の決算状況は、下表〔第11表〕のとおりである。

令和2年度の消防費歳出決算額は40,924,245千円で、前年度に比べ6,624,548千円（1.2%）増加している。

なお、市町の普通会計歳出決算額974,630,768千円に占める消防費決算額の割合は4.2%で、前年度に比べ0.4%減少している。

また、1世帯当たりの消防費の県内平均額は54,668円、住民1人当たりでは23,095円となっており、前年度に比べ、1世帯当たりでは11,943円（28%）増加、住民1人当たりでは4,185円（22%）増加している。

第11表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに  
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (千円) (A)	消 防 費 決 算 額 (千円) (B)	1世帯当 たり消防費 (円)	住民1人 当たり消防費 (円)	普通会計に占 める消防費の割合 (B)/(A)×100 (%)	参 考	
						住 基 世帯数	住 基 人 口
H22	682,364,362	31,810,407	43,545	17,248	4.7	730,515	1,844,293
H23	685,889,155	31,073,710	42,190	16,901	4.5	736,521	1,838,613
H24	680,186,815	31,634,002	41,414	16,902	4.7	763,846	1,871,619
H25	705,875,306	32,679,488	42,523	17,486	4.6	768,510	1,868,860
H26	719,689,479	35,290,370	45,629	18,972	4.9	773,416	1,860,113
H27	738,736,165	43,807,838	56,326	23,680	5.9	777,756	1,850,028
H28	725,627,987	34,168,006	43,646	18,552	4.7	782,840	1,841,753
H29	735,864,621	34,109,369	43,179	18,596	4.6	789,961	1,834,269
H30	755,412,840	34,450,077	43,289	18,881	4.6	795,821	1,824,637
R元	761,511,547	34,299,697	42,725	18,910	4.6	802,803	1,813,859
R2	974,630,768	40,924,245	54,668	23,095	4.2	748,592	1,772,011

※ 住基世帯数、住基人口は、平成22～24年度については各年3月31日現在、平成25～令和2年度については各年1月1日現在の住民基本台帳に基づく。平成24年度から令和2年度については、住基世帯数、住基人口に外国人を含む。

② 経費の性質別内訳

令和2年度の消防費歳出決算額 40,924,245 千円の性質別内訳は、構成比の高いものから順に人件費 20,892,159 千円（構成比 51.1%、前年度比 24.6%増）、補助費 9,230,075 千円（構成比 22.6%、前年度比 2.5%減）、普通建設事業費 6,598,784 千円（構成比 16.1%、前年度比 35.7%増）、物件費 3,985,043 千円（構成比 9.7%、前年度比 30.5%増）となっている。〔第 12 表〕

第 12 表 市町の消防費性質別歳出決算額の推移

（単位：千円、％）

区 分	令和元年度		令和2年度		対前年度比	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	16,768,477	48.9	20,892,159	51.1	4,123,682	24.6
（うち職員給）	13,149,667	38.3	16,212,274	39.6	3,062,607	23.3
物 件 費	3,054,056	8.9	3,985,043	9.7	930,987	30.5
維 持 補 修 費	121,090	0.4	214,903	0.5	93,813	77.5
補 助 費	9,471,375	27.6	9,230,075	22.6	△ 241,300	△ 2.5
普 通 建 設 事 業 費	4,861,299	14.2	6,598,784	16.1	1,737,485	35.7
（うち補助事業費）	457,805	1.3	816,871	2.0	359,066	78.4
（ ” 単独事業費）	4,384,267	12.8	5,723,728	14.0	1,339,461	30.6
そ の 他	23,400	0.1	3,281	0.0	△ 20,119	△ 86.0
合 計	34,299,697	100	40,924,245	100	6,624,548	19.3

③ 財源構成

令和2年度の消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が28,239,146千円（構成比78.3%、前年度比5.0%増）、特定財源が7,827,774千円（構成比21.7%、前年度比5.8%増）で、特定財源の内訳は、地方債4,105,434千円（構成比11.4%、前年度比2.8%増）、国庫支出金415,424千円（構成比1.2%、前年度比62.1%増）、県支出金232,521千円（構成比0.6%、前年度比9.6%増）などとなっている。〔第13表〕

なお、消防費財源内訳中の一般財源（28,239,146千円）は、消防費にかかる基準財政需要額（24,489,223千円）の115.3%となっている。

第13表 市町の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和元年度		令和2年度		対前年度比		
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 (a)	34,299,697	100.0	36,066,920	100.0	1,767,223	5.2	
一 般 財 源 (b)	26,902,089	78.4	28,239,146	78.3	1,337,057	5.0	
特定財源	国 庫 支 出 金	256,352	0.7	415,424	1.2	159,072	62.1
	県 支 出 金	212,131	0.6	232,521	0.6	20,390	9.6
	使 用 料 手 数 料	100,092	0.3	86,270	0.2	△ 13,822	△ 13.8
	地 方 債	3,994,300	11.6	4,105,434	11.4	111,134	2.8
	そ の 他	2,834,733	8.3	2,988,125	8.3	153,392	5.4
	計 (c)	7,397,608	21.6	7,827,774	21.7	430,166	5.8
一般財源比率 (b)/(a)×100	78.4	—	78.3	—	—	—	
特定財源比率 (c)/(a)×100	21.6	—	21.7	—	—	—	
消防費基準 財政需要額 (d)	24,095,635	—	24,489,223	—	—	—	
(b)/(d)×100	111.6	—	115.3	—	—	—	

● 地方交付税

地方交付税における消防費の単位費用については、市町における消防費の実情を勘案して算定されており、下表〔第14表〕のとおりとなっている。

第14表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度伸率 (%)	本県の基準財政需要額 (千円)	対前年度比率 (%)
H23	11,200	△ 1.8	25,330,727	111.7
H24	11,300	0.9	25,568,311	100.9
H25	10,800	△ 4.4	24,617,864	96.3
H26	11,200	3.7	25,474,941	103.5
H27	11,300	0.9	25,720,646	101.0
H28	11,300	0.0	23,451,703	91.2
H29	11,300	0.0	24,176,499	103.1
H30	11,300	0.0	23,992,932	99.2
R元	11,400	0.9	24,095,635	100.4
R2	11,700	2.6	24,489,223	101.6

● 国庫補助金

平成30年度から令和2年度までに市町等に対して交付された国庫補助金(消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金)による消防施設の整備状況は下表〔第15表〕のとおりである。

第15表 国庫補助金による県内の消防施設等整備状況(単位:千円、%)

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		対前年度	
		数量	補助金	数量	補助金(A)	数量	補助金(B)	増減 (B)-(A)≈(C)	比率 (C)/(A)
消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽 40㎡型	4	10,772	6	16,458	6	16,458	0	0.0
	耐震性貯水槽 60㎡型	3	12,240	3	12,465			△12,465	皆減
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置40㎡型								
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置60㎡型								
	合計	7	23,012	9	28,923	6	16,458	△ 12,465	△ 43.1
緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防ポンプ自動車								
	水槽付消防ポンプ自動車					1	16,331	16,331	皆増
	化学消防ポンプ自動車								
	救急自動車・高度救命処置用資機材	3	38,947	1	12,649	2	25,130	12,481	98.7
	救助工作車(Ⅲ型)	1	19,080						
	救助隊用支援資機材等	1	25,944						
	合計	7	83,971	1	12,649	3	41,461	28,812	227.8%

(2) 消防組合の消防費

① 消防費の決算状況

県内の消防組合における消防費の決算状況は、下表〔第16表〕のとおりである。  
令和2年度の消防費歳出決算額は4,857,325千円で、前年度に比べ412,658千円(7.8%)減少している。

② 経費の性質別内訳

令和2年度の消防組合における消防費決算額の性質別内訳は、構成比の高いものから順に、人件費4,007,847千円(構成比82.5%、前年度比0.3%増)、普通建設事業費404,417千円(構成比8.3%、前年度比48.2%減)、物件費389,091千円(構成比8.0%、前年度比9.9%減)、補助費41,131千円(構成比0.8%、前年度比7.9%減)となっている。〔第16表〕

第16表 消防組合の消防費性質別歳出決算額の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		対前年度比	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	3,997,694	75.9	4,007,847	82.5	10,153	0.3
(うち職員給)	3,182,421	60.4	3,170,697	65.3	△ 11,724	△ 0.4
物 件 費	432,071	8.2	389,091	8.0	△ 42,980	△ 9.9
維 持 補 修 費	14,082	0.3	14,839	0.3	757	5.4
補 助 費	44,673	0.8	41,131	0.8	△ 3,542	△ 7.9
普 通 建 設 事 業 費	781,463	14.8	404,417	8.3	△ 377,046	△ 48.2
(うち補助事業費)	0	0.0	114,497	2.4	114,497	皆増
( " 単 独 事 業 費 )	781,463	14.8	289,920	6.0	△ 491,543	△ 62.9
そ の 他	0	0.0	0	0.0	0	-
合 計	5,269,983	100	4,857,325	100	△ 412,658	△ 7.8

③ 財源構成

令和2年度の消防組合における消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が4,649,488千円（構成比95.7%、前年度比9.3%減）、特定財源が207,837千円（構成比4.3%、前年度比42.2%増）で、特定財源の内訳は、地方債136,000千円（構成比2.8%、前年度比4.5%増）などとなっている。〔第17表〕

第17表 消防組合の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和元年度		令和2年度		対前年度比		
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 (a)	5,269,983	100.0	4,857,325	100.0	△ 412,658	△ 7.8	
一 般 財 源 (b)	5,123,841	97.2	4,649,488	95.7	△ 474,353	△ 9.3	
特定財源	国庫支出金	0	0.0	46,656	1.0	46,656	皆増
	県支出金	0	0.0	0	0.0	0	—
	使用料手数料	0	0.0	0	0.0	0	—
	地方債	130,200	2.5	136,000	2.8	5,800	4.5
	その他	15,942	0.3	25,181	0.5	9,239	58.0
	計 (c)	146,142	2.8	207,837	4.3	61,695	42.2
一般財源比率 (b)/(a)×100	97.2	—	95.7	—	—	—	
特定財源比率 (c)/(a)×100	2.8	—	4.3	—	—	—	

## 8 火災の現況

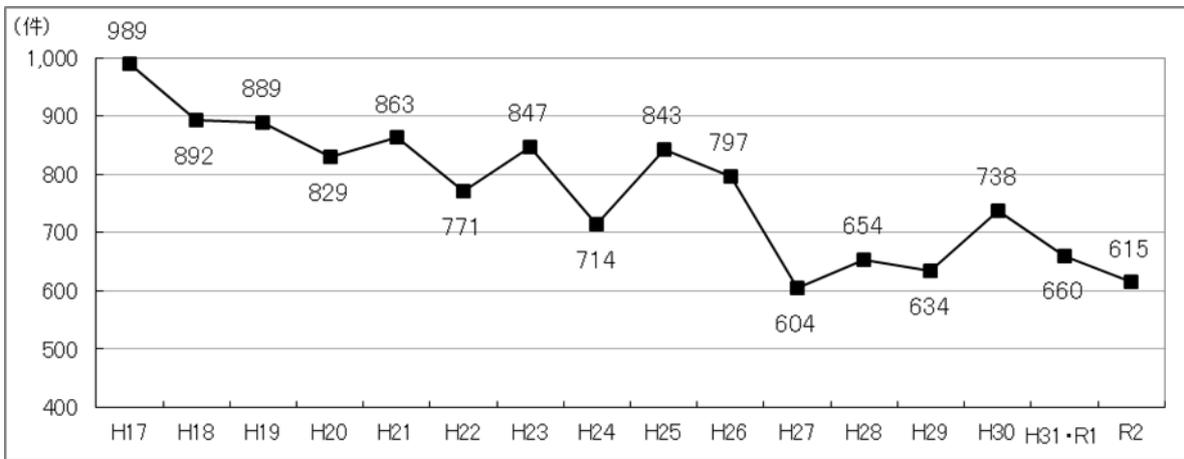
県内の令和2年の火災は615件で、前年より45件（6.8%）減少した。

火災発生件数の推移をみると、増加と減少を繰り返しながらも、長期的な傾向としては、おおむね減少傾向となっている。〔第8図〕

なお、火災発生件数を1日当たりでみると、令和2年は1日平均約1.7件の火災が発生していることとなる。

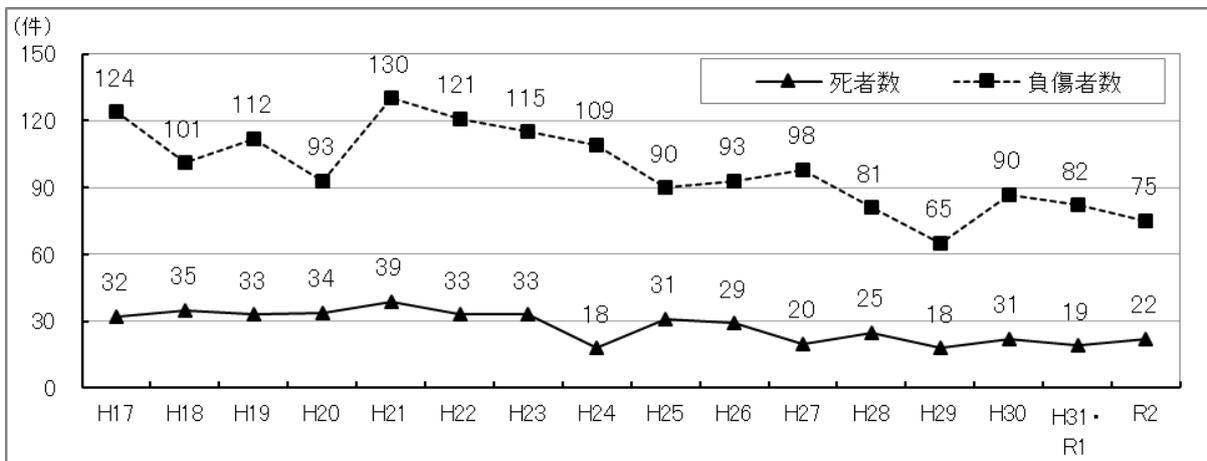
また、火災による死傷者数は、おおむね横ばいとなっており、令和2年は、前年に比べ、死者数及び負傷者数ともに前年より減少している。〔第9図〕

第8図 年次火災発生件数



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
1日当たり 件数	2.7	2.4	2.4	2.3	2.4	2.1	2.3	2.0	2.3	2.2	1.7	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7

第9図 死傷者の年次別比較



(1) 出火状況

① 火災種別出火件数

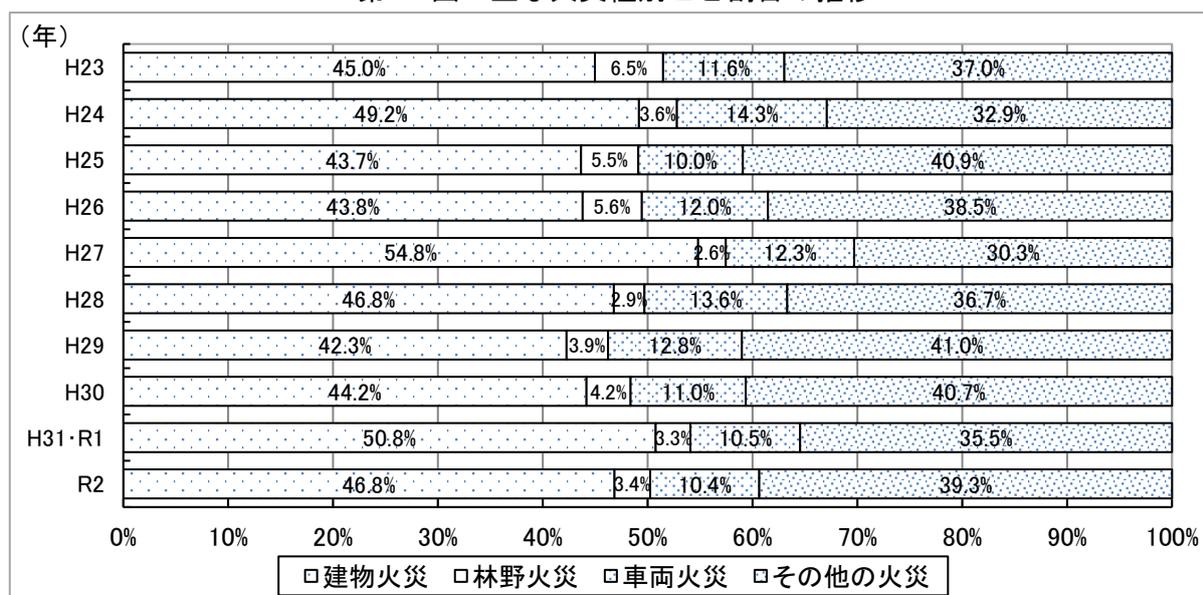
令和2年の出火件数を火災種別ごとにみると、多い順に、建物火災 288 件（前年比 47 件（14.0%）減）、車両火災 64 件（前年比 5 件（7.2%）減）、林野火災 21 件（前年比 1 件（4.5%）減）、船舶火災 2 件（前年比 1 件（33.3%）減）となっている。〔第 18 表〕

また、主な火災種別である建物火災、林野火災、車両火災の割合を最近 10 年間でみると、建物火災はおおむね 40～50%で推移し、車両火災がおおむね 10～15%、林野火災がおおむね 3～7%で推移している。〔第 10 図〕

第 18 表 火災種別ごとの比較 (単位：件、%)

種別	平成31・令和元年	令和2年	前年増減数	前年増減率
建物	335	288	△ 47	△ 14.0
林野	22	21	△ 1	△ 4.5
車両	69	64	△ 5	△ 7.2
船舶	3	2	△ 1	△ 33.3
航空機	0	0	0	—
その他	231	240	9	3.9
総計	660	615	△ 45	△ 6.8

第 10 図 主な火災種別ごと割合の推移



② 月別火災発生件数

令和2年の火災発生件数を季節別にみると、春季194件(31.5%)、次いで冬季170件(27.6%)、秋季127件(20.7%)、夏季124件(20.4%)の順となっている。年間を通して、前年より件数が減少している。〔第19表〕

また、月別では、3月、4月の69件が最も多く、次いで12月、8月、5月の順に多く発生した。また、少ない月は、7月、9月、6月の順となっている。〔第20表〕

第19表 季節別火災発生件数 (単位：件)

	春季(3~5月)	夏季(6~8月)	秋季(9~11月)	冬季(12~2月)	計
H30	203 (27.5%)	161 (21.8%)	147 (19.9%)	227 (30.8%)	738
H31・R1	205 (31.1%)	137 (20.8%)	129 (19.5%)	189 (28.6%)	660
R2	194 (31.5%)	124 (20.2%)	127 (20.7%)	170 (27.6%)	615

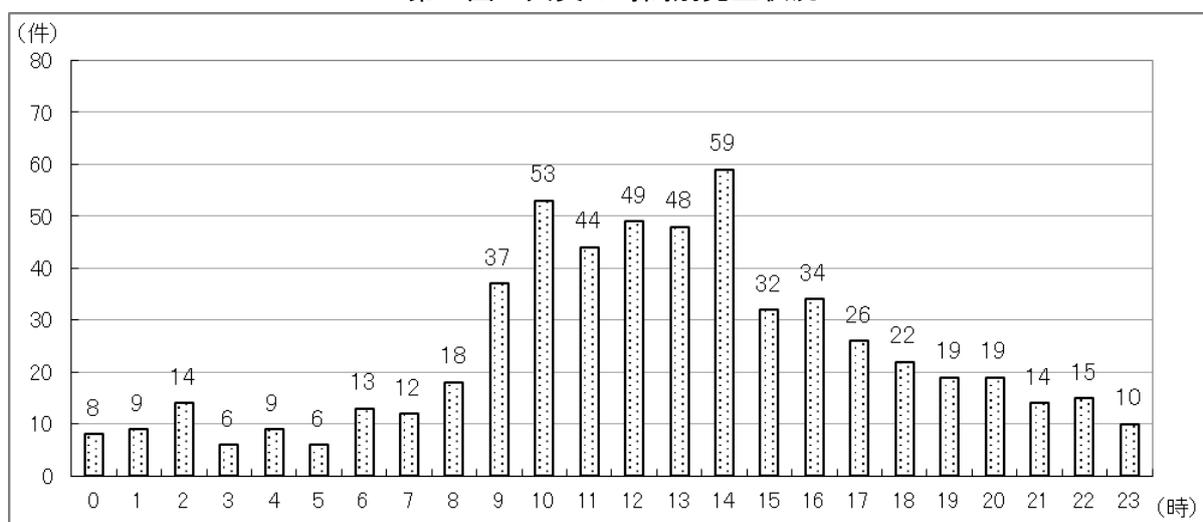
第20表 月別発生件数 (単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H30	51	128	87	73	43	33	52	76	51	50	46	48	738
H31・R1	83	70	68	64	73	54	40	43	44	30	55	36	660
R2	54	54	69	69	56	42	24	58	29	47	51	62	615

③ 時間帯別火災発生件数

令和2年の火災の発生件数を時間帯別(不明の39件を除く)にみると、最も多いのが14時台で、次いで10時・12時・13時台と昼間に多く発生している。また、最も少ないのが3時台、5時台で、次いで0時台と早朝・深夜の時間帯が少なくなっている。〔第11図〕

第11図 火災の時間帯別発生状況



④ 市町別出火率

令和2年の市町別の出火率（人口1万人当りの出火件数）は、木曾岬町が28.8と最も高く、次いで南伊勢町10.3、伊賀市7.7となっている。低かったのは、紀宝町が0.9、東員町が1.2となっている。なお、県全体では3.4となっている。〔第21表〕

第21表 市町別出火率 (単位：件)

市 町		出火率	市 町		出火率
市	津市	3.7	町	木曾岬町	28.8
	四日市市	2.6		東員町	1.2
	伊勢市	1.8		菰野町	2.4
	松阪市	2.9		朝日町	1.8
	桑名市	2.4		川越町	3.9
	鈴鹿市	2.7		多気町	2.8
	名張市	1.9		明和町	7.3
	尾鷲市	4.0		大台町	6.5
	亀山市	5.6		玉城町	4.5
	鳥羽市	3.2		度会町	3.7
	熊野市	4.8		大紀町	6.0
	いなべ市	3.9		南伊勢町	10.3
	志摩市	4.5		紀北町	3.8
	伊賀市	7.7		御浜町	3.5
		紀宝町	0.9		
		県計	—	3.4	

(2) 火災による死者の状況

令和2年の火災による死者22人の年齢及び理由は、下表のとおりとなっている。

年齢別では、81歳以上が7人と31.8%を占め、理由別では、逃げ遅れが9人(40.9%)と最も多い理由となっている。〔第22表〕

第22表 火災による死者の年齢別理由別分類 (単位：人)

理由	年齢										合計	理由別割合
	0 5 10歳	11 5 20歳	21 5 30歳	31 5 40歳	41 5 50歳	51 5 60歳	61 5 70歳	71 5 80歳	81歳 以上	不明		
逃げ遅れ	0	0	0	0	1	1	4	1	2	0	9	40.9%
放火自殺	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	13.6%
着衣着火	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	3	13.6%
その他	0	0	2	0	0	0	0	2	2	1	7	31.8%
合計	0	0	2	0	1	2	5	4	7	1	22	
年齢別割合	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	4.5%	9.1%	22.7%	18.2%	31.8%	4.5%		

### (3) 出火原因

令和2年の出火件数を出火原因別にみると、放火・放火の疑い(75件)、たき火(70件)、火入れ(58件)、たばこ(45件)、こんろ(31件)が上位5つとなっており、全体の約4割を占めている。〔第23表〕

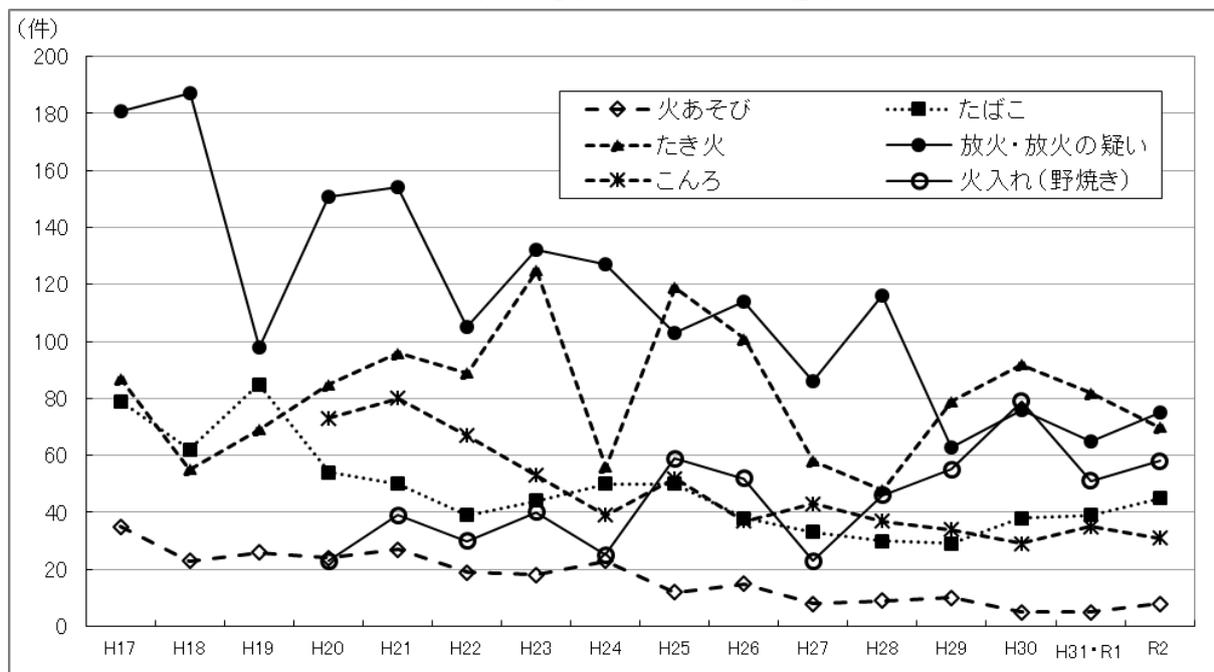
なお、火災の原因は、ほとんどが失火であり、特にたばこ・たき火・火あそびについては毎年注意を呼びかけているところであり、住民1人ひとりの防火意識の徹底が必要である。〔第12図〕

第23表 出火原因別上位の推移

※( )内は件数

年	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
H23	放火・放火の疑い(132)	たき火(125)	こんろ(53)	たばこ(44)	火入れ(40)
H24	放火・放火の疑い(127)	たき火(56)	たばこ(50)	こんろ(39)	火入れ(25)
H25	たき火(119)	放火・放火の疑い(103)	火入れ(59)	こんろ(52)	たばこ(50)
H26	放火・放火の疑い(114)	たき火(101)	火入れ(52)	たばこ(38)	こんろ(37)
H27	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	こんろ(43)	たばこ(33)	火入れ(23)
H28	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	火入れ(46)	こんろ(37)	たばこ(30)
H29	たき火(79)	放火・放火の疑い(63)	火入れ(55)	こんろ(34)	たばこ(29)
H30	たき火(92)	火入れ(79)	放火・放火の疑い(76)	たばこ(38)	電灯電話等の配線(32)
H31・R1	たき火(82)	放火・放火の疑い(65)	火入れ(51)	たばこ(39)	こんろ(35)
R2	放火・放火の疑い(75)	たき火(70)	火入れ(58)	たばこ(45)	こんろ(31)

第12図 主な出火原因の年次推移



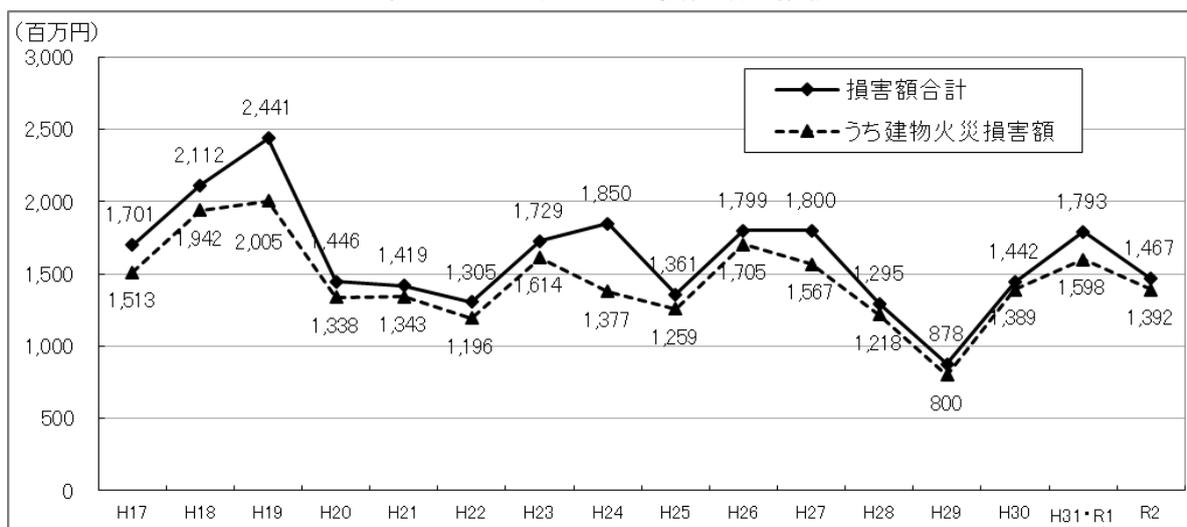
#### (4) 火災による損害額

令和2年中の火災による損害額は14億6,775万円で、前年に比べ3億2,531万円(18.2%)減少している。火災による損害額のうち、建物火災にかかる損害額が13億9,216万円(94.8%)を占めている。〔第13図〕

また、出火原因別の損害額等損害状況では、必ずしも出火件数と損害額が相対していないことがうかがえる。〔第24表〕

なお、令和2年中の損害額を1日当りに換算すると402万円で、県民1人当りに換算すると791円となる。〔第25表〕〔第14図〕

第13図 火災による損害額の推移



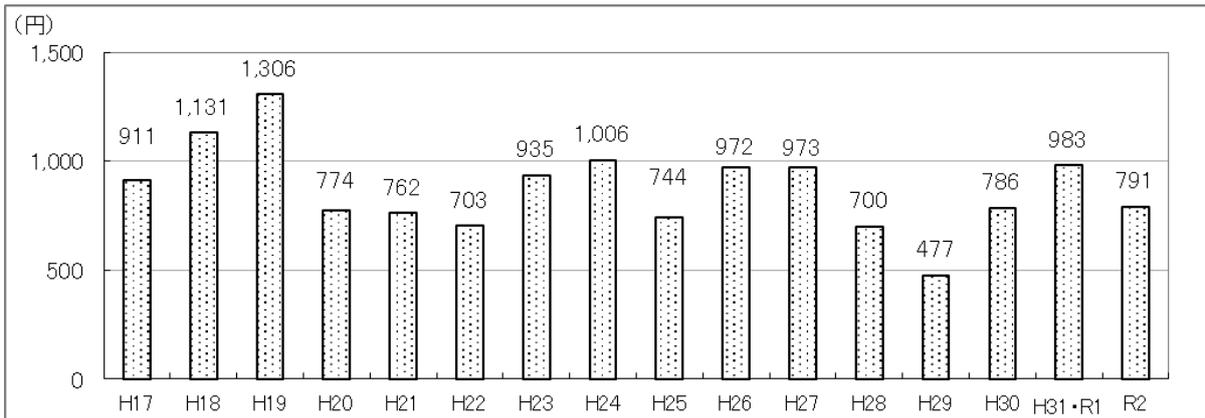
第24表 令和2年中の火災の出火原因別損害状況

順位	出火原因	出火件数	構成比 (%)	建物焼損床面積(m <sup>2</sup> )	同表面積(m <sup>2</sup> )	林野焼損面積(a)	焼損棟数	罹災世帯数	損害額(千円)
1	放火・放火の疑い	75	12.2%	350	114	1	50	22	16,982
2	たき火	70	11.4%	507	223	31	11	3	12,014
3	火入れ	58	9.4%	164	0	44	6	0	2,942
4	たばこ	45	7.3%	650	36	0	35	29	56,519
5	こんろ	31	5.0%	524	227	0	42	32	46,213
6	ストーブ	20	3.3%	1,433	20	0	29	25	83,505
7	電気機器	19	3.1%	252	0	0	12	4	18,283
8	配線器具	17	2.8%	572	46	0	17	12	70,602
9	排気管	14	2.3%	0	0	0	1	0	14,064
	その他	182	29.6%	7,650	3,111	4	139	65	869,518
	不明・調査中	84	13.7%	6,681	57	31	75	30	277,110
	合計	615	100.0%	18,783	3,834	111	417	222	1,467,752

第 25 表 1 日当たりの損害（365 日計算）

区分	一日当たり	区分	一日当たり
損害額	4,021 千円	罹災世帯数	0.6 世帯
建物焼損棟数	1.1 棟	罹災人員数	1.4 人
建物焼損面積	51.5 m <sup>2</sup>	死者	0.08 人
林野焼損面積	0.3 a	負傷者	0.25 人
火災発生件数	1.7 件		

第 14 図 県民 1 人当たり損害額



(5) 火災種別ごとの状況

令和 2 年中の出火種別ごとの構成割合は、建物火災が全体の 46.8% を占め、次いで車両火災が 10.4%、林野火災が 3.4% となっており、前年度より、林野火災、その他の火災の割合が増加し、建物火災や車両火災の割合が減少している。〔第 26 表〕

焼損面積は、建物火災で 18,783 m<sup>2</sup> が焼損し、これは前年に比べ 5,262 m<sup>2</sup> の増加している。林野火災では 111 a が焼損し、これも前年に比べ 173a 減少している。〔第 27 表〕〔第 15 図〕

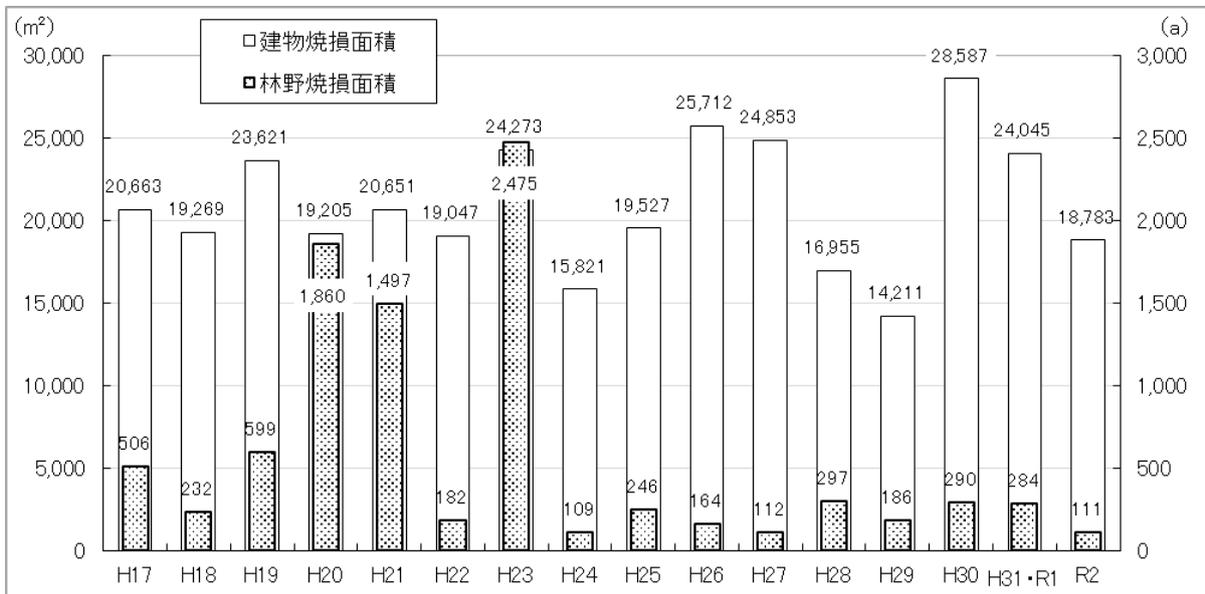
第 26 表 火災種別ごとの出火件数の割合 (単位：%)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
建物火災	45.0	49.2	43.7	43.8	54.8	46.8	42.3	44.2	50.8	46.8
林野火災	6.5	3.6	5.5	5.6	2.6	2.9	3.9	4.2	3.3	3.4
車両火災	11.6	14.3	10.0	12.0	12.3	13.6	12.8	11.0	10.5	10.4
船舶火災	0.1	0.7	0.1	0.3	0.2	0.1	0.3	0.3	0.5	0.3
航空機火災	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他火災	36.8	32.2	40.8	38.3	29.9	36.6	40.7	40.4	35.0	39.0

第 27 表 年次別焼損面積の推移

年次	区分	建 物 (㎡)	林 野 (a)
H17		20,663	506
H18		19,269	232
H19		23,621	599
H20		19,205	1,860
H21		20,651	1,497
H22		19,047	182
H23		24,273	2,475
H24		15,821	109
H25		19,527	246
H26		25,712	164
H27		24,853	112
H28		16,955	297
H29		14,211	186
H30		28,587	290
H31・R1		24,045	284
R2		18,783	111

第 15 図 年次別焼損面積の推移

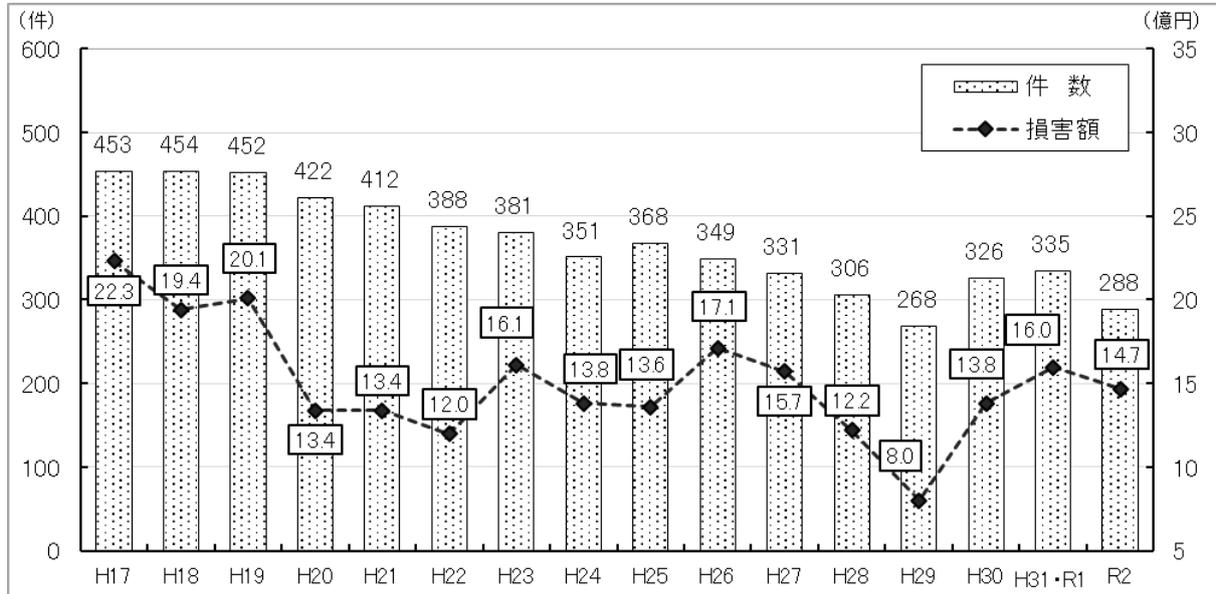


① 建物火災

建物火災は、近年減少傾向にあったが、直近では増加に転じている。

令和2年は、発生件数288件、損害額14.7億円で、前年に比べ発生件数は47件、損害額は1.3億円減少している。〔第16図〕〔第28表〕

第16図 建物火災の年次別比較



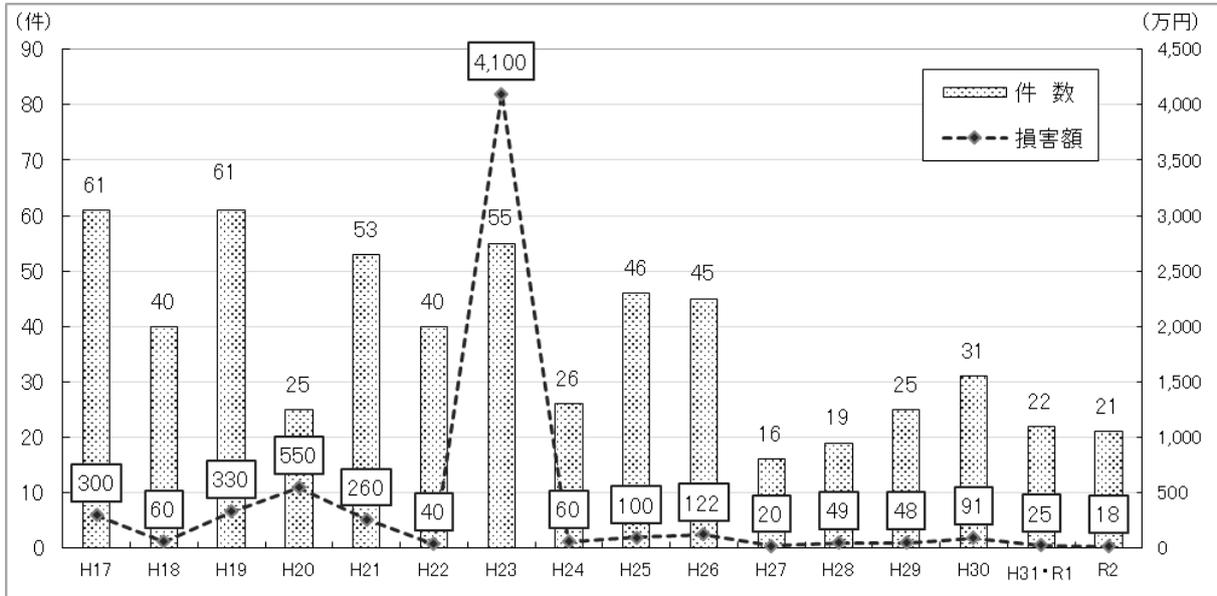
第28表 年次別建物火災状況

年	出火件数	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	り災人員
H17	453	1,513,400	20,663	608	366	984
H18	454	1,941,718	19,269	605	341	908
H19	452	2,005,326	23,621	651	388	1,047
H20	422	2,164,660	19,205	569	340	908
H21	412	1,343,097	20,651	568	306	758
H22	388	1,196,090	19,047	576	359	884
H23	381	1,613,892	24,273	561	303	769
H24	351	1,377,282	15,821	477	265	674
H25	368	1,258,763	19,527	560	325	747
H26	349	1,705,394	25,712	337	237	542
H27	331	1,566,635	24,853	579	262	604
H28	306	1,217,938	16,955	476	242	509
H29	268	800,036	14,211	417	201	456
H30	326	1,442,387	28,587	521	248	576
H31・R1	335	1,598,399	24,045	463	219	501
R2	288	1,467,752	18,783	417	222	494

② 林野火災

林野火災は近年減少傾向にあり、令和2年は発生件数21件、焼損面積111a、損害額175千円で、前年に比べ発生件数は1件、焼損面積は173a、損害額は70千円減少している。〔第27表〕〔第17図〕

第17図 林野火災の年次別比較



(6) 令和2年の主な火災

第29表 令和2年の主な火災

月	日	出火場所	火災種別	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡・a)	死者数	負傷者数	出火原因
1	7	四日市市	建物火災	50,430	0	0	0	その他
1	8	松阪市	建物火災	22,252	72	1	3	電灯電話等の配線
1	10	明和町	建物火災	26,052	620	0	0	その他
1	26	伊賀市	建物火災	25,464	215	0	0	不明・調査中
2	29	いなべ市	建物火災	45,918	335	0	1	電灯電話等の配線
3	2	多気町	建物火災	20,645	129	0	0	不明・調査中
4	27	東員町	建物火災	20,022	177	0	1	ストーブ
5	14	桑名市	建物火災	100,169	58	0	0	その他
7	2	鈴鹿市	建物火災	66,296	195	0	0	電灯電話等の配線
8	31	大台町	建物火災	52,273	2988	0	2	不明・調査中
9	25	鈴鹿市	建物火災	28,012	103	1	0	不明・調査中
9	27	津市	建物火災	33,083	308	0	1	配線器具
10	11	紀宝町	建物火災	23,618	136	0	0	こんろ
10	15	四日市市	建物火災	183,650	118	0	1	その他
10	18	鈴鹿市	建物火災	24,897	110	0	0	たばこ

月	日	出火場所	火災種別	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡・a)	死者 数	負傷 者数	出火原因
11	23	明和町	建物火災	31,806	239	0	1	電灯電話等の配線
11	24	菰野町	建物火災	28,003	231	0	0	不明・調査中
11	26	津市	建物火災	5,458	191	2	0	たばこ
12	3	紀北町	建物火災	30,065	207	0	0	その他
12	22	亀山市	建物火災	142,683	3,590	0	2	その他

※基準 1. 損害額 2,000 万円以上、2. 建物焼損面積 1,000 ㎡以上、3. 林野焼損面積 200 a 以上  
4. 死者 2 名以上、5. 負傷者 10 名以上、6. その他特殊な事例

## 9 救急活動の現況

救急活動においては、近年、救急現場や搬送途上における救命処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる救命処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、平成 26 年 4 月 1 日からは、心肺機能停止前の傷病者に対するブドウ糖溶液の投与等の処置が追加された。このような状況から、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っている。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に伴って救急需要は年々増加の一途をたどっており、県内の救急出動件数は、平成 15 年から令和 2 年の間で 1.41 倍を超えて増加している。

令和 2 年の救急出動件数は 87,314 件、救急搬送人員数は 81,021 人となり、救急出動のうち急病の割合が最も多く、令和 2 年では全体の 6.5 割を超える状況となっている。

また、救急活動における現場到着所要時間（119 番の覚知から現場到着までの時間）及び病院収容所要時間（119 番の覚知から病院収容までの時間）は、いずれも延伸傾向にあり、平成 16 年以降、現場到着所要時間は 2.5 分、病院収容所要時間は 10.6 分延伸している。

### （1）救急業務実施体制（令和 3 年 4 月 1 日現在）

#### ① 救急隊

救急隊は、県内に 106 隊設置されている。

#### ② 救急隊員

県内の救急隊員数は 1,787 人で前年（1,725 人）より増加となった。

救急隊員のうち救急業務のみに専従している専任隊員は 60 人（全救急隊員の 3.4%）と前年（60 人）と変わらず、救急業務以外の消防業務を兼務している兼任隊員は 1,727 人（全救急隊員の 96.6%）と前年（1,665 人）より 62 人増加している。なお、全国では、救急隊員数 65,181 人中、専任隊員 20,595 人（全救急隊員の 31.6%）、兼任隊員 44,586 人（全救急隊員の 68.4%）となっており、三重県は、全国に比べ兼任隊員の割合が高くなっている。

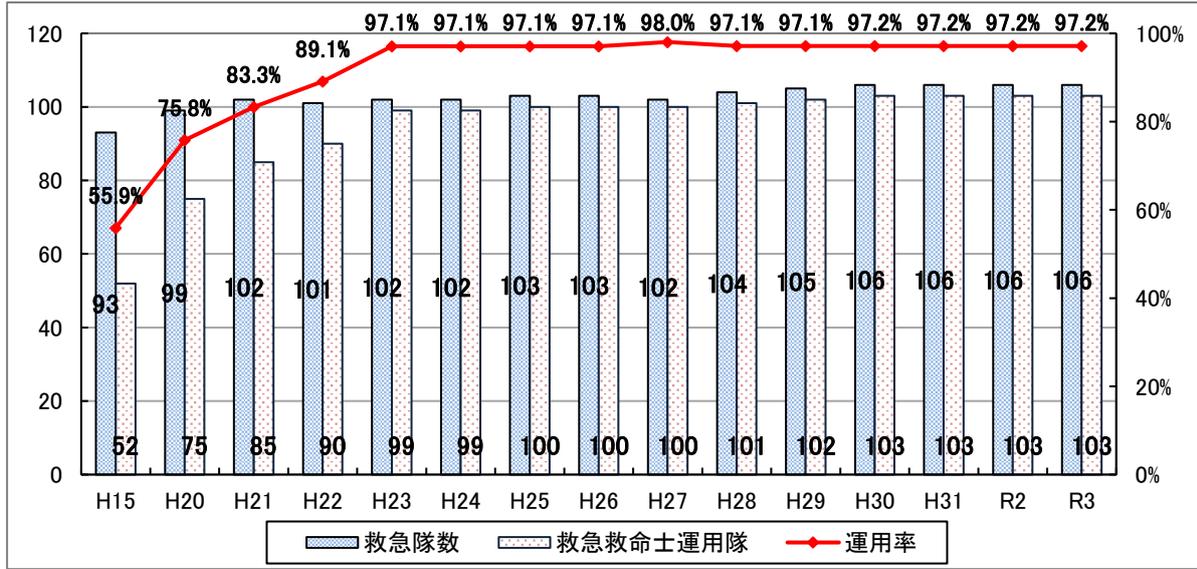
#### ③ 救急救命士運用隊数、救急救命士の資格を有する消防職員及び救急隊員数

県内の救急救命士運用隊数は 103 隊（前年度同数）であり、運用率（救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合）は 97.2%となっている。〔第 18 図〕

また、救急救命士の資格を有する救急隊員数は 575 人と前年（549 人）より 26 人増加しており、救急隊員のうち救急救命士として運用されている隊員数は 531 人と前年（513 人）より 18 人増加している。

さらに、救急隊員のうち、気管挿管認定救命士は 177 人（前年 169 人）、アドレナリン投与認定救命士は 558 人（前年 526 人）で、うち気管挿管・アドレナリン投与両認定救急救命士は 176 人（前年 168 人）となっている。

第 18 図 救急救命士運用隊の推移（各年 4 月 1 日現在）

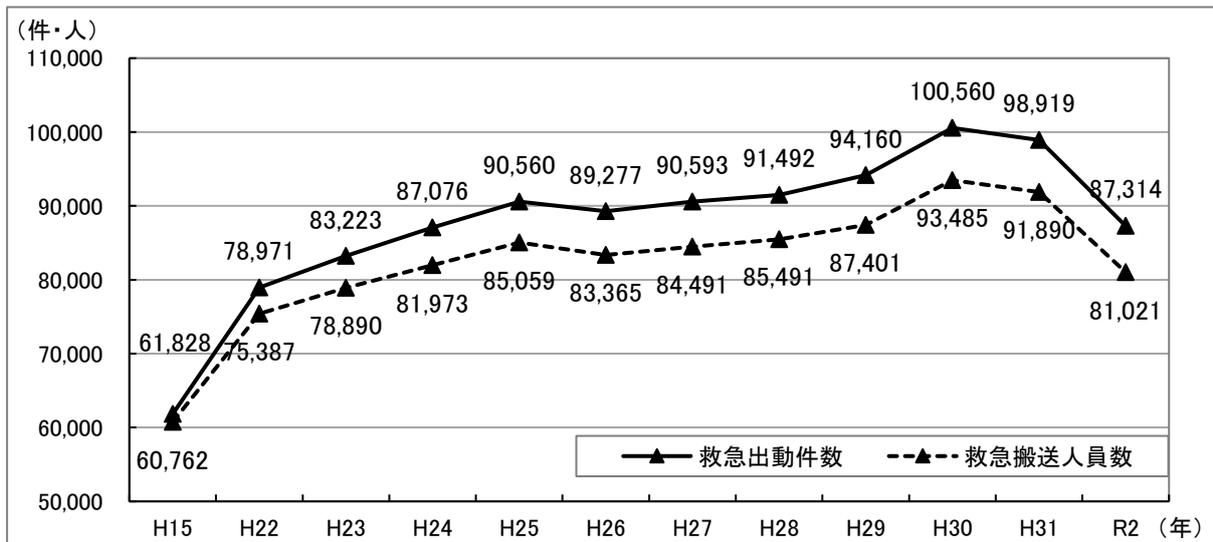


(2) 救急の現状

① 救急出動件数及び搬送人員数

救急出動件数は平成 24 年と平成 25 年に 2 年続けて対前年比全国 1 位の増加率で推移していたが、平成 26 年は救急出動件数、搬送人員数ともに前年よりも減少し、その減少率は全国で最高となった。平成 30 年には、救急出動件数が 10 万件を超え、過去最多となったが、その後は減少に転じ、令和 2 年の救急出動件数は 87,314 人、救急搬送人員は 81,021 人となっている。〔第 19 図〕

第 19 図 救急出動件数及び救急搬送人員数の推移



② 事故種別出動件数の推移

三重県及び全国の事故種別出動件数の推移は下表のとおりである。

主な事故種別である急病、一般負傷、交通事故について、三重県と全国を比較すると、過去 4 年間の伸び率に差異はあるものの一般負傷が増加し、急病、交通

事故が減少している。〔第 30 表〕

また、三重県と全国の主な事故種別の構成比を比較すると、三重県と全国の間  
に大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第 31 表〕

第 30 表 事故種別出動件数の推移

【三重県】事故種別出動件数推移

事故種別	H28		H29		H30		R1		R2		H28→R2の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	271	4.2%	268	-1.1%	323	20.5%	336	4.0%	290	-13.7%	7.0%
自然災害	1	-87.5%	21	2000.0%	39	85.7%	13	-66.7%	4	-69.2%	300.0%
水難	85	3.7%	68	-20.0%	76	11.8%	96	26.3%	78	-18.8%	-8.2%
交通事故	8,097	-1.9%	7,675	-5.2%	7,769	1.2%	7,092	-8.7%	5,875	-17.2%	-27.4%
労働災害	964	-10.7%	999	3.6%	1,094	9.5%	999	-8.7%	861	-13.8%	-10.7%
運動競技	462	-15.4%	505	9.3%	568	12.5%	609	7.2%	360	-40.9%	-22.1%
一般負傷	13,217	-0.3%	14,045	6.3%	14,345	2.1%	15,020	4.7%	13,935	-7.2%	5.4%
加害	374	0.3%	320	-14.4%	308	-3.8%	314	2.0%	299	-4.8%	-20.1%
自損行為	651	-5.1%	677	4.0%	695	2.7%	624	-10.2%	611	-2.1%	-6.1%
急病	59,060	1.4%	61,119	3.5%	66,580	8.9%	65,187	-2.1%	57,570	-11.7%	-2.5%
転院搬送	8,003	6.7%	8,132	1.6%	8,430	3.7%	8,288	-1.7%	7,132	-14.0%	-10.9%
その他 (転院搬送除く)	307	2.7%	331	7.8%	333	0.6%	341	2.4%	299	-12.3%	-2.6%
合計	90,593	0.0%	91,492	1.0%	100,560	9.9%	98,919	-1.6%	87,314	-11.7%	-3.6%

【全国】事故種別出動件数推移

事故種別	H28		H29		H30		R1		R2		H28→R2の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	22,132	-0.8%	23,169	4.7%	22,925	-1.1%	23,485	2.4%	21,727	-7.5%	-1.8%
自然災害	827	67.8%	755	-8.7%	2,540	236.4%	1,105	-56.5%	544	-50.8%	-34.2%
水難	5,184	-2.7%	5,060	-2.4%	5,249	3.7%	5,071	-3.4%	4,923	-2.9%	-5.0%
交通事故	488,861	-2.5%	481,473	-1.5%	459,977	-4.5%	432,492	-6.0%	366,255	-15.3%	-25.1%
労働災害	52,168	2.7%	53,579	2.7%	58,891	9.9%	57,308	-2.7%	52,121	-9.1%	-0.1%
運動競技	41,031	1.1%	42,356	3.2%	43,785	3.4%	42,102	-3.8%	23,874	-43.3%	-41.8%
一般負傷	926,356	3.5%	965,376	4.2%	997,804	3.4%	1,013,435	1.6%	952,128	-6.1%	2.8%
加害	35,217	-1.8%	33,754	-4.2%	32,709	-3.1%	30,074	-8.1%	27,061	-10.0%	-23.2%
自損行為	54,302	-4.6%	52,347	-3.6%	51,994	-0.7%	52,286	0.6%	54,937	5.1%	1.2%
急病	3,975,380	3.2%	4,061,989	2.2%	4,294,924	5.7%	4,335,687	1.0%	3,850,497	-11.2%	-3.1%
転院搬送	521,664	2.1%	534,072	2.4%	542,026	1.5%	552,175	1.9%	490,897	-11.1%	-5.9%
その他 (転院搬送除く)	86,842	3.8%	88,217	1.6%	92,389	4.7%	94,547	2.3%	88,313	-6.6%	1.7%
合計	6,054,815	1.2%	6,209,964	2.6%	6,605,213	6.4%	6,639,767	0.5%	5,933,277	-10.6%	-2.0%

第 31 表 主な事故種別出動件数の構成比

事故種別出動件数推移

事故種別	三重県				全国			
	R1		R2		R1		R2	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
急病	65,187	65.9%	57,570	65.9%	4,335,687	65.3%	3,850,497	64.9%
一般負傷	15,020	15.2%	13,935	16.0%	1,013,435	15.3%	952,128	16.1%
交通事故	7,092	7.2%	5,875	6.7%	432,492	6.5%	366,255	6.2%
転院搬送	8,288	8.4%	7,132	8.2%	552,175	8.3%	490,897	8.3%
その他 (上記以外)	3,332	3.4%	2,802	3.2%	305,978	4.6%	273,500	4.6%
合計	98,919	100.0%	87,314	100.0%	6,639,767	100.0%	5,933,277	100.0%

③ 傷病程度別搬送人員数の推移

令和2年の三重県と全国の構成比を比較すると、三重県は、死亡（1ポイント高）、重症（1.5ポイント高）、軽症（6.0ポイント高）と全国平均よりも高くなっており、中等症は8.6ポイント全国平均よりも低くなっている。〔第32表〕

第32表 傷病程度別搬送人員数の推移

【三重県の状況】

		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2 の増加率
死亡	件数	2,147	2,062	2,172	2,073	2,053	
	構成比	2.5%	2.4%	2.3%	2.3%	2.5%	-4.4%
重症	件数	8,216	8,895	9,196	9,109	8,228	
	構成比	9.6%	10.2%	9.8%	9.9%	10.2%	0.2%
中等症	件数	28,818	29,650	30,495	31,073	28,904	
	構成比	33.7%	33.9%	32.6%	33.8%	35.7%	0.3%
軽症	件数	46,250	46,765	51,594	49,606	41,820	
	構成比	54.1%	53.5%	55.2%	54.0%	51.6%	-9.6%
その他	件数	60	29	28	29	16	
	構成比	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-73.3%
合計	件数	85,491	87,401	93,485	91,890	81,021	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-5.2%

【全国の状況】

		H28	H29	H30	R1	R2	H28→R2 の増加率
死亡	件数	75,979	77,684	78,139	76,697	77,674	
	構成比	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	1.5%	2.2%
重症	件数	470,157	482,685	487,413	486,164	458,063	
	構成比	8.4%	8.4%	8.2%	8.1%	8.7%	-2.6%
中等症	件数	2,302,549	2,387,407	2,482,018	2,543,545	2,343,933	
	構成比	41.0%	41.6%	41.6%	42.6%	44.3%	1.8%
軽症	件数	2,769,201	2,785,158	2,909,546	2,869,027	2,412,001	
	構成比	49.3%	48.6%	48.8%	48.0%	45.6%	-12.9%
その他	件数	3,332	3,152	3,179	2,575	2,159	
	構成比	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-35.2%
合計	件数	5,621,218	5,736,086	5,960,295	5,978,008	5,293,830	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-5.8%

※死 亡…初診時において死亡が確認されたもの

重 症…傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの

中等症…傷病程度が重症又は軽症以外のもの

軽 症…傷病程度が入院加療を必要としないもの

その他…医師の診断が無いもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したもの

④ 年齢区分別事故種別搬送人員の推移

三重県と全国の年齢区分別の構成比を比較すると、三重県は、少年（0.5ポイント高）、高齢者（1.5ポイント高）がやや高くはなっているが、構成比について全国との大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第33表〕

第33表 年齢区分別搬送人員の推移（令和2年）

【三重県の状況】

事故種別 年齢区分		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
新生児	件数	27	1	1	151	180
	構成比	0.1%	0.0%	0.0%	1.7%	0.2%
乳幼児	件数	1,484	144	1,081	97	2,806
	構成比	2.8%	2.5%	8.3%	1.1%	3.5%
少年	件数	1,242	559	514	355	2,670
	構成比	2.3%	9.7%	4.0%	3.9%	3.3%
成人	件数	14,700	3,380	2,402	3,179	23,661
	構成比	27.6%	58.5%	18.5%	35.2%	29.2%
高齢者	件数	35,792	1,699	8,960	5,253	51,704
	構成比	67.2%	29.4%	69.2%	58.1%	63.8%
合計	件数	53,245	5,783	12,958	9,035	81,021
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【全国の状況】

事故種別 年齢区分		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
新生児	件数	1,775	24	239	10,142	12,180
	構成比	0.1%	0.0%	0.0%	1.6%	0.2%
乳幼児	件数	99,946	9,053	58,928	9,390	177,317
	構成比	2.9%	2.7%	6.8%	1.5%	3.4%
少年	件数	70,887	29,398	26,687	23,497	150,469
	構成比	2.1%	8.6%	3.1%	3.7%	2.8%
成人	件数	1,055,191	205,656	165,373	228,841	1,655,061
	構成比	30.6%	60.1%	19.1%	36.1%	31.3%
高齢者	件数	2,224,073	98,119	615,302	361,309	3,298,803
	構成比	64.4%	28.7%	71.0%	57.1%	62.3%
合計	件数	3,451,872	342,250	866,529	633,179	5,293,830
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※新生児…生後28日未満の者

乳幼児…生後28日以上満7歳未満の者

少年…満7歳以上満18歳未満の者

成人…満18歳以上満65歳未満の者

高齢者…満65歳以上の者

⑤ 月別（事故種別） 出動件数の推移

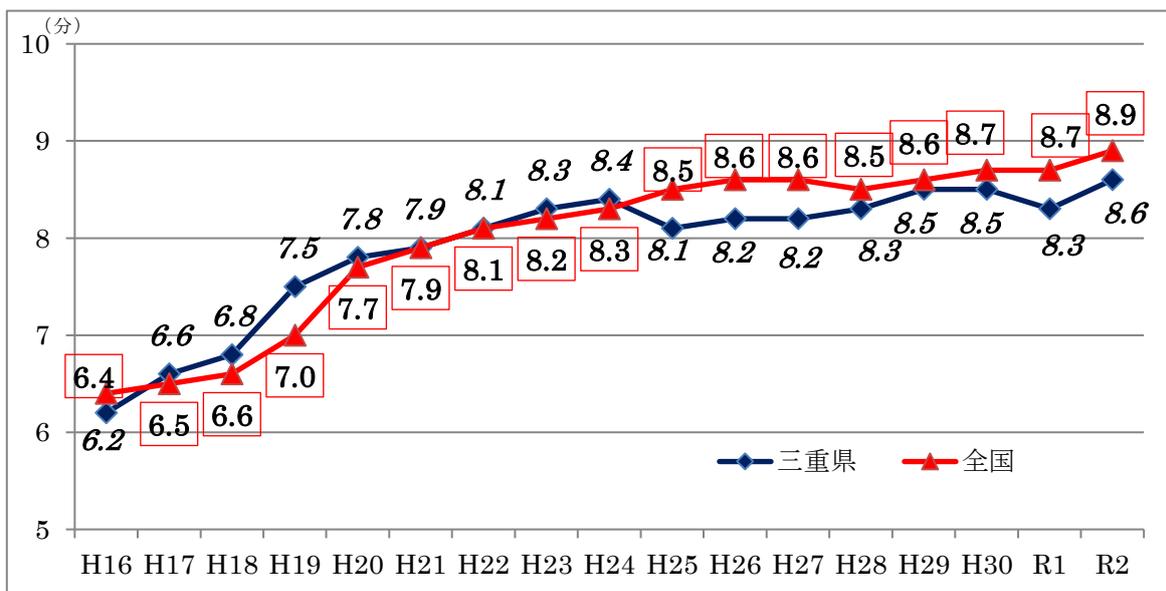
令和2年中で最も出動件数の多い月（年間構成比の高い月）は、県が8月、1月、12月、10月の順であるのに対し、全国では1月、8月、12月、10月となっている。

また、事故種別の「急病」においても、県が8月、1月、12月の順であるのに対し、全国では1月、8月、12月の順で出動が多くなっている。「交通事故」は、県が12月、10月、3月の順であるのに対し、全国では12月、10月、11月の順で出動が多くなっている。また、「一般負傷」については、県が1月、10月、8月の順であるのに対し、全国では12月、1月、10月の順で出動が多くなっている。〔附表10参照〕

⑥ 現場到着所要時間の推移

119番覚知から現場到着までの所要時間は、平成16年以降、全国、三重県とも伸びている。三重県の平均所要時間は平成16年を除き、平成24年までは全国平均と同じか0.1～0.5分全国平均を上回る状況が続いていたが、平成25年からは全国平均より0～0.4分短くなり、令和2年では0.3分短くなった。〔第20図〕

第20図 現場到着所要時間の推移

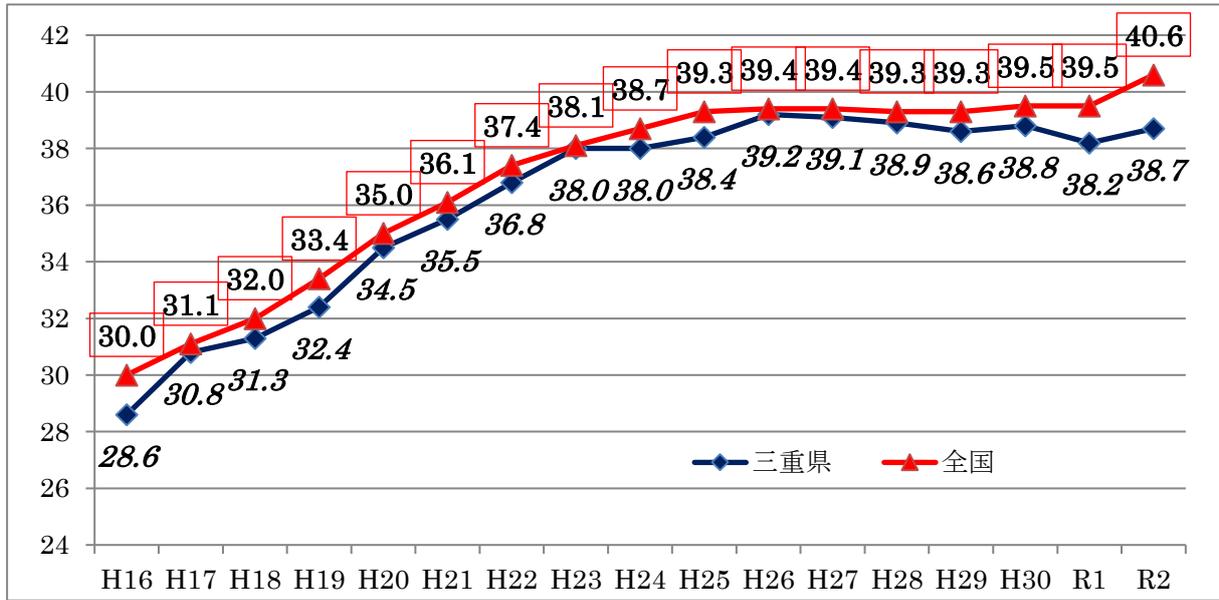


⑦ 病院収容所要時間の推移

119番覚知から病院収容までの所要時間の推移をみると、平成16年から全国、三重県とも伸びており、平成16年以降、三重県の平均所要時間は10.1分伸びている。また、この間全国平均は10.6分の伸びとなっている。

病院収容までの三重県の平均所要時間について、平成23年までは、大きな伸びを続けていたが、平成24年以降は、その伸びが鈍化してきているものの、令和2年は前年より0.5分長くなった。〔第21図〕

第 21 図 病院収容所要時間の推移



(3) 応急手当の普及啓発活動等の状況及び応急手当の救命効果

① 応急手当の普及啓発活動等の状況

応急手当の普及啓発活動については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号消防庁次長通知平成 28 年 4 月 25 日一部改正）に基づき行われている。

その内容は、リーダー育成を目的とした応急手当指導員講習（普通救命講習又は上級救命講習の指導にあたる応急手当指導員を養成する講習）、応急手当普及員講習（事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に当たる応急手当普及員を養成する講習）、バイスタンダー育成を目的とした普通救命講習（自動体外式除細動器（AED）の使用法を含む心肺蘇生法及び大出血時の止血法の講習）並びに上級救命講習（普通救命講習の内容に加え、傷病者管理法、外傷の手当及び搬送法の講習）である。

県内における過去 3 年間の各種講習（応急手当普及員養成講習、上級救命講習、普通救命講習）の実施状況は次のとおりである。〔第 34 表〕

第 34 表 各種講習の実施状況

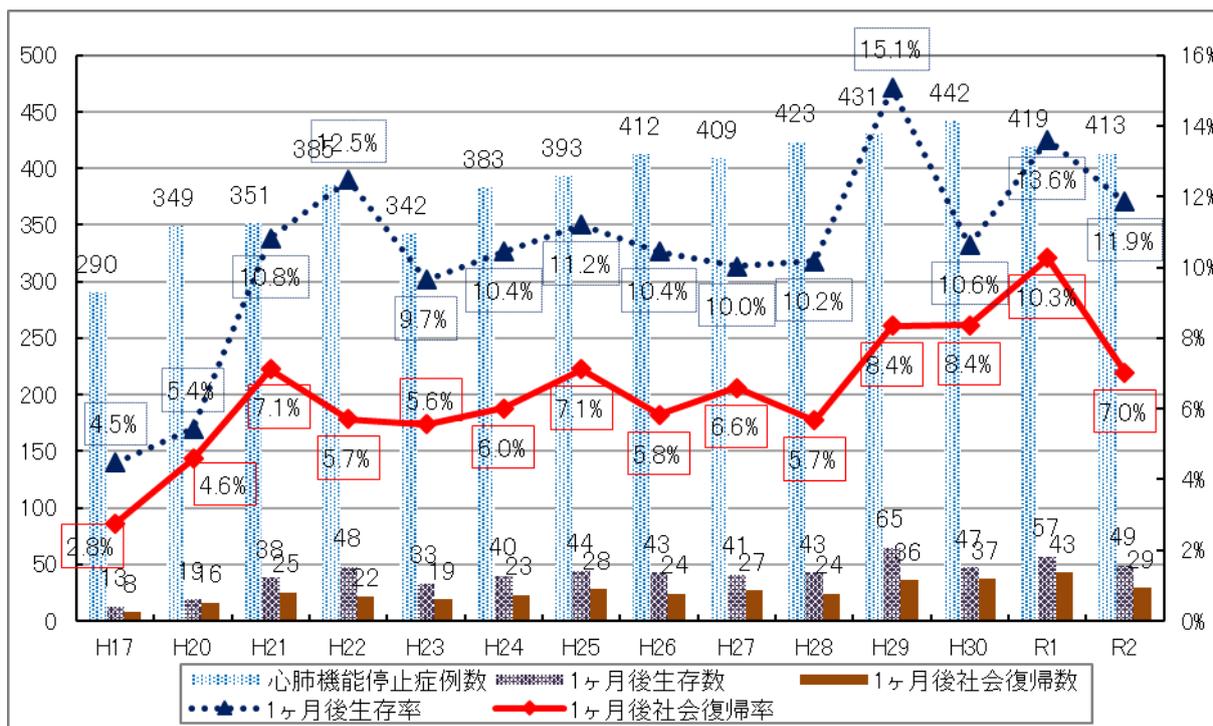
講習の種別	平成30年		令和元年		令和2年	
	講習回数	養成数	講習回数	養成数	講習回数	養成数
応急手当普及員養成講習	28	311	26	291	6	69
上級救命講習	35	673	39	661	14	202
普通救命講習	980	16,896	954	15,707	372	5,476

② 応急手当の救命効果

令和2年中の救急自動車による三重県の現場到着平均所要時間は8.6分であるが、それまでに救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、より高い救命効果が期待できる。

下表は、平成17年、平成20年から令和2年の間における「心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率」の推移を示したものである。平成17年の1ヶ月後生存率は4.5%、1ヶ月後社会復帰率は2.8%であったものが、令和2年の1ヶ月後生存率は令和元年よりも1.7ポイント減の11.9%（平成17年比7.4ポイント増）となり、1ヶ月後社会復帰率は前年より3.3ポイント減の7.0%（平成17年比4.2ポイント増）となっている。〔第22図〕

第22図 心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率等の推移



(4) 救急救命活動の向上に向けた取組

① 三重県救急搬送・医療連携協議会

傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び当該医療機関における受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行された。

このことを受け、県は、従前、三重県医療審議会救急医療部会の中にあつたメディカルコントロール協議会を、発展的に改組し、消防機関と医療機関等が参画

する「三重県救急搬送・医療連携協議会」を平成 22 年 1 月に設置した。

② 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用

現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として、「実施基準」を定め、平成 23 年 4 月からその運用を開始した。

③ 救急救命士の教育訓練に係る取組

救急搬送患者の増加と共に、病院前救護の重要性が認識され、救急救命士の役割が次第に増加することに伴い、救急救命士等が医療行為を実施する場合に、当該医療行為を医師が指示又は指導・助言及びその後の検証を通して、その役割の増加に応じた医学的な質を確保していくことが求められている。

このことから、救急救命士の処置拡大に対応するための講習の開催、救急救命士が現場で実施する特定行為や処置を円滑に推進するための資質向上に係る講習やセミナーを開催し、救命率の向上を図っている。

ア 救急救命士教育について

県では、三重県消防学校や三重県メディカルコントロール協議会と連携し、救急救命士に対し、その手技等の維持・向上のための講習を実施し、病院前救護体制の充実強化を図っている。

- i) 気管挿管に際し、ビデオ喉頭鏡が使用できる認定救急救命士養成のための講習を開催
- ii) 平成 26 年 4 月から救急救命士が行う特定行為を行う対象として、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が追加されたことから、これらの処置に関する専門的知識と技術の習得のための講習を開催
- iii) 県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう、救急救命士をはじめ救急隊員を指導できる指導的役割を果たす救命士の養成研修を実施  
なお、令和元年度の救急救命士に対する教育の実施状況、受講者数等については、「第 7 消防教育訓練」においてその詳細を記している。

イ 三重県救急救命指導者セミナー

救急医療に関する指導者の育成と、外傷や脳卒中等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施し、病院前救護体制の充実を図り、救命率の向上を図っている。

## 10 救助活動の現況

### (1) 救助隊の範囲

昭和 61 年 4 月の消防法の改正により救助隊が法的に位置付けられ、さらにこれを受けて同年 10 月に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）が公布（昭和 62 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、同省令に基づき市町村が配置する人命の救助を行うための必要な特別の救助器具を装備した消防隊を救助隊としている。

### (2) 救助隊の設置状況

県内で救助隊を設置している消防本部は、14 消防本部となっている。このうち、単独市町の消防本部で救助隊を設置しているのは 10 消防本部、一部事務組合で救助隊を設置しているのは 4 消防本部となっている。

令和 3 年 4 月 1 日現在、県内に設置されている救助隊は 19 隊、特別救助隊が 9 隊、高度救助隊が 2 隊、水難救助隊が 8 隊となっている。〔第 35 表〕

第 35 表 救助隊の設置状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

	救助隊	特別救助隊	高度救助隊	水難救助隊
桑名市消防本部	2			
四日市市消防本部	3	3	1	1
菰野町消防本部	1			
鈴鹿市消防本部	1	1		1
亀山市消防本部	1			
津市消防本部	2	2	1	1
伊賀市消防本部	1	1		
名張市消防本部	1			
伊勢市消防本部	1	1		1
鳥羽市消防本部	1			1
志摩市消防本部	1			1
松阪地区広域消防組合	2	1		1
紀勢地区広域消防組合	1			
三重紀北消防組合	1			1
熊野市消防本部				
三重県計	19	9	2	8

(3) 救助業務実施状況

令和2年中における県内の救助活動の状況は、救助出動件数 878 件（対前年比 48 件（5.8%）増）、救助活動件数 575 件（対前年比 24 件（4.0%）増）、救助人員 633 人（対前年比 105 人（14.5%）増）であり、前年と比較して、出動件数及び活動件数、救助人員は共に減少している。増加については水難事故、風水害等自然災害、建物等による事故の増加が要因となっている。〔第 36 表〕

また、過去 10 年間の救助出動件数の推移をみると、前年から増加している年があるものの、平成 25 年までは減少傾向にあった。平成 26 年には大幅に増加したが、平成 27 年には減少、それからは年々、増加傾向にあった。平成 30 年は減少したものの、令和元年には再び増加し、令和 2 年は減少した。〔第 23 図〕

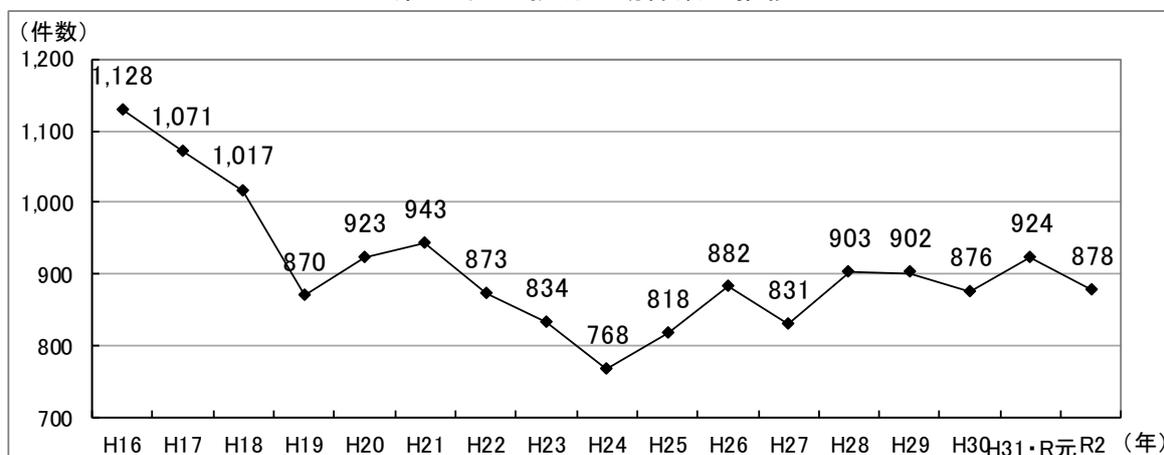
第 36 表 救助出動件数、救助活動件数、救助人員の推移

区分	救助出動件数	救助活動件数	救助人員
平成23年中	834	551	790
平成24年中	768	505	584
平成25年中	818	507	565
平成26年中	882	610	926
平成27年中	831	496	513
平成28年中	903	552	605
平成29年中	902	560	664
平成30年中	876	582	620
平成31・令和元年中	924	606	725
令和2年中	878	575	633

※救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数

※救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数

第 23 図 救助出動件数の推移



#### (4) 事故種別ごとの救助活動状況

令和2年中の救助活動の状況を事故種別ごとにみると、救助出動件数では「交通事故」が395件（対前年比21件（3.5%）減）と最も多く、次いで「建物等による事故」が171件（対前年比3件（27.4%）増）、「水難事故」が75件（対前年比8件（24.1%）減）の順に多くなっている。救助活動件数及び救助人員については「交通事故」「建物等による事故」「水難事故」の順に多くなっている。

また、令和2年と令和元年を比較すると、救助出動件数及び救助活動件数、救助人員は減少している。特に、「建物による事故」については、全ての項目において増加している一方、他種別については微増または減少している。〔第37表〕

次に、事故種別の構成比を救助出動件数でみると、「交通事故」が全体の45.0%を占めており、「建物等による事故」19.5%と「水難事故」8.5%を合わせると全体の約7割を占めている。〔第24図〕

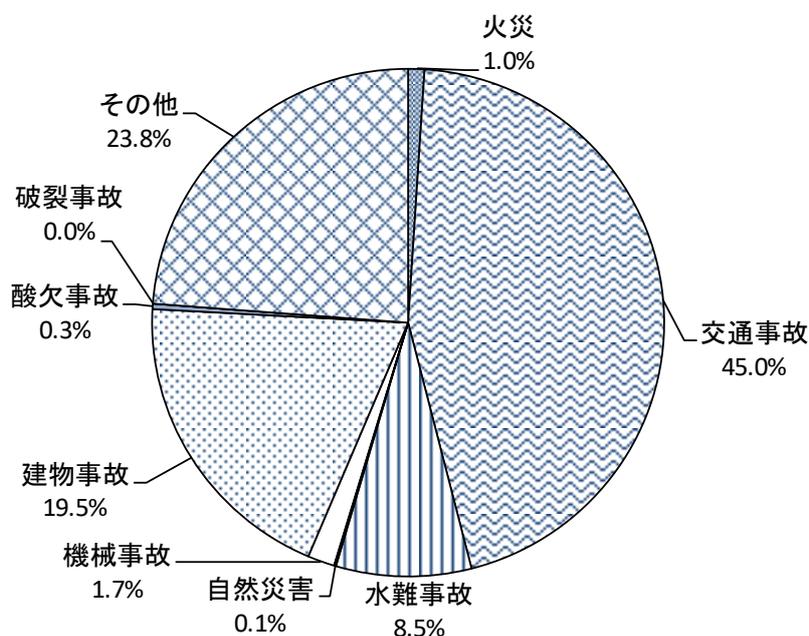
第37表 事故種別救助活動状況

（数値は上段：令和2年、下段：令和元年）

	火 災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機 械 に よる事故	建物等 に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	合 計
救助 出動	9	395	75	1	15	171	3	0	209	878
救助 活動	12	416	83	13	18	168	2	0	212	924
救助 人員	9	212	59	1	11	137	2	0	144	575
	12	245	57	10	11	116	2	0	153	606
救助 人員	6	265	60	3	16	123	2	0	158	633
	7	296	71	44	25	113	2	0	167	725

※火災時の救助出動件数は、出動して実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっている。

第24図 救助種別出動割合（令和2年中）



## 11 消防表彰

消防活動は、地域社会において発生する災害から住民の生命・財産を守るという活動であり、著しく危険度が高いという特殊性を持っている。

その活動に対して精神面から報いる表彰制度は、地域社会のための消防の士気高揚を図るという極めて重要な意義を持っている。

令和2年度に表彰された消防表彰受章者数は、国が行った表彰が391人と1団体、県が行った表彰が200人と4団体、日本消防協会が行った表彰が127人、三重県消防協会が行った表彰が873人であった。

また、過去5年間に行われた各種消防表彰受章者数の推移は第38表のとおりであり、令和2年度叙勲・褒章受章者は第39表のとおりである。

第38表 消防表彰受章者数

### ① 国が行う表彰

種 類		年 度				
		H28	H29	H30	R 元	R2
叙 位 ・ 死 亡 叙 勲		5	13	11	5	9
叙 勲	春の叙勲・秋の叙勲	13	12	12	14	14
	危険業務従事者叙勲	20	19	18	19	20
	高 齢 者 叙 勲	2	5	2		3
褒 章	紅 綬 褒 章					
	藍 綬 褒 章	4	6	5	5	5
	紺 綬 褒 章					
内 閣 総 理 大 臣 表 彰						
総 務 大 臣 表 彰		1	1	1	2	1
消 防 庁 長 官 表 彰	功 勞 章	3	6	9	5	10
	永 年 勤 続 功 勞 章	34	35	35	35	35
	表 彰 旗					
	竿 頭 綬	1	1	1	1	1
退 職 消 防 団 員 報 償 ( 銀 杯 )	1 号	76	102	118	118	133
	2 号	139	146	204	199	161

② 県が行う表彰

種 類	年 度				
	H28	H29	H30	R 元	R2
特 別 功 労 章					
消 防 功 労 賞	3	3	3	3	10
消 防 功 績 章	80	80	80	80	80
消 防 精 勤 章	110	110	110	110	110
頭 章 状					
表 彰 状					
感 謝 状	5	5	4	5	4

③ 日本消防協会が行う表彰

種 類	年 度				
	H28	H29	H30	R 元	R2
特 別 功 労 章	1				
功 績 章	14	14	14	14	14
精 績 章	33	33	34	34	34
勤 続 章	102	83	92	79	112
ま と い		1			
表 彰 旗		1			
竿 頭 綬		1	1		
永年勤続功労章（※）					

※永年勤続功労章については、自治体消防発足に係る記念式典（消防庁、日本消防協会等の主催により5年に1度開催されるもの）において表彰される。

④ 三重県消防協会が行う表彰

種 類	年 度				
	H28	H29	H30	R 元	R2
功 績 章	60	60	60	60	60
精 勤 章	200	200	200	200	200
表 彰 徽 章	652	617	599	613	612
感 謝 状					

第 39 表 令和 2 年度春秋叙勲・危険業務従事者叙勲・春秋褒章受章者

	賞賜	主 要 経 歴	受章者氏名	
令和 2 年春の叙勲	瑞双	元 伊勢市消防団 団長	上之郷 宏也	
	瑞双	元 桑名市消防団 団長	柴田 清勝	
	瑞双	元 鈴鹿市消防団 団長	藤田 充	
	瑞単	元 津市消防団 副団長	櫻井 克巳	
	瑞単	元 四日市市消防団 分団長	山川 政夫	
	瑞単	元 鈴鹿市消防団 分団長	前田 光男	
	瑞単	元 熊野市消防団 分団長	島田 裕臣	
	瑞単	元 紀宝町消防団 副分団長	田尾 昭生	
第 34 回危険業務従事者叙勲	瑞双	元 津市 消防正監	宮田 正人	
	瑞双	元 四日市市 消防監	坂口 三公	
	瑞双	元 伊勢市 消防司令長	河口 清	
	瑞双	元 桑名市 消防監	中瀬 章	
	瑞双	元 桑名市 消防司令長	野口 良典	
	瑞双	元 鈴鹿市 消防監	森 国男	
	瑞双	元 鈴鹿市 消防司令長	古市 清照	
	瑞単	元 鈴鹿市 消防司令	市川 雄二	
	瑞単	元 伊賀北部消防組合 消防司令長	下川 忠規	
	瑞単	元 志摩広域消防組合 消防司令	出口 健二	
	令和 2 年春の褒章	藍綬	津市消防団 副団長	村木 徹
		藍綬	四日市市消防団 団長	伊藤 忠夫
		令和 2 年秋の叙勲	瑞双	元 志摩市消防団 団長
	瑞単		元 津市消防団 分団長	奥山 孝司
	瑞単		元 四日市市消防団 分団長	近澤 順一
	瑞単		元 伊勢市消防団 分団長	梅田 薫
瑞単	元 鈴鹿市消防団 分団長		岩崎 初男	
瑞単	元 熊野市消防団 分団長		大谷 友晴	
第 35 回危険業務従事者叙勲	瑞双		元 津市 消防正監	坂井 久義
	瑞双		元 津市 消防正監	正岡 隆文
	瑞双	元 名張市 消防司令長	井ノ上 秀和	
	瑞双	元 名張市 消防司令長	柳野 貞信	
	瑞双	元 熊野市 消防司令長	片岡 信次	
	瑞双	元 伊賀市 消防監	松居 豊	
	瑞双	元 松阪地区広域消防組合 消防正監	森戸 達也	
	瑞単	元 桑名市 消防司令長	石田 光重	
	瑞単	元 亀山市 消防監	服部 和也	
	瑞単	元 熊野市 消防司令	湊 巧	
	令和 2 年秋の褒章	藍綬	津市消防団 副団長	清水 喜代己
		藍綬	四日市市消防団 分団長	三谷 新市
		藍綬	名張市消防団 副団長	中山 禎之

※瑞小、瑞双、瑞単、藍綬は瑞宝章（小綬章、双光章、単光章）、藍綬褒章の略

予 防 行 政



## 第2 予防行政

### 1 火災予防運動

#### (1) 火災予防運動概要

令和2年中の火災の発生状況は、発生件数615件、死者22人、負傷者75人で、前年に比べ発生件数は45件の減少、死者は3人増加、負傷者は7人の減少となっている。出火原因は、放火・放火の疑い(75件)、たき火(70件)、火入れ(58件)、たばこ(45件)、コンロ(31件)の上位5つで45.4%を占めている。

また、近年における建築物の密集、高層化並びに生活様式の多様化などに伴い、火災の要因は複雑多岐にわたっている。

このような観点から、毎年春季及び秋季に県民の防火思想の高揚を図り、火災を防止し、火災による死傷者の発生を防止することを目的とした火災予防運動を実施している。

#### ア 秋季火災予防運動(令和2年11月9日～11月15日)

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」を統一標語とし、次の6項目を重点目標とし、県内一斉に運動を展開した。

##### ① 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の周知及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進、住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施、防災品の周知及び普及促進、消防団、女性(婦人)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進、地域の実情に即した広報の推進、高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進、地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進など

##### ② 乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底、火災予防広報の実施、たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行、火気取扱いにおける注意の徹底、工事等における火気管理の徹底など

##### ③ 放火火災防止対策の推進

放火火災に対する地域の対応力の向上、ガソリンスタンドにおけるガソリン容器詰替え販売における本人確認等の徹底、パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底、効果的な放火火災被害の軽減対策の実施など

##### ④ 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

防火管理体制の充実、避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底、防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進、防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底、違反のある防火対象物に対する是正指導の推進、ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底、表示制度及び公表制度の取組の推進、高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底、有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底、飲食店における防火安全

対策の徹底、大規模倉庫における防火安全対策の徹底、外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進など

⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

催しを主催する者に対する指導、ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導、火気器具を使用する屋台等への指導、照明器具の取扱いに係る指導など

イ 春季火災予防運動（令和3年3月1日～3月7日）

前年秋季の運動と同一の標語のもとに、秋季の重点目標6項目に「林野火災予防対策の推進」を加え実施した。

## 2 防火管理制度

### (1) 防火管理・防災管理実施状況

消防法第8条によって、多数の者が出入り又は勤務する防火対象物の管理について権原を有するものに、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用、取扱いの監督等防火管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

また、消防法第36条では、大規模・高層の建築物等において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するため、防災管理対象物の管理権原者は、防災管理者を選任して、防災管理に係る消防計画の作成のほか防災管理上必要な業務を実施させることを義務付けている。

防火対策と防災対策との一元化を図るため、防災管理対象物においては、「防火管理者が行うべき防火管理業務は、防災管理者が行うこと」とされている。

消防機関としても、管理権原を有する者及び防火対象物・防災管理対象物の関係者の防火・防災に対する意識は火災等の災害の発生時の被害低減に重要な役割を果たすため、違反の早期是正に努めているところである。令和3年3月31日現在の県内の防火管理実施状況は〔第1表〕のとおりである。

### (2) 防火管理者講習・防災管理者講習

防火管理者・防災管理者の資格は、知事又は消防長の行う防火管理者・防災管理者資格附与講習を受講することにより取得することができ、令和2年度の県内の防火管理者資格附与講習実施状況は〔第2表〕のとおりである。

なお、高度な防火・防災管理が必要な特定防火対象物（収容人員が300人以上）等の甲種防火管理者及び防災管理者に対しては、一定期間（原則5年）ごとに再講習が義務付けられている。

第1表 県内の防火管理実施状況

令和3年3月31日現在

防火対象物の区分		事項	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任して いる防火対象物数		消防計画を作成してい る防火対象物数	
					選任率(%)		作成率(%)
1 項	イ	劇場等	63	56	88.9	57	90.5
	ロ	公会堂等	2,061	1,631	79.1	1,491	72.3
2 項	イ	キャバレー等	16	11	68.8	8	50.0
	ロ	遊技場等	129	122	94.6	118	91.5
	ハ	性風俗関連特殊営業を 営む店舗等	0	0	0	0	0
	ニ	カラオケボックス等	41	38	92.7	35	85.4
3 項	イ	料理店等	48	44	91.7	39	81.3
	ロ	飲食店	1,487	1,099	73.9	1,019	68.5
4 項		百貨店等	2,070	1,609	77.7	1,498	72.4
5 項	イ	旅館等	658	635	96.5	624	94.8
	ロ	共同住宅等	1,510	932	61.7	851	56.4
6 項	イ	病院等	438	366	83.6	337	76.9
	ロ	自力避難困難者入所福 祉施設等	703	654	93.0	625	88.9
	ハ	老人福祉施設、児童養護 施設等	940	881	93.7	854	90.9
	ニ	幼稚園等	148	143	96.6	140	94.6
7 項		学校	721	664	92.1	636	88.2
8 項		図書館等	73	68	93.2	66	90.4
9 項	イ	特殊浴場	14	14	100.0	14	100.0
	ロ	一般浴場	17	15	88.2	15	88.2
10 項		停車場	9	7	77.8	6	66.7
11 項		神社・寺院等	337	210	62.3	192	57.0
12 項	イ	工場等	1,012	851	84.1	807	79.7
	ロ	テレビスタジオ等	3	2	66.7	2	66.7
13 項	イ	駐車場等	9	4	44.4	2	22.2
	ロ	航空機格納庫等	0	0	0	0	0
14 項		倉庫	160	111	69.4	97	60.6
15 項		事務所等	1,408	1,137	80.8	1,060	75.3
16 項	イ	特定複合用途防火対象 物	2,912	1,993	68.4	1,847	63.4
	ロ	一般複合用途防火対象 物	281	178	63.3	158	56.2
(16の3) 項		地下街	0	0	0	0	0
(16の3) 項		準地下街	0	0	0	0	0
17 項		文化財	13	9	69.2	9	69.2
合 計			17,281	13,484	78.0	12,607	73.0

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。

第2表 防火管理者資格取得者数（消防長開催）

種 類		甲 種		乙 種	計
区分	年度	R2		R2	
		新規	再講習		
消防長が資格を附与した者	津 市	186	36	19	241
	四 日 市 市	280	42	53	375
	伊 勢 市				
	桑 名 市	41	31		72
	鈴 鹿 市	131	23	15	169
	亀 山 市	29	8		37
	鳥 羽 市				
	熊 野 市	46			46
	菰 野 町	39			39
	三 重 紀 北		4		4
	伊 賀 市	59	17		76
	名 張 市		10		10
	松 阪 地 区 広 域				
	志 摩 広 域				
	紀 勢 地 区 広 域				
小 計	811	171	87	1,069	
県 知 事 が 資 格 を 附 与 し た 者					
合 計		811	171	87	1,069

(注) 防火管理者を選任しなければならない防火対象物のうち、旅館、デパート、病院等の不特定多数が出入りする施設にあっては300㎡未満、その他の施設にあっては500㎡未満のものについては甲種又は乙種の防火管理者を、これ以外の大規模な施設については甲種の防火管理者を選任する必要がある。また、社会福祉施設で主として入所を伴うもの（消防法施行令別表第一6項（ロ））では、面積に関係なく甲種が必要となる。

なお、乙種防火管理者の区分は昭和62年度から設けられた。

### 3 消防用設備等の規制、「重大違反对象物」の公表制度

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備及び消防用水等の施設をいい、生命、財産を保護し、火災の早期発見及び被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠である。

消防法第17条では、一定規模以上の防火対象物には、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、消防用設備等の設置を義務付けるとともに適正に維持しなければならない。県内の防火対象物は、〔附表11〕、〔附表12〕のとおりである。

県内における主たる消防用設備等の設置状況は、〔附表13〕に示すとおりで、自動火災報知設備の設置率98.2%（特例によるものを含む）、屋内消火栓設備の設置率94.0%（同）、スプリンクラー設備の設置率99.8%（同）となっている。なお、これら3つの消防用設備の未設置及び過半に及ぶ不備は「重大な違反」として、早期是正の徹底に取り組んでいる。

また、建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページ等で公表する「違反对象物の公表制度」が、令和2年4月から県内全ての消防本部

で開始され、〔附表 14〕 に示すとおりである。

#### 4 防火対象物・防災管理定期点検報告制度・宿泊施設の防火対象物適合表示制度

平成 13 年 9 月 1 日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を踏まえ、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化を図るため消防法が一部改正され、平成 15 年 10 月 1 日から、防火対象物の防火基準適合性を示すものとして、防火対象物定期点検報告制度が実施されている。

また、平成 21 年 6 月 1 日から大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化され上記の制度とともに運用されている。

この制度は、多数の人が出入りする一定の防火対象物について点検資格者による定期点検（1 年 1 回）を行い、その結果を消防機関へ報告するもので、点検基準に適合している場合は、「防火・防災基準点検済証」を表示することができる消防機関が優良と認めた（特例認定を受けた）場合は、点検報告の義務が 3 年間免除され、「防火・防災優良認定証」を表示することができる。

防火対象物点検報告の実施状況及び特例認定済防火対象物は、〔第 3 表〕のとおりであり、今後更に関係各機関による本制度の周知と効率的な制度運用を図ることが必要となる。

防火基準点検済証



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防火優良認定証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証



また、平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災を受けて、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する防火対象物における防火安全体制を確立するため「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成 25 年 10 月 31 日消防庁通知）により、消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する宿泊施設の防火対象物適合表示制度の運用が 4 月 1 日より開始され、8 月 1 日から、表示基準に適合しているホテル・旅館等に対し交付された表示マークの掲出及び使用が開始された。

三重県内では、令和 3 年 3 月 31 日現在で表示制度の対象となる防火対象物は 413 件ある中で、当年度は 23 件の交付申請（内訳にあっては、金マーク申請 16 件、銀マーク申請 7 件）に対し 23 件の表示マークを交付している。

#### 宿泊施設の防火対象物適合表示制度における表示マーク



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

第3表 防火対象物定期点検報告制度実施状況

(令和3年3月31日現在)

防火対象物の区分			事項	該当防火対象物数	点検報告済防火対象物数			特例認定済防火対象物数
					基準適合	基準適合率 (%)		
1項	イ	劇場等		57	27	10	37.0	9
	ロ	公会堂等		369	152	29	19.1	33
2項	イ	キャバレー等		1	0	0	0.0	0
	ロ	遊技場等		101	46	21	45.7	14
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等		0	0	0	0.0	0
	ニ	カラオケボックス等		9	3	1	33.3	0
3項	イ	料理店等		6	0	0	0.0	0
	ロ	飲食店		60	3	1	33.3	2
4項		百貨店等		334	172	62	36.0	36
5項	イ	旅館等		123	54	19	35.2	14
6項	イ	病院等		59	37	16	43.2	10
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等		8	2	1	50.0	0
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等		21	11	6	54.5	1
	ニ	幼稚園等		9	1	0	0.0	2
9項	イ	特殊浴場		12	2	1	50.0	0
16項	イ	特定複合用途防火対象物		371	134	23	17.2	48
(16の2)項		地下街		0	0	0	0.0	0
合 計				1,540	644	190	29.5	169

## 5 消防設備士制度

### (1) 消防設備士試験

消防法に基づいて設置しなければならない消防用設備等の設置工事又は整備のうち一定のものについては、消防設備士試験に合格し、消防設備士免状の交付を受けた者でなければ行ってはならない。

平成16年6月1日から甲種消防設備士の指定区分に、「特殊消防用設備等」の工事又は整備を行うことができる特類が新たに創設された。

消防設備士試験は昭和60年度から国の指定試験機関である(一財)消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が消防設備士免状を交付している。令和2年度における消防設備士免状取得者数は〔第4表〕のとおりである。

第4表 消防設備士免状取得者数

種類	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	計
	甲種	特類	5	5	3	4	1	3	2	0	2	5
1		24	17	29	27	28	27	28	25	28	34	267
2		8	13	8	9	18	14	14	14	14	12	124
3		7	6	9	7	12	13	10	7	10	15	96
4		59	54	49	55	55	64	53	55	53	72	569
5		17	16	8	11	16	9	14	10	14	7	122
小計		120	111	106	113	130	130	121	111	121	145	1,208
乙種		1	12	13	10	15	18	14	9	9	9	6
	2	2	9	4	5	3	4	3	4	3	4	41
	3	1	1	5	3	4	3	3	0	3	5	28
	4	29	30	34	31	22	34	43	23	43	39	328
	5	11	7	8	10	7	6	5	5	5	4	68
	6	104	90	91	116	96	71	86	126	86	136	1,002
	7	63	34	36	30	35	37	30	30	30	34	359
	小計	222	184	188	210	185	169	179	197	179	228	1,941
合計	447	342	295	294	323	315	299	300	308	373	3,296	

(2) 消防設備士講習

消防用設備に関する技術の進歩に対応するなど、消防設備士としての資質の維持向上のため、消防設備士に対し講習が義務付けられ、消防設備士は免状の交付を受けた日以後の最初の4月1日から2年以内に講習を受け、その後も講習を受けた日以後の最初の4月1日から5年以内ごとにこの講習を受けなければならない。

昭和56年度から本講習は(一財)三重県消防設備安全協会に委託し実施しており、令和2年度における受講者数は〔第5表〕のとおりである。

第5表 消防設備士義務講習受講者数

年度 講習区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
消火設備	178	216	200	242	214	165	206	197	218	203
警報設備	411	398	383	436	421	395	418	361	405	347
避難設備 ・消火器	222	315	330	339	288	264	349	319	308	271
合計	811	929	913	1,017	923	824	973	877	931	821

(注) 消火設備とは、甲種・乙種の第1～3類

警報設備とは、甲種の第4類・乙種の第4類及び第7類

避難設備・消火器とは、甲種の第5類・乙種の第5類及び第6類に対する講習です。

## 6 危険物規制

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはいけない。このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならない。

加えて一定規模以上の危険物施設は危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選任、予防規程の作成、定期点検の実施、自衛消防組織の設置等保安に関する措置を講じなければならない。

このような危険物規制事務は、消防本部及び消防署を設置している 12 市町の市町長（事務委託を含む。）及び 3 消防組合の管理者が実施している。

県内には四日市臨海地区に石油コンビナートがあり、他府県に比べ原油、重油等第 4 類の危険物を扱う製造所、屋外タンク貯蔵所が数多く設置され、これらの危険物施設の事故を防止するため立入検査を積極的に実施する等保安体制の強化を図っている。

## 7 危険物施設の状況

令和 3 年 3 月 31 日現在における県内の危険物施設の総数は 10,021 施設（完成検査済証交付施設数）で前年に比べ 78 施設減少している。

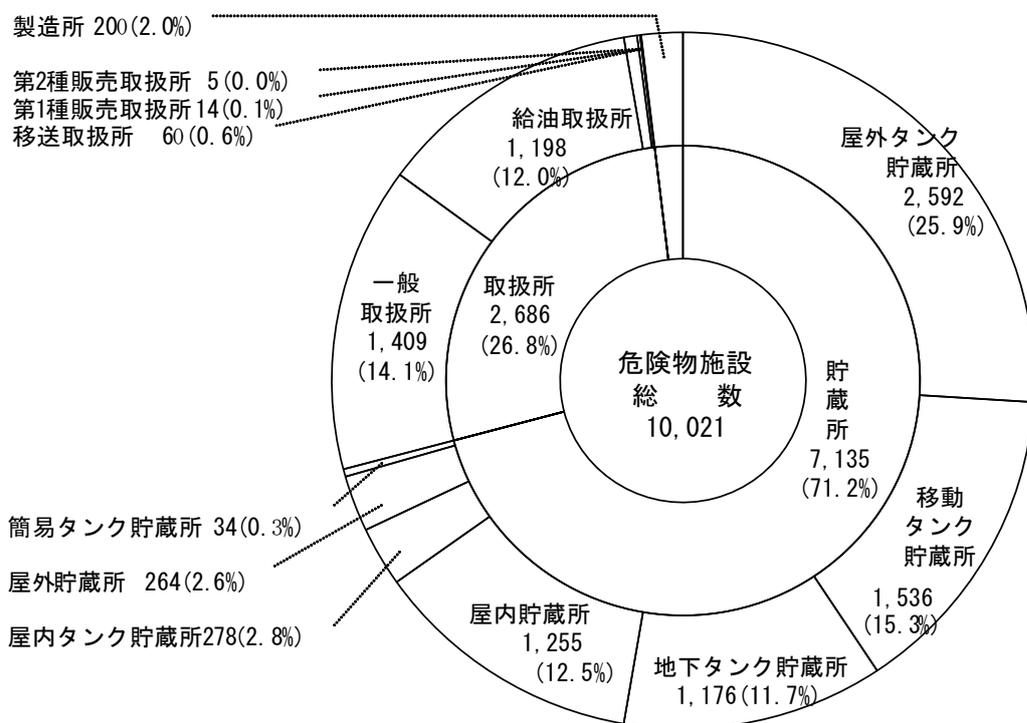
施設別にみると〔第 1 図〕のように屋外タンク貯蔵所 2,592 施設（全体の 25.9%）が最も多く、次いで移動タンク貯蔵所 1,536 施設（15.3%）、一般取扱所 1,409 施設（14.1%）、屋内貯蔵所 1,255 施設（12.5%）等となっている。

なお、これらのうち、石油製品を中心とする第 4 類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、9,617 施設と全体の 96.0%を占めている。

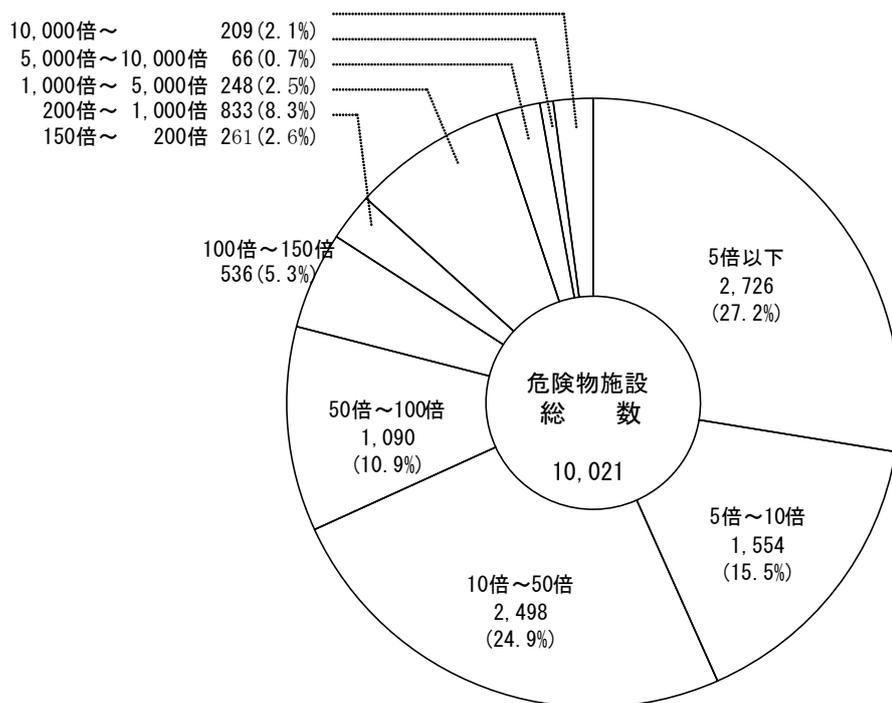
また、規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量の指定数量の倍数による。）にみると、その構成は〔第 2 図〕のとおりであり、構成比は前年とほとんど変わっていない。

第1図 危険物施設数の状況

(令和3年3月31日現在)



第2図 危険物施設の規模別構成比 (指定数量の倍数による。)



## 8 危険物施設の事故

令和2年中における危険物施設等の事故発生件数は、〔第6表〕のとおり14件である。このうち、石油コンビナート等特別防災区域内の事故は7件である。

危険物施設の事故は、危険物の特性から事業所はもとより、周囲の住民の生命、財産にまでその被害が及ぶ場合があり、設置者及び危険物取扱者は危険意識をもって取り組み、事業所全体の防災体制の確立に努めなければならない。

なお、消防庁では6月の第2週を危険物安全週間と定め、各種の安全啓発活動、事業所における危険物施設の自主点検、消防訓練及び保安研修の実施、消防機関による立入検査等を積極的に実施しているところである。

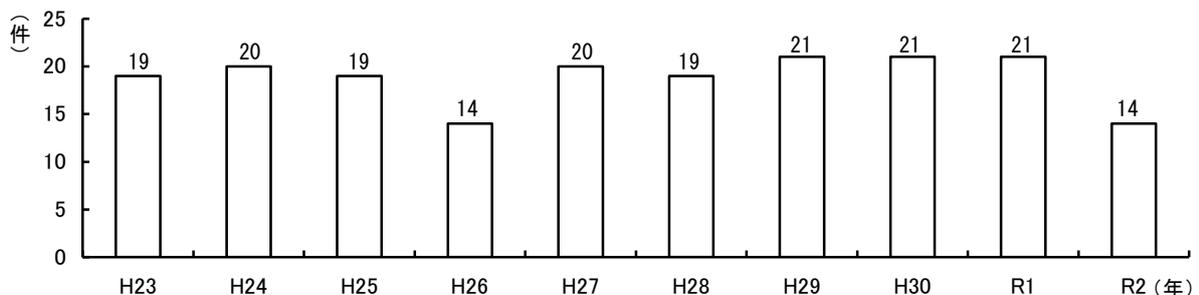
また、過去10年間における事故発生件数は〔第3図〕のとおりである。この中には石油コンビナート等特別防災区域内の危険物施設でない施設の事故も含まれている。

危険物施設の総数は減少しているが、事故の件数は高止まりしている。

第6表 製造所等の区分別事故発生件数及び事故の態様（令和2年）

製造所等の区分	件数	事故の態様				
		流出	爆発	火災	破損	その他
製造所	3			3		
屋外タンク貯蔵所	1	1				
移動タンク貯蔵所	2	2				
地下タンク貯蔵所	2	2				
給油取扱所	2	1				1
一般取扱所	4			4		
その他						
合計	14	6		7		1

第3図 危険物施設等の事故発生件数の推移



## 9 危険物取扱者制度

### (1) 危険物取扱者試験

危険物施設における危険物の取扱いは、危険物取扱者でなければ行ってはならず、それ以外の者が取扱う場合は、甲種又は乙種の危険物取扱者の立ち会いが必要とされている。

危険物取扱者試験は昭和 60 年度から国の指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに実施を委任しており、この試験に合格した者に対し、申請に基づき知事が危険物取扱者免状を交付している。

令和 2 年度における危険物取扱者免状取得者は、〔第 7 表〕のとおりである。

第 7 表 危険物取扱者免状種類別取得者数

年度 種類		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	合 計
		甲 種	166	181	182	180	114	127	153	152	154	168
乙 種	第 1 類	483	434	409	447	492	398	374	316	283	245	3,881
	第 2 類	481	456	388	448	401	458	362	372	308	280	3,954
	第 3 類	443	428	423	425	353	464	318	307	252	228	3,641
	第 4 類	2,193	2,214	2,280	2,145	2,034	1,974	2,290	2,012	1,977	1,744	20,863
	第 5 類	483	472	458	474	480	349	344	311	273	252	3,896
	第 6 類	549	526	455	507	488	469	341	384	272	291	4,282
	小 計	4,632	4,530	4,413	4,446	4,248	4,112	4,029	3,702	3,365	3,040	40,517
丙 種	430	401	396	363	280	257	286	402	174	100	3,089	
合 計	5,228	5,112	4,991	4,989	4,642	4,496	4,468	4,256	3,693	3,308	45,183	

(2) 危険物取扱者保安講習

消防法の改正並びに危険物の貯蔵及び取扱い技術の進歩に対応するなど、危険物取扱者としての資質維持のため、危険物取扱作業に継続して従事する危険物取扱者に対し、受講を義務付けており、原則として免状の交付を受けた日又は保安講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内にこの講習を受けなければならない。

平成2年度から本講習は（一社）三重県危険物安全協会に実施を委託しており、その受講者数は〔第8表〕のとおりである。

第8表 危険物取扱者保安講習受講者数

区分 \ 年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
給油取扱所	508	580	586	514	550	526	496	581	516	501
コンビナート事業所	1,703	1,470	1,765	1,630	1,955	1,939	1,740	1,913	1,885	1,811
移動タンク貯蔵所	223	206	163	189	206	159	205	106	140	89
その他事業所	1,338	1,895	1,518	1,441	1,520	1,560	1,531	1,776	1,803	1,544
計	3,772	4,151	4,032	3,774	4,231	4,184	3,972	4,376	4,344	3,945

# 防 災 行 政



## 第3 防災行政

### 1 防災対策の概要

#### (1) 阪神・淡路大震災以降

三重県地域防災計画及び三重県石油コンビナート等防災計画については、平成7年に発生した阪神・淡路大震災により提起された課題を克服し、県の防災体制を強化するため、平成10年度に総合改定を行った。その後、平成13年度の都市型水害対策や国の組織改正にあわせた改定、平成20年度の防災基本計画の修正にあわせた男女共同参画の視点からの改定など、毎年度見直しを重ねてきた。その間、地震対策面では、平成14年度には、東海地震の想定震源域の見直しが行われたことに伴い、平成14年4月に県内18の市町村（当時。現在は、市町村合併により10市町）が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定された。これに伴い、地震防災対策強化地域について、東海地震注意情報が発表された場合以降に執るべき地震防災応急対策に係る内容（地震防災強化計画）を盛り込んだ改定を行った。さらに、平成15年7月には、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（東南海・南海地震対策特措法）が施行され、県内の全市町村が同法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。これに伴い、平成16年度には、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する内容（東南海・南海地震防災対策推進計画）を盛り込んだ改定を行った。

#### (2) 東日本大震災以降

しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災により、わが国の地震・津波対策は、抜本的な見直しを迫られることとなった。平成24年度以降、相次いで災害対策基本法が改正され、国による被災地方公共団体への支援強化をはじめ、指定緊急避難場所・指定避難所の指定等からなる住民の安全な避難場所等の確保、避難行動要支援者名簿の作成義務化等による災害時要援護者（要配慮者）対策の充実、安否情報の提供や被災者台帳の整備等による被災者保護対策の改善など、大規模広域な災害に対する即応力の強化が図られた。また、災害発生により道路上に放置された車両が交通障害を引き起こし、救助部隊の通行や緊急物資の輸送等に支障をきたすことから、緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策等が盛り込まれることとなった。

こうした災害対策基本法の改正をもとに、国の防災基本計画についても抜本的に内容が見直されるとともに、平成25年12月には東南海・南海地震対策特措法の一部が改正され、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（南海トラフ地震対策特措法）と改められて、津波避難対策に係る新たな措置が盛り込まれた。

このような国の動きを踏まえ、本県においても、地震・津波対策及び風水害対策に係る計画の抜本的な改定を行った。三重県地域防災計画については、これまでも毎年三重県防災会議を開催し、随時必要な修正を行ってきたところだが、東日本大震災や平成23年の紀伊半島大水害の教訓、国の法改正の内容等も反映し、平成24年度から26年度にかけて地域防災計画（震災対策編）、地域防災計画（風水害等対策編）及び地域防災計画

添付資料の全面的な見直しを行うとともに、地域防災計画（震災対策編）の名称を地域防災計画（地震・津波対策編）と改めた。

また、国の中央防災会議は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策は改める必要があるとし、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁はこれまでの「東海地震に関連する情報」に替えて「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することに変更したことから、三重県においても『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された際の県の対応」を定め、平成29年11月から運用を開始した。

令和元年5月に、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更されたことに伴い、気象庁からは、従来の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」に替わり、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表されることとなった。そのため、三重県においても対応について修正を行った。

### （3）行動計画の変遷

#### ア 地震・津波への対策

三重県地域防災計画に基づく地震対策に関する行動計画としては、平成14年度に第一次の『三重地震対策アクションプログラム』、平成19年度に第二次のアクションプログラムを策定し、対策を進めてきた。平成20年度には、災害応急対策面での具体計画となる「三重県東海・東南海・南海地震災害対策活動計画」を作成した。行動計画面でも、東日本大震災を受けて、これまでの地震・津波対策の抜本的な見直しを図ることとし、喫緊の課題となった津波避難対策に重点を置いた「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、平成23年10月に公表した。さらに、前述の地域防災計画（地震・津波対策編）とあわせて新たな県の総合的な地震・津波対策にかかる行動計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成26年3月にとりまとめて公表した。

また、これらの計画の基礎となる地震被害想定調査についてはこれまで、阪神・淡路大震災後の平成9年3月、県内の市町村が地震防災対策強化地域や東南海・南海地震防災対策推進計画に指定された後の平成17年3月に、それぞれ調査結果をとりまとめ、公表してきたが、東日本大震災後、国が実施した新たな地震被害想定も参考にしながら、新たな県地震被害想定調査結果をとりまとめ、平成26年3月に公表した。

#### イ 風水害への対策

風水害対策については、県として防災対策を風水害対策も含めて総合的かつ計画的に推進するため、「三重県地震対策推進条例」を全部改正して「三重県防災対策推進条例」を制定し、平成21年3月に施行した。これに伴い、平成22年3月には、風水害等への対策強化を図ることを目的とした「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定した。しかし、その後、平成23年9月には、紀伊半島大水害が発生し、これら風水害対策についても抜本的な見直しを迫られることとなった。このことから、紀伊半島大水害時の災害対応で得た教訓を踏まえ、平成23年度には、県災害対策本部体制

の抜本的な見直しを、平成24年度には地方部体制の見直しを行った。さらに、平成26年度には、地域防災計画（風水害等対策編）の全面的な改定と併せて、近年国内で発生した風水害で明らかになった課題などを踏まえ、「三重風水害等対策アクションプログラム」を引き継ぐ「三重県新風水害対策行動計画」を策定した。

#### ウ 行動計画の一本化

「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」は、平成29年度に計画期間が終了となるため、両計画を一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。これまでの取組の検証結果や近年の災害から明らかになった課題に対応するため、「自助」「共助」「公助」にかかる7つの「重点的取組」を定め、特に注力して取組を進めている。

## 2 防災業務

### (1) 三重県防災会議等の開催状況

三重県防災会議等 : 令和3年3月23日（火）

第1表 市町地域防災計画の修正協議状況

市 町	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市（14）	9	6	6	7	4
町（15）	3	4	4	5	5
計（29）	12	10	10	12	9

### (2) 防災訓練

予想される南海トラフを震源とした地震などの大災害を想定し、災害対策基本法、三重県地域防災計画、市町地域防災計画に基づき、国、県、市町、防災関係機関をはじめ民間事業所、自主防災組織等地域住民が緊密かつ有機的連携を図りつつ、即応型のより実践的な訓練を実施している。

令和元年度の三重県総合防災訓練は、総務省消防庁が主催する緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練および関西広域連合が主催する近畿府県合同防災訓練と合同で、10月26日（土）から10月27日（日）にかけて、トライス株式会社松阪広陽工場2号地をメイン会場として実施した。

また、伊勢湾台風から60年が経過したことに伴い、9月1日（日）に木曾岬町役場をメイン会場として「伊勢湾台風60年防災訓練」を実施した。

### (3) 地震・津波対策

これまで、想定東海地震や、東南海地震など、南海トラフを震源域とするプレート境界型地震や、陸域に存在する活断層を震源とする内陸直下型地震による災害に対応するための防災対策を推進してきたが、東日本大震災の発生を受け、南海トラフ沿いで発生するプレート境界型地震に伴い想定される様相のうち、特に津波からの避難対策に重点をおいた取組を強化することとなった。

平成23年3月の東日本大震災の発生を受け、平成23年度には、待ったなしの危機感から、県民を守ることを最優先として、避難を主軸に「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策をまとめた「三重県緊急地震対策行動計画」を策定した。また、東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震と同規模の東海・東南海・南海地震を想定した、県独自の津波浸水予測結果を公表して、市町等による津波避難対策面での早期取組を促進させるための基礎資料とした。

平成24年度からは、東日本大震災から得られた知見や、国から新たに提示された地震被害想定なども参考にしながら、新たな地震被害想定調査に着手したほか、「地域防災計画」の抜本的な改訂と併せて名称を「震災対策編」から「地震・津波対策編」へと変更するとともに、新たな地震・津波対策に取り組んでいくため、「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定を進め、平成26年3月にそれぞれの計画を公表した。なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となるため、「風水害対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。

また、平成24年度には、東日本大震災で課題として明らかになった、津波避難や避難所運営に関する県内でのモデル事業の実施や、指針の改定を行った。さらに、平成28年3月には、「三重県新地震・津波対策行動計画」の重点行動項目の一つとして、全国で初の試みとなる「三重県復興指針」を策定・公表した。これは、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した場合、速やかな復興作業を円滑に進めるための事前準備として、復興対策の手順を明確化し、「手順書」「マニュアル」として策定したものである。

さらに、平成27年度には、熊野灘沖の南海トラフ震源域に展開されている国の「地震・津波観測監視システム（DONET）」を活用した「津波・予測伝達システム」について、平成28年5月から伊勢志摩地域を対象に運用を開始した。なお、「津波・予測伝達システム」による津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、同法に基づく津波予報の許可を取得して、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）への津波予報業務を令和2年3月から開始した。

平成29年度には、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に対応する計画として、三重県独自の3分野（「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）」、「ボランティア」及び「自治体応援職員」）の受入れを加えた「三重県広域受援計画」を策定した。

#### ア 地域防災計画の見直し

阪神・淡路大震災で提起された課題を克服し、本県の防災体制を強化するため、三重県地域防災計画の総合的見直しを平成7年度より3か年をかけて実施し、従来の計画から地震対策に係る部分を別冊として抜き出す形として、三重県地域防災計画（震災対策編）を策定した。また、三重県地域防災計画被害想定調査の結果をベースに平成10年修正を作成し、平成14年には地震防災強化計画を盛り込んだ修正を行った。

その後も、必要な時点修正を繰り返してきたが、東日本大震災を受け、特に津波災害対策を中心とした抜本的な計画の見直しを迫られることとなり、平成24年5月の防災会議に見直し方針を諮り、その内容を刷新するとともに、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」と名称を改めた。見直しの内容としては、国の災害対策基本法の改正で盛り込まれた内容を計画に反映するとともに、従来からの「公助」に加え、「自助」「共助」の取り組みについても、県民や地域の実施する対策として計画に位置付けた。

また、平成24年度に行った災害対策本部体制の見直しの結果を反映し、危機管理統括監を統括本部長とした「災害対策統括部」の各部隊による活動体制に改めるとともに、復興・復旧対策についても計画に盛り込んだ。

これらの内容を取り入れた計画案は、平成26年3月の三重県防災会議において承認を得た後、公表を行った。その後、平成28年3月には、「三重県復興指針」の策定に伴い、復旧・復興対策の記述の修正等を行った。

平成29年3月には、前年4月に発生した熊本地震で明らかになった課題を受け、県災害対策本部の代替施設、県立学校の非構造部材の耐震対策、避難所外避難者の支援、福祉避難所等に関し、所要の修正を行った。平成30年3月には、主に次の3点を修正内容に反映した。(1)「三重県防災・減災対策行動計画」の重点的取組において新規に取り組む項目、(2)「三重県広域受援計画」にかかる基本的な事項、(3)中央防災会議防災対策実行会議の下に設置されたワーキンググループの報告に基づく、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の「当面の対応」を踏まえて整理した本県の対応。

平成31年3月には、平成30年度に発生した大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震の課題等を踏まえ、帰宅困難者対策、停電に関わる情報収集、市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備にかかる修正等を行った。

令和2年3月には、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」・「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に基づく南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応や、「DONET を活用した津波予測・伝達システム」で得られる津波観測情報の提供・活用にかかる修正等を行った。

## イ 地震被害想定調査の実施

地域防災計画の総合的見直しをはじめとする県の防災体制強化の基礎資料とするため、平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降これまで、三度にわたって県地震被害想定調査を行ってきた。

第一次の地震被害想定は、県内に影響を与える可能性がある海溝型地震や活断層を震源とする地震を対象として、平成7～8年度に調査を実施し、平成9年3月に結果を公表した。第二次の地震被害想定は、平成15～16年度に調査を実施し、平成17年3月に結果を公表した。海溝型地震については、中央防災会議が新たに提示した東海・東南海・南海地震の断層モデルや、被害想定手法を参考として、陸域の活断層につい

ては、阪神・淡路大震災を契機として実施された主要な活断層の調査結果を活用した。また、この際、東海・東南海・南海地震が連動発生した場合の津波シミュレーションをあわせて行い、三重県にとって初めての本格的な、県内沿岸部における津波浸水予測図を作成した。

平成23年度には、東日本大震災の発生を受けて、県内の津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難対策について早急に検討する必要性が生じたことから、上記の平成15年度に提示した津波浸水予測結果では十分反映できていない規模の津波に対応するため、緊急的な取組として、東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測結果を提示し、県及び県内各地域において、津波対策を立案するための基礎資料とした。第三次の地震被害想定は、平成24～25年度に調査を実施し、平成26年3月に結果を公表した。今回の地震被害想定では、南海トラフの地震については、過去概ね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた「過去最大クラスの南海トラフ地震」と、あらゆる可能性を科学的な見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の二つのレベルの地震を想定した。このうち、後者については、国が平成24年3月及び8月に提示した、南海トラフにおける最大クラスの地震に関する強震断層モデルと津波断層モデルを活用した。陸域の活断層を震源とする地震については、「養老―桑名―四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯」、「頓宮断層」の三つの活断層を対象とした。最新の地盤データや地形データ、建物データ等を用いるとともに、東日本大震災での教訓を踏まえ、これまでの想定では対象としてこなかった医療機能支障や住機能支障といった生活支障に関連した内容についても、想定内容の中にも含めることとした。また、津波避難の具体的な検討に生かすため、「どこまで逃げるべきか」の情報を示した従来の「津波浸水予測図」に加えて、避難行動がとれなくなる目安である浸水深30cmに到達するまでの時間変化（時系列）を示した「津波浸水深30cm 到達予測時間分布図」を作成することにより、「いつまでにどの方向に逃げるべきか」の情報を新たに提示した。

第三次の想定調査における主な被害想定項目は次のとおりである。

（ハザード予測結果）

- ・強震動予測結果（震度分布、液状化危険度）
- ・津波予測結果（津波浸水予測図、津波浸水深30cm 到達予測時間分布図）

（リスク予測結果）

- ・人的被害（死者、負傷者）
- ・建物被害
- ・ライフライン被害（上水道への影響等）
- ・交通施設障害（道路施設等）
- ・生活支障等（避難者、医療機能支障、住機能支障等）
- ・災害廃棄物等

- ・経済被害額
- ・その他の被害（孤立集落の発生等）

#### ウ 緊急地震対策行動計画の推進

東日本大震災の発生を受けて、待ったなしの危機感から「緊急地震対策行動計画（平成23年10月～24年度）」を策定した。この計画では、県民を守るために、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げ、避難路や避難所の安全点検と整備、津波避難訓練の実施、住宅の耐震化、防災教育の推進などの対策について、13の「行動」として整理を行い、「緊急」かつ「集中的」に取り組んだ。

主な取組結果として、例えば、「行動1 避難計画・避難訓練」では、「最大クラスの津波」への住民避難対策として、県独自の津波浸水予測調査を活用した避難計画づくりと住民の避難訓練が実施されるよう、取組を促進したほか、津波浸水が予測される19市町に対しハザードマップの作成支援を行うなど、具体的な取組を進めることにより、計画策定時の目的に沿った成果を収めることができた。

#### エ 新地震・津波対策行動計画の推進

「新地震・津波対策行動計画（平成25年度～29年度）」は、「緊急地震対策行動計画」で取組を進めてきた津波避難対策や防災教育などの取組に加えて、災害時要援護者対策や観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討など、総合的な観点から、これからの三重県の地震・津波対策の方向性と道筋を示したものである。

平成24年度から、策定に着手し、庁内検討、市町等との意見交換、有識者からの意見聴取、パブリックコメントによる意見募集等を経て、とりまとめを行うとともに、地震被害想定調査の結果等もふまえた上で、平成26年3月に公表した。

この計画では、地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」をめざしていくことを掲げるとともに、「施策の柱」には、災害対応の時間軸に沿った対策に取り組むことができるよう、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つの柱を据え、その柱のもと、必要となる施策を、23の「施策項目」として分類し、また、具体的な行動の取組内容を、192の「行動項目」として掲げた。

さらに、地震・津波から県民の皆さんの命を守り抜き、また被災後にいち早く県民生活の再建を図るという観点から、計画期間中に特に注力すべき取組課題を、10の「選択・集中テーマ」として整理し、強力に取り組を進めることとした。

計画の進捗状況については、毎年度公表するとともに、平成27年度は計画の中間年度にあたることから中間評価を行うこととしていた。これを受け、平成28年度には、同27年度までの実績を受けた中間評価を行った。

なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となったため、「風水害対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。

#### オ 「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開

男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者や外国人への対応などの課題に対応するため、平成24年度に改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」について、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、実践的なワークショップなど地域の取組への実地支援や財政支援を行った結果、令和2年12月までに21市町124地区で取組が行われた。

#### カ 情報伝達体制の確保

平成15年度から3か年をかけて、三重県防災通信ネットワークの地上系及び有線系の再整備を、平成23年度から3か年をかけて衛星系の再整備を行い、設備の信頼性と機能を向上させた。

また、災害時における通信手段確保のため、三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系）の適正な維持管理に努めた。

なお、地上系及び有線系については、老朽化や電波関係法令の改正に対応するために、令和元年度から4か年をかけて再整備を行う。

#### キ 震度情報収集体制の確保

平成20年度から3か年をかけて、三重県震度情報ネットワークのシステム、計測震度計の更新を行い、設備の信頼性と機能を向上させた。

また、地震発生時における市町での初動対応及び広域応援体制の確立を迅速に行えるよう、三重県震度情報ネットワークシステムの適正な維持管理に努めた。

さらに、老朽化に対応するため、三重県震度情報ネットワークシステムのサーバー及び一部の計測震度計の更新を行った。

引き続き、令和元年度から2か年をかけて、残りの計測震度計の更新を行う。

#### ク 普及啓発活動

防災啓発について、県民の「防災意識」を「防災行動」へつなげるため、県政だよりや県政チャンネル、ラジオ放送「三重県からのお知らせ」等を活用するとともに、地域における研修会やイベントに防災技術指導員を派遣し、防災に関する講話を行うなどして、住民や地域が主体となった取組を促した。また、9月26日が「みえ風水害対策の日」であることから、令和2年9月27日に玉城町で「みえ風水害対策の日シンポジウム」を開催するとともに、12月7日が「みえ地震対策の日」であることから、令和2年11月29日に尾鷲市で「みえ地震・津波対策の日シンポジウム」を開催した。

体験・体感型の防災啓発としては、県民に、地震に備える知識や技術を実践的な体験により習得していただくことを目的に、防災啓発車「そなえちゃん」「まもるくん」「まなぶくん」を市町の防災行事等へ派遣した。〔第2表〕

第2表 防災啓発実績

啓発箇所数	体験者数
181	10,822

ケ DONET を活用した津波予測・伝達システム

平成 27 年度、熊野灘沖の南海トラフ震源域に展開されている「地震・津波観測監視システム (DONET)」を活用した「津波・予測伝達システム」について、伊勢志摩サミットの開催決定を契機に整備を行い、平成 28 年 5 月から伊勢志摩地域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町（旧南勢町エリア））を対象に運用を開始した。このシステムは、次の 2 つの機能がある。(1) 緊急速報メール：津波を観測したことを伝え、高台避難を促す内容のメールを対象地域の住民等へ一斉送信。(2) 津波即時予測機能：津波が沿岸部に到達する時間や高さ、陸地での浸水域や浸水深等を予測し、県庁のモニター等に表示。

なお、「津波・予測伝達システム」による津波即時予測情報を県以外の機関に提供することは、気象業務法上の予報業務にあたることから、同法に基づく津波予報の許可を取得して、南部9市町（鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）への津波予報業務を令和 2 年 3 月から開始した。

コ 受援体制の構築

国や都道府県等からの応援活動を円滑に受け入れるため、平成 29 年度に「三重県広域受援計画」を策定した。その後、全国で発生した災害の教訓などを取り入れ、ブラッシュアップを図っている。また、市町が受援計画を策定する際の手引書を配布したり、研修会を実施するなど、市町の受援体制の整備について水平展開を図っている。

(4) 風水害等対策

ア 三重風水害等対策アクションプログラム

伊勢湾台風から50年の節目の年である平成21年3月に、自然災害全般を対象とした「三重県防災対策推進条例」に全面的に改正し、この条例の理念である「自助」「共助」「公助」に基づき、県民、自主防災組織、事業者及び行政などが相互の緊密な連携の下に、風水害等が発生した場合における被害の軽減（減災）を図るための施策をより実効的に推進するため、平成22年3月に「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定（計画期間：平成23年度～26年度）した。

この計画の推進により、公立・私立学校での防災教育の実施や災害時要援護者に配慮した施設整備、避難誘導體制の確立など、成果が得られた。

イ 地域防災計画の見直し

地域防災計画（風水害等対策編）については、従来から毎年内容を見直し、時点修正等を行ってきたが、平成23年の紀伊半島大水害で得た知見や、平成25年度に改訂を行った地域防災計画（地震・津波対策編）の内容等を踏まえ、平成26年度に全面的な

見直しを行った。

見直し内容の主なものとしては、台風や前線に伴う大雨等、数日前から三重県への影響をある程度予測できる気象現象については、災害が発生するまでのリードタイムを活用するための対策を新たに講じることとし、平成29年度までに「三重県版タイムライン（仮称）」を策定することを計画に掲げ、策定後には、その内容を反映した事前対策を新たに計画に盛り込むこととした。

また、近年の気象変動等により発生が頻発する局地的大雨や竜巻、大雪などの特定自然災害対策や、従来から風水害等対策編の中で扱ってきた事故等対策の一環として、新たに原子力災害対策についても記載を加えることとした。

その他、地震・津波対策編と同様に、従来からの「公助」に加え、「自助」「共助」の取組について計画に位置付けるとともに、発災後の対策については、県災害対策本部における災害対策統括部の部隊活動を前提とした内容へと改めた。

平成29年3月には、台風第10号がもたらした水害を教訓として避難準備情報等の名称が前年12月に変更されたことに伴って、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更するなど、所要の修正を行った。平成30年3月には、主に次の3項目を修正内容に反映した。(1)「三重県防災・減災対策行動計画」の重点的取組において新規に取り組む項目、(2)「三重県広域受援計画」にかかる基本的な事項、(3)台風の事前対策として被害の最小化へつなげるために策定した「三重県版タイムライン」（平成30年4月1日から運用開始）の基本的な考え方や事前行動項目。また、平成29年6月に、水防法・土砂災害防止法の改正に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となったこと等を踏まえ、「災害時要援護者」を「要配慮者」または「避難行動要支援者」に置き換える修正を同時に行った。

平成31年3月には、平成30年7月豪雨や平成30年台風第21号にかかる課題等を踏まえ、住宅災害の防止、市町タイムライン策定に向けた支援、停電に関わる情報収集、市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備にかかる修正等を行った。

令和2年3月には、「避難勧告等に関するガイドライン」の改定による「警戒レベル」の発令や、SNS、AI技術等を活用した防災ツールを通じた情報発信にかかる修正等を行った。

#### ウ 三重県新風水害対策行動計画

三重県では、「三重風水害等対策アクションプログラム」を策定し、平成22年度から風水害対策の推進を図ってきた。

これにより、本県の風水害対策は一定の進展が図られたものの、平成23年の紀伊半島大水害や平成26年8月豪雨などの豪雨災害、竜巻等の突風被害など、近年、地球温暖化等の影響を受け、対応の厳しさを増す気象現象が頻発する傾向が見られ、従来の対策だけでは災害を防ぎきれないという課題にも直面することとなった。

このため、これまで進めてきた対策のさらなる加速を図るとともに、新たに必要となる対策に着手するため、平成26年度に「三重県新風水害対策行動計画（平成27年度～29年度）」を策定することとした。

計画策定にあたっては、庁内検討や市町等との意見交換、有識者からの意見聴取、パブリックコメントによる意見募集等を経て、1年で計画のとりまとめを行い、平成27年3月に公表を行った。

この計画では、地震・津波対策同様、風水害対策においても「日々の備え」としての「防災の日常化」をめざすとともに、「災害予防・減災対策」、「発災前の直前対策及び発災後対策」、「復旧・復興対策」の3つを「施策の柱」に据え、その柱のもと、必要となる施策を21の「施策項目」として分類し、また、具体的な行動の取組内容を151の「行動項目」として掲げた。

さらに、風水害では、発生から発災までのリードタイムの有無に着目し、「発災までに時間的余裕のある風水害」と「発災までに時間的余裕のない風水害」に大別した上で、近年の風水害被害や対策上の課題などをふまえ、本県が取り組むべき対策を7つの「重点的取組」として設定し、計画期間中、これらの対策を特に強力に進めていくこととした。

なお、行動計画については、平成29年度に計画期間が終了となるため、「地震・津波対策」の行動計画と一本化した新たな行動計画として、平成30年3月、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定した。

#### エ タイムライン

タイムラインとは、発災前から予測できる風水害である台風に対し、「いつ、誰が、何をするか」を時系列で整理したもので、事前対策として被害の最小化へつなげることを目的としている。平成28年12月に津地方気象台と共に設置した「県防災施策に関する研究会」において、市町、気象台、河川国道事務所等の関係機関とともに、「三重県版タイムライン」を平成30年3月に策定した。タイムラインによって、県庁内の組織を超えた取組を行うとともに、関係機関とも連携を図り、一体的に災害対策を行うことで防災・減災をめざしている。

また、県だけでなく被害が想定される市町も一体的に取り組むことが重要であるため、平成31年3月に作成した「市町タイムライン基本モデル」を活用して、市町のタイムライン策定を支援し、令和2年度に全市町がタイムラインを策定した。

### (5) 自主防災組織の育成・強化

#### ア 自主防災組織リーダー研修

自主防災組織リーダーとして必要な知識・技能を習得し、消防団との連携の重要性についての理解を深め、組織の活性化に取り組む人材の育成をめざし、みえ防災・減災センターと連携し、基礎知識・組織運営・消防団との連携を主な内容とした「自主防災組織リーダー研修」を開催した。

・受講者数 自主防災組織リーダー 延べ59名

・会 場 松阪市

#### イ 自主防災組織交流会

自主防災組織のリーダー等が交流する場として、「三重県自主防災組織交流会」を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、開催を中止した。

他にも、市町または地域が主体となった避難所開設や避難所運営訓練等の実践的訓練への実地支援を行った。

#### ウ みえの防災大賞

県内で先進的かつ意欲的に活動している自主防災組織などの団体を表彰し、これらの活動を広報することにより、災害に強い三重づくりを進めることを目的に、平成18年度から「みえの防災大賞」を開催している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため開催を中止したことから、これまでの大賞受賞団体等の活動事例を集めた「みえの防災活動事例集」を作成し、市町等へ配布するとともに、県ホームページで公開を行った。

#### (6) 防災ボランティアコーディネーターの養成

阪神・淡路大震災や日本海重油流出事故等、大規模災害発生時における災害救援ボランティアの活動が注目されるなかで、被災地でのボランティア等の調整役を担う「防災ボランティアコーディネーター」が必要となったことから、平成13年度から平成18年度で約200名の養成を行った。

平成19年度からは、特定非営利活動法人みえ防災市民会議が、県のパートナーとして独自に事業展開を行うとともに、みえ災害ボランティア支援センターに幹事団体のひとつとして参画している。

#### (7) みえ防災コーディネーター等の防災人材の育成と活用

県内の地域や企業における防災活動を積極的に推進する人材の育成を目的に育成講座や防災研修を実施した。みえ防災コーディネーターの育成について、女性と若い世代を中心に募集を行い、新たに73名を認定した。女性を中心とした専門職防災研修については、27名が修了した。自主防災組織リーダー研修を3地区で延べ6回開催した。

また、これまで育成してきたみえ防災コーディネーターが、継続した活動を展開できるよう、相互の交流を図り、連携のとれた活動を促進することを目的として設立（平成23年2月11日）した「みえ防災コーディネーター連絡会」の活動を支援した。

このほか、平成26年度に「みえ防災人材バンク」を創設し、みえ防災コーディネーター等が市町や地域の防災活動支援の場で活躍できる仕組みを構築して、地域等における防災・減災活動の支援を行うとともに、バンクへの登録を促進した（500名）。

#### (8) 美し国おこし・三重さきもり塾

三重大学が三重県と連携して開講している「美し国おこし・三重さきもり塾」は、三重県で発生する自然災害に備えて、県内の地域、企業、行政における防災に関するリーダーを養成するため、防災・減災のための各種計画やマネジメントについて教育・研究

する教育プログラムであり、平成22年度から25年度の4か年で、特別課程生（7科目26講座）55名、入門コース生（2科目10講座）182名の、のべ237名が卒塾した。

卒塾生による「美し国おこし・三重さきもり倶楽部」が設立され、情報交換、知識・能力の更なる向上、協力・連携に取り組んでいる。

「美し国おこし・三重さきもり塾」は、文部科学省の戦略推進費による事業であり、平成25年度で終了した。

#### (9) 「みえ防災・減災センター」の設立と運営

三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的に、平成26年4月1日に「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」を設立し、運営を行っている。

##### ア みえ防災・減災センターのめざすもの

- ・みえ防災・減災センターへの市町や企業、県内他大学の参画を進め、県内外の研究機関等と連携することで、シンクタンク機能を持ちながら地域の防災・減災対策を実践できるセンターをめざす。
- ・実践的なカリキュラムの構築、大学教員等によるOJT、育成者のネットワーク強化などに取り組み、「地域に信頼される防災人材」を育成することで、現場での人材活用や地域の防災活動への参画を促進する。
- ・防災対策・防災学習・防災研究に役立てるため、県内における防災・減災に関する様々な情報を収集することで、防災・減災アーカイブを構築し、県における防災の知の拠点をめざす。
- ・みえ防災・減災センターが、三重県と三重大学の持つ強みを活かし、県内の市町、大学、企業、地域などを結びつける「防災ハブ」としての機能を持ちながら、各々の機関の連携を促進する。

##### イ みえ防災・減災センターの主な取組

###### ① 人材育成・活用

「即戦力としての活用を目指した育成」

- ・プログラムによる防災人材の育成（さきもり応用コース、さきもり基礎コース（みえ防災コーディネーター育成講座））
  - ・実践的なカリキュラムによる市町職員、教員、専門職、自主防災組織リーダーの育成
  - ・学校防災リーダーの育成
- 「人材資源の発掘と活用」
- ・地域活動支援で活躍する人材と場をマッチングする枠組みとして構築した「みえ防災人材バンク」の運用

###### ② 地域・企業支援

「防災相談窓口の運用と多様な主体の交流の促進」

- ・市町・企業・地域等が活用できる相談窓口の設置と運用
- ・地域防災研究会の開催
- ・みえ企業等防災ネットワークと連携したBCP作成支援等の企業支援
- ・DONET（地震・津波観測監視システム）の避難対策等への活用に向けた研究会の運営

③ 情報収集・啓発

「県民の防災意識の向上と、新たな防災・減災対策の展開」

- ・みえ防災・減災アーカイブのコンテンツの充実と活用の促進
- ・「みえ風水害対策の日」、「みえ地震対策の日」などにおける防災啓発イベントの企画・実施

④ 調査・研究

「行政と研究機関が一体となった実践的な調査及び研究を実施」

- ・南海トラフ地震に関する調査研究
- ・風水害に関する調査研究

(10) 石油コンビナート等防災対策

石油コンビナートは、危険物、高圧ガス等が大量に貯蔵、取扱い、処理されていることにより、一旦災害が発生した場合には極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、これらの災害の鎮圧には特殊な技術、防災資機材等を必要とする。〔第3表〕〔第4表〕

昭和51年7月施行された「石油コンビナート等災害防止法」は、これら石油コンビナート地域について、従来の物の性状別による個別法の規制から業種業態別による地域的面的な規制を相乗りさせたものであり、特別防災区域として四日市臨海地区、尾鷲地区の両コンビナート地区が指定され、これらが所在する市町の消防力の強化等が図られている。

(11) 広域防災拠点について

【中勢防災拠点】鈴鹿市石薬師町地内

平成8年度に実施した基本構想調査結果に基づき、中勢拠点となる三重県消防学校に拠点施設として必要とされる機能の整備を行った。

消防学校サブグラウンドに以下の施設の整備を行った。

(平成11年度)

① 保管倉庫（保管機能）整備

構造：鉄骨平屋建、床面積：1,398㎡

② ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×3

(平成13年度)

非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

(平成15～17年度)

無線整備

県防災行政無線の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

#### 【東紀州防災拠点】

東紀州地域は災害時に孤立する可能性が高く、中勢拠点に次いで優先的に整備する必要があることから、紀南地区・紀北地区に拠点施設の整備を行った。

(平成15年度)

東紀州防災拠点施設基本構想調査

#### 【紀南】熊野市久生屋町地内

(平成17～19年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×3

② 保管倉庫（保管機能）整備

構造：鉄骨平屋建、床面積：495㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

(平成27～28年度)

ヘリコプター用燃料備蓄倉庫の設置

構造：鉄筋コンクリート壁式造 鉄骨屋根、床面積：77㎡

#### 【紀北】尾鷲市光ヶ丘地内

(平成17～18年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×3

② 保管倉庫（保管機能）整備

東紀州くろしお学園おわせ分校校舎を活用、床面積：136㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

(平成21～22年度)

電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

**【伊勢志摩防災拠点】伊勢市朝熊町地内**

東紀州地域に次いで孤立する可能性の高い、伊勢志摩地域に広域防災拠点の整備を行った。

(平成20～21年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×6

② 保管倉庫（保管機能）整備

構造：鉄骨平屋建、床面積：1,184㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

⑤ 電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

**【伊賀防災拠点】伊賀市荒木地内**

県内の他地域の支援拠点として、また他県からの支援受入窓口としての機能から、伊勢志摩地域に次いで、伊賀地域に広域防災拠点の整備を行った。

(平成23～24年度)

① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備

離発着場×1、駐機場×4

② 保管倉庫（保管機能）整備

既存校舎を改築して活用、床面積：608㎡

③ 無線整備

県防災行政無線の設置

④ 非常用電源設備の整備

自家発電装置の設置

⑤ 電源設備の整備

太陽光発電設備の設置

**【北勢防災拠点】四日市市中村町地内**

他県からの支援受入窓口としての機能から、伊賀地域に次いで、北勢地域に広域防災拠点の整備を行った。

(平成26～29年度)

- ① ヘリポート（空輸・物資集配機能）整備  
離発着場×2  
※うち1箇所は、四日市市北消防署北部分署の屋上ヘリポートを使用
- ② 保管倉庫（保管機能）整備  
構造：鉄骨平屋建、床面積：1,547㎡
- ③ 無線整備  
県防災行政無線の設置
- ④ 非常用電源設備の整備  
自家発電装置の設置
- ⑤ 電源設備の整備  
太陽光発電設備の設置

第3表 広域防災拠点等 資機材備蓄状況

施設名 資機材名	単位	北勢拠点備蓄倉庫	中勢拠点備蓄倉庫	伊賀拠点備蓄倉庫	名張市防災センター	伊勢志摩拠点備蓄倉庫	県志摩庁舎	東紀州〔紀北〕拠点備蓄倉庫	東紀州〔紀南〕拠点備蓄倉庫	合計
フォークリフト	台	4	2	2		2		2	3	15
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流0.9KVA以上	台	170	361	52	28	223	15	15	15	879
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流2.4KVA以上			125			2				127
発電機 (ガソリン) 定格出力 交流2.8KVA以上			25							25
発電機 (LPガス) 定格出力 交流0.9KVA以上	台	6	6			7		3	2	24
投光機 500W×1灯	台	173	439	52	28	181	15	16	13	917
投光機 500W×2灯	台		71						4	75
担架	台	345	1,040	99	60	463	9	30	30	2,076
防水シート 3.6m×5.4m	枚	910	2,660	250	150	1,300	90	71	118	5,549
防水シート 5.4m×5.4m	枚		130							130
仮設トイレ(組立式)	台		185	10		2		2	3	202
携帯トイレ(薬剤セット) 汚物パック100袋 薬剤100袋/セット	セット	378	786	147	86	683	30	45	45	2,200
携帯トイレ(薬剤セット) 汚物パック200袋 薬剤200袋/セット	セット	150		50		150		6	44	400
簡易(箱型)トイレ	セット	717	921	232	70	1,042	30	48	129	3,189
簡易トイレ用テント	張	200		60		200		5	45	510
浄水器	台	11	58						6	75
救助用ゴムボート	艇		5			6			1	12
エアテント 6m×6m	基		2			2		1	1	6
夜間航空灯火	セット		1	1		1		1	1	5
救助工具用セット	セット	2	2	2		4		2	2	14
簡易ベッド	台	1,296				52			52	1,400
間仕切り (段ボール)	個	140								140
間仕切り (簡易テント)	個	1,161				51			48	1,260
簡易エアマット	セット	1,400								1,400



第5表 自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の防災資機材等一覧

(平成30年1月現在)

特別防災区域	防災要員										船舶			消火薬剤			油処理資材			その他							
	専任	兼任	大型化学高所放水車	大型高所放水車	大型化学消防車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	乙種普通化学消防車	普通高所放水車	普通消防車	小型消防車	その他消防車	広報車	救急車	バキユーム車	消防艇	油回収船	オイルフェンス展張船	(kl)/(kg)	(kl)/(kg)	(k)	(m)	空気呼吸器	耐熱防火服	移動式ガス検知器	携帯用無線機	
第1 コンピ ナート	83	772			4							1	6	1	2	1	1	(1)	$\frac{723.7}{8,547}$	$\frac{98.5}{28,418}$	13.41	9,039	437	68	498	109	
	12	8				1												(1)		11.16			1	1	2		
	34	70			1							1	5	1		1	2	(1)	$\frac{279.6}{16,258}$	$\frac{14}{3,030}$	14.71	2,652	73	93	377	58	
	8	20				1												(1)		11.2			2	1	1	9	
第3 コンピ ナート	79	189			2							2	8	1				(1)	$\frac{281.72}{45,388}$	$\frac{41.32}{2,015}$	4.3	1,954	131	96	200	66	
	16					1												(1)		11.2			4	1	1	5	
小	232	1,059			7							3	19	2	2	2	2(5)		$\frac{1285.02}{70,193}$	$\frac{187.38}{33,463}$	32.42	13,645	648	260	1,079	247	
	24	75				1						1	1			1	1		$\frac{43.9}{6,300}$	$\frac{21.13}{4,910}$	5.8	2,300	9	1	1	28	
尾鷲地区	256	1,134			7							3	20	2	2	3(5)			$\frac{1328.92}{76,493}$	$\frac{208.51}{38,373}$	38.22	15,945	657	261	1,080	275	
合計																											

第5表 自衛防災組織、共同防災組織、広域共同防災組織等の防災資機材等一覧

(平成30年1月現在)

組織名	ポンプ			ホース										泡薬剤								放水砲		その他							
	水中ポンプ (式)	メインポンプ (台)	中継ポンプ (台)	ソフトホース 8B (本)		保形ホース 8B (本)		メインホース 12B (本)						布ホース (本)		混合装置(送液部) (式)	混合装置(混合部) (式)	混合装置(吸液部) (式)	吸液管 (本)	泡立ち防止配管 (本)	原液ヒックアップ管 (本)	泡原液 (kg)	簡易原液槽 (個)	可変ノズル (基)	台車 (台)	耐熱服 (個)	空気呼吸器 (個)				
広域共同防災組織	2	2	2	20	15	10	10	5	150	100	50	20	10	5	10	20	10	2	2	2	6	74	2	2	2	2	2	2	4	4	
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
				8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4
中京地区 広域共同防災協議会	2	2	2	8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4			
合 計	2	2	2	8	8	8	8	16	4	2	6	20	6	2	2	2	6	2	6	2	2	2	2	2	2	2	4	4			

<参考>

1 緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練および近畿府県合同防災訓練 実施概要

(1) 訓練方針

三重県内に大規模な地震が発生したことによる広域的な災害を想定し、近年の全国各地で発生している災害や地域の特性に対応した大規模な総合防災訓練を実施しました。

この訓練は、「緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練」と「近畿府県合同防災訓練」を併せて実施することにより、三重県及び被災市町における受援体制の確立や緊急消防援助隊の活動技術向上のほか、関係機関との連携活動強化を目的として実施しました。

(2) 実施日時・場所

ア 実施日

令和元年10月26日(土)～27日(日)

イ 主催

緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練：総務省消防庁、三重県、三重県消防長会

近畿府県合同防災訓練：三重県、松阪市、伊賀市、明和町、関西広域連合

ウ メイン会場

トライス株式会社松阪広陽工場2号地

エ サテライト会場

緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練：津市香良洲高台防災公園、伊賀市消防本部及び津松阪港(松阪港区)中央ふ頭

近畿府県合同防災訓練：三重県広域防災拠点(伊賀拠点)、伊賀市立三訪小学校、伊賀市物資拠点(しらさぎ運動公園)、松阪ショッピングセンター「マーム」、明和町立斎宮小学校及び松阪市・明和町の沿岸部

図上訓練会場：三重県庁講堂、松阪地区広域消防組合消防本部及び津市消防本部

オ 想定

南海トラフ地震

(3) 訓練項目

【緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練】

ア 図上訓練

イ 部隊進出訓練(進出拠点)

ウ 部隊運用訓練

エ 後方支援活動訓練(夜営訓練)

オ 女性活躍の推進に向けた取組

カ 三重DMA T訓練

【近畿府県合同防災訓練】

キ 情報収集・伝達訓練

ク 津波避難訓練、地震防災訓練

ケ 救助訓練、緊急搬送訓練

コ 避難所運営訓練、炊き出し支援訓練

サ 支援物資輸送訓練

シ 映像伝送訓練

ス 展示・啓発（関西広域連合、ライフライン、通信、建設、ボランティアなど）

セ 三重県災害対策統括部図上訓練

#### （4）訓練参加機関

福井県消防長会、滋賀県消防長会、京都府消防長会、大阪府下消防長会、兵庫県下消防長会、奈良県消防長会、和歌山県消防長会、徳島県消防長会、陸上自衛隊第33普通科連隊、陸上自衛隊第10飛行隊、海上保安庁鳥羽海上保安部、緊急消防援助隊（2府6県）、鳥取県消防防災航空隊、仙台市消防局、名古屋市消防局、三重県医師会、松阪地区医師会、三重県歯科医師会、三重県警察歯科医会、松阪地区歯科医師会、三重県警察本部、松阪警察署、三重県ドクターヘリ、三重DMAT、三重県内消防本部、三重県消防学校、松阪市消防団、津市消防団、伊賀市消防団、日本赤十字社三重県支部、エアーストレッチャー株式会社、ウッドピア木質バイオマス利用協同組合、株式会社カネサン自動車、株式会社ぎゅーとら、株式会社ノリタケカンパニーリミテド松阪工場、株式会社安永、株式会社LIXIL、香良洲漁業協同組合、協業組合三重印刷センター、共立精機株式会社、健栄製菓株式会社松阪工場、公益財団法人伊賀市文化都市協会、三交興行株式会社、辻製油株式会社松阪工場、中勢生コンクリート協同組合、新日本工業株式会社、トライス株式会社、中日本高速株式会社名古屋支社、松阪飯南森林組合、松阪精工株式会社、松阪興産株式会社、マリンフーズ株式会社三重工場、三重県ピーシーエー協会、南商会株式会社、山西電機株式会社松阪工場、ENWA株式会社

## 2 伊勢湾台風60年防災訓練 実施概要

### （1）訓練方針

近年、地球規模での気候変動に伴う異常気象や大型台風が発生し、世界各地で大きな被害が発生していることから、「スーパー伊勢湾台風」の襲来が懸念されているところであり、こうした台風が当県に襲来した場合、三重県北部地域のいわゆる海拔ゼロメートル地帯では、高潮や木曾三川上流部での記録的な降雨による河川の氾濫等により、甚大な被害が発生する恐れがあります。

伊勢湾台風で多くの人命が失われたこの地域で、過去の教訓を風化させず、二度と同様の被害が発生しないよう、行政や防災関係機関、地域住民が一体となり、「桑員地域防災対策会議」（三重県および桑員2市2町）が現在検討している「桑員地域広域避難タイムライン（仮称）」の作成に資すること、および地域住民の防災意識向上を図ることを目的として本訓練を実施しました。

### （2）実施日時・場所

ア 実施日	令和元年9月1日（日）
イ 主催	三重県、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
ウ 主会場	木曾岬町役場
エ サブ会場	いなべ市役所ほか
オ 想定	スーパー伊勢湾台風

### （3）訓練項目

ア 広域避難訓練

- イ 広域避難講演
- ウ 生活再建講座
- エ 救出救助訓練
- オ 啓発・展示

(4) 訓練参加機関

自衛隊三重地方協力本部、四日市海上保安部、中部空港海上保安航空基地、警察庁中部管区警察局三重県情報通信部、三重県警察本部、桑名警察署、公益社団法人中部小型船安全協会、桑名市消防本部、国土交通省中部地方整備局、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所、津地方气象台、三重県・三重大学みえ防災・減災センター、公益財団法人三重県国際交流財団、NTN株式会社自然エネルギー商品事業部、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、社会福祉法人木曾岬町社会福祉協議会

3 図上訓練

令和元年度は以下のとおり図上訓練を実施した。

※例年実施している下記2つの訓練は未実施

- 三重県総合図上訓練（訓練当日に災害対策本部が設置されていたため）
- 統括部図上訓練（会場である県庁講堂で改修工事が行われていたため）

(1) 訓練名

総括部隊（部内配備体制要員）活動訓練

(2) 目的

局地的災害発生時における、総括部隊（部内配備体制要員）の基本的な活動について訓練を行い、基本的な活動能力の向上を図った。

(3) 日時

平成31年4月12日（金）8時50分～16時20分

(4) 場所

三重県庁5階災害対策室

(5) 参加機関

三重県災害対策本部統括部総括部隊総括隊

### 3 令和2年の天候概況

#### (1) 天候の特徴

##### ○平均気温

月の特徴としては、1月、3月、5月、6月、8月はかなり高くなりました。年平均気温は、すべての地点（桑名、資料不足の熊野新鹿を除く）でかなり高くなりました。

##### ○降水量

月の特徴としては、1月、4月、7月は、低気圧、前線、気圧の谷や湿った空気の影響により、多雨傾向となりました。また、10月は台風第14号、低気圧や前線の影響により平年より多くなりました。一方、11月は高気圧に覆われて晴れた日が多くなり、降水量はかなり少なくなりました。

年降水量は北中部、伊勢志摩（北勢及び資料不足値の笠取山を除く）で平年より多くなりました。

##### ○日照時間

月の特徴としては、4月、8月は晴れた日が多くなり、平年よりかなり多くなりました。一方、1月は低気圧、前線や湿った空気の影響により曇りや雨の日が多く、平年よりかなり少なくなりました。

年間日照時間は桑名では平年よりかなり多く、その他の地点（熊野新鹿を除く）では平年より多いか、平年並となりました。

##### ○大雪

12月16日から17日及び31日は強い寒気の影響により、北部を中心に大雪となりました。いなべ市北勢では16日9時に積雪10cm、17日9時に積雪17cm、31日9時に10cmの積雪を観測しました。

##### ○梅雨

梅雨入り： 6月10日ごろ 「遅い」（平年：6月8日ごろ、昨年：6月7日ごろ）

梅雨明け： 8月1日ごろ 「遅い」（平年：7月21日ごろ、昨年：7月24日ごろ）

6月～7月の降水量は津では平年比141%、尾鷲では平年比141%となりました。

##### ○台風

年間の台風発生数は23個で平年(25.6個)より少なくなりました。7月までの台風の発生数は2個と例年(月平年値の7月までの合計数は7.7個)よりも少なく、第3号の発生は8月1日9時で、第3号としては台風の統計を開始した1951年以降で2番目に遅い発生でした。要因としては、7月までインド洋において海面水温が高く対流活動が活発で、台風が発生する南シナ海やフィリピンの東側の海域において相対的に対流活動が不活発になったことが挙げられます。一方で8月以降の発生数は21個で、平年より多く(平年値17.8個)となりました。

日本への台風の接近数は平年より少ない7個(平年値11.4個)でした。また日本への台風の上陸数は0個(平年値2.7個)でした。上陸が無いのは2008年以来で、1951年以降では5回目でした。三重県内では台風第14号において被害が発生しました。

##### ○突風(竜巻)

三重県では7月8日06時30分頃、桑名市長島町(ながしまちょう)、桑名郡木曾岬町和泉(いずみ)で発生した突風により、住家の屋根瓦のめくれなどの被害がありました。突風をもたらした現象の種類は、竜巻の可能性のあるものの特定には至りませんでした。

(2) 気候統計値 (冬：12-2月 春：3-5月 夏：6-8月 秋：9-11月)

第5表 津、尾鷲、上野、四日市の年および季節ごとの観測表

2020	年平均気温 (°C)				年降水量 (mm)				年日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	17.1	16.3	+1.2	かなり高い	1787.0	1581.4	113	多い	2174.5	2089.0	104	多い
尾鷲	17.3	16.1	+1.2	かなり高い	3880.0	3848.8	101	平年並	1992.3	1946.9	102	平年並
上野	15.4	14.2	+1.2	かなり高い	1720.0	1363.9	126	かなり多い	1854.4	1765.9	105	多い
四日市	16.0	14.8	+1.2	かなり高い	2021.0	1724.4	117	多い	2005.9	1960.4	102	平年並

2020年	冬 (12~2月) 平均気温 (°C)				冬 (12~2月) 降水量 (mm)				冬 (12~2月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	8.3	6.2	+2.1	かなり高い	172.0	140.2	123	多い	450.0	492.8	91	かなり少ない
尾鷲	9.2	7.2	+2.0	かなり高い	441.5	320.2	138	多い	472.6	526.9	90	少ない
上野	6.1	4.0	+2.1	かなり高い	187.0	147.2	127	多い	351.2	376.9	93	少ない
四日市	7.1	5.0	+2.1	かなり高い	165.0	158.7	104	平年並	386.8	455.5	85	かなり少ない

2020年	春 (3~5月) 平均気温 (°C)				春 (3~5月) 降水量 (mm)				春 (3~5月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	14.6	13.7	+0.9	高い	425.0	414.9	102	平年並	646.1	553.7	117	かなり多い
尾鷲	15.2	14.3	+0.9	かなり高い	945.0	914.3	103	平年並	594.1	541.6	110	多い
上野	13.1	12.2	+0.9	高い	356.0	344.5	106	平年並	553.5	490.5	113	多い
四日市	13.7	12.8	+0.9	かなり高い	508.5	465.1	109	平年並	617.0	548.9	112	かなり多い

2020	夏 (6~8月) 平均気温 (°C)				夏 (6~8月) 降水量 (mm)				夏 (6~8月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	26.4	25.4	+1.0	高い	634.0	517.7	122	多い	532.2	546.3	97	平年並
尾鷲	25.8	24.5	+1.3	かなり高い	1228.5	1271.0	97	平年並	472.9	457.8	103	平年並
上野	25.6	24.3	+1.3	かなり高い	668.0	513.6	130	かなり多い	477.5	484.7	99	平年並
四日市	25.5	24.4	+1.1	かなり高い	705.0	613.8	115	多い	495.5	496.8	100	平年並

2020年	秋 (9~11月) 平均気温 (°C)				秋 (9~11月) 降水量 (mm)				秋 (9~11月) 日照時間 (h)			
地点名	実況値	平年値	平年差	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級	実況値	平年値	平年比(%)	階級
津	19.1	18.3	+0.8	高い	613.5	507.4	121	多い	505.1	496.7	102	平年並
尾鷲	19.2	18.4	+0.8	高い	1345.5	1337.5	101	多い	407.7	424.8	96	低い
上野	17.2	16.2	+1.0	高い	552.0	357.4	154	かなり多い	425.7	413.1	103	平年並
四日市	18.0	17.2	+0.8	高い	695.0	485.2	143	多い	459.6	459.3	100	平年並

### (3) 各月の天候

#### 【1月 顕著な高温、多雨、顕著な寡照】

天気は周期的に変化しました。強い寒気の南下した日が少なく、平年に比べ、平均気温はかなり高く、降水量は多く、日照時間はかなり少なくなりました。

#### 【2月 高温】

暖かい空気に覆われることが多くなり、平均気温は平年より高くなりました。

#### 【3月 顕著な高温、さくらの開花・満開】

高気圧と低気圧が交互に通過して、天気は周期的に変わりました。平均気温はかなり高くなりました。

#### 【4月 低温、多雨、多照、局地的な大雨】

大陸からの寒気の影響を受けやすかったため、平均気温は低くなりました。上旬及び下旬は高気圧に覆われ晴れた日が多くなりました。中旬は低気圧の影響により、降水量がかなり多くなりました。なお紀勢・東紀州では、12日から13日かけて低気圧の接近により大気の状態が非常に不安定となったため大雨となり、記録的短時間大雨情報(13日2時 尾鷲市付近で約120ミリ、13日2時20分 紀北町付近で約120ミリ)を発表しました。

#### 【5月 顕著な高温、真夏日】

暖かい空気に覆われた日が多くなりました。このため平均気温は平年よりかなり高くなりました。また5日に、粥見で日最高気温30.0℃を観測し三重県では今年はじめて真夏日となりました。

#### 【6月 顕著な高温、梅雨入り、猛暑日】

暖かい空気に覆われた日が多くなりました。このため平均気温は平年よりかなり高くなりました。東海地方は6月10日ごろ梅雨入りしたとみられます。また26日に日最高気温が尾鷲(35.1℃)、粥見(35.2℃)となり、県内では今年はじめて猛暑日となりました。

#### 【7月 低温、多雨、北中部で顕著な寡照、突風】

前線や湿った空気の影響で雨や曇りとなった日が多くなりました。このため平年に比べ、平均気温は低く、降水量は多くなりました。また日照時間は少なく、北中部ではかなり少なくなりました。

#### 【8月 顕著な高温、顕著な多照、梅雨明け】

高気圧に覆われて晴れた日が多くなりました。このため平年に比べ、平均気温はかなり高く、日照時間はかなり多くなりました。なお東海地方は、8月1日ごろ梅雨明けしました。

#### 【9月 高温、寡照、紀勢・東紀州の大雨】

気圧の谷や湿った空気の影響により曇りや雨の日が多くなりました。また紀勢・東紀州では、

25日に低気圧や湿った空気の影響により大気の状態が非常に不安定となり、記録的短時間大雨情報(25日11時10分 紀宝町高岡120ミリ、25日11時30分 尾鷲市付近で約120ミリ、御浜町付近で約120ミリ)を発表しました。

#### 【10月 多照、北中部で顕著な多雨】

高気圧に覆われて晴れた日が多く、日照時間は平年より多くなりました。北中部では、9日から10日、22日から23日にまとまった雨となり平年よりかなり多くなりました。

#### 【11月 高温、少雨】

高気圧に覆われて晴れた日が多く、平年に比べて平均気温は高く、降水量は少なくなりました。

#### 【12月 少雨、初雪、初氷、初霜】

高気圧に覆われて晴れた日が多く、平年に比べて降水量は少なくなりました。津では、16日に初氷、17日に初雪、21日に初霜を観測しました。またいなべ市北勢では、16日9時に10cm、17日9時に17cm、31日9時に10cmの積雪を観測しました。

#### (4) 大雪

12月16日から17日は東海地方の上空約5000メートルには、氷点下30度以下のこの時期としては強い寒気が流れ込み、日本付近は強い冬型の気圧配置となりました。このため、北部のいなべ市北勢では16日9時に積雪10cm、17日9時に積雪17cmの積雪を観測しました。

12月31日は東海地方の上空約5000メートルには、氷点下30度以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となりました。このため、北部のいなべ市北勢では31日9時に10cmの積雪を観測しました。

#### (5) 台風の概況

##### (台風第14号)

10月6日から11日にかけて伊豆諸島付近には前線が停滞していた。10月5日09時に日本の南で発生した台風第14号は、発達しながら北西に進み、7日15時には南大東島の東で強い台風となった。台風は強い勢力を維持しつつ8日には進路を北に変え、9日夜には四国の南に達した。9日21時には強い台風ではなくなったが、その後も勢力をほぼ維持しつつ進路を東よりに変え、比較的ゆっくりした速度で11日朝にかけて東海道沖から伊豆諸島付近を東に進んだ。

三重県では、台風第14号や台風の北側にある秋雨前線の影響により、7日昼過ぎから雨となり10日昼頃、一時的に激しい雨を観測した。降り始めの7日15時から10日17時までの総雨量の多いところは、尾鷲512.5ミリ、熊野新鹿413.5ミリ、大台町宮川373.0ミリ、大紀町藤坂峠370.5ミリ、御浜363.0ミリ、紀北町紀伊長島349.5ミリ、志摩市阿児345.0ミリの雨を観測した。

熊野新鹿の期間最大風速は10日11時49分に6.8メートル(西)、期間最大瞬間風速は10日14時43分に20.0メートル(南西)、南伊勢の期間最大風速は10日06時46分に6.9メートル(北東)、期間最大瞬間風速は10日03時38分に17.4メートル(東)観測した。

海上では台風の接近に伴って波が高くうねりを伴い、10日朝には外海で7メートルを超える大しけとなった。

第6表 令和2年に県内で震度1以上を観測した地震

番号	震源時 月日時分	震央地名	深さ (km)	規模 (マグニチュード)
		各地の震度		
1	1月6日02時05分	伊勢湾	14km	M3.1
		震度 1 : 四日市市新浜町*, 鈴鹿市西条		
2	1月31日20時50分	三重県北部	12km	M2.0
		震度 1 : 鈴鹿市西条		
3	4月23日20時47分	岐阜県美濃東部	47km	M3.6
		震度 1 : 鈴鹿市西条		
4	5月29日06時24分	和歌山県南部	42km	M3.5
		震度 1 : 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦*		
5	5月31日11時20分	奈良県	47km	M3.6
		震度 1 : 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦*		
6	6月17日15時03分	岐阜県美濃中西部	6km	M4.4
		震度 1 : 四日市市新浜町*, 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市小田町*		
7	8月1日12時15分	和歌山県南部	46km	M4.2
		震度 2 : 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町*, 熊野市有馬町* 紀宝町鶴殿*		
		震度 1 : 熊野市紀和町板屋*, 三重御浜町寺谷総合公園 三重御浜町阿田和*, 三重紀北町相賀*		
8	9月4日09時10分	福井県嶺北	7km	M5.0
		震度 2 : 鈴鹿市神戸*		
		震度 1 : 四日市市日永, 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町* 四日市市楠町北五味塚*, 鈴鹿市西条, 亀山市椿世町* 津市島崎町, 津市西丸之内*, 津市河芸町浜田*		
9	9月27日13時13分	静岡県西部	45km	M5.1
		震度 2 : 津市香良洲町*, 三重紀北町相賀*		
		震度 1 : 四日市市日永, 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町* 四日市市楠町北五味塚*, 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸* 亀山市椿世町*, 津市島崎町, 津市西丸之内*, 津市河芸町浜田* 津市芸濃町椋本*, 津市安濃町東観音寺*, 津市久居明神町* 松阪市上川町, 松阪市魚町*, 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市小田町* 伊賀市下柘植*, 伊賀市四十九町*, 三重紀北町東長島* 伊勢市楠部町*		
10	10月1日13時36分	三重県南部	6km	M2.5
		震度 2 : 尾鷲市南浦*, 尾鷲市中央町* 震度 1 : 尾鷲市南陽町, 三重紀北町相賀*		
11	10月19日03時27分	岐阜県美濃中西部	42km	M4.1
		震度 2 : 四日市市日永, 四日市市新浜町*, 四日市市諏訪町* 四日市市楠町北五味塚*, 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸* 東員町山田*, 三重朝日町小向*, 亀山市椿世町*, 津市島崎町		

		津市西丸之内＊, 津市河芸町浜田＊, 津市安濃町東観音寺＊ 津市一志町田尻＊, 伊賀市小田町＊, 伊賀市四十九町＊ 震度 1 : 桑名市多度町多度＊, 桑名市長島町松ヶ島＊ 木曾岬町西対海地＊, 菰野町潤田＊, 川越町豊田一色＊ いなべ市員弁町笠田新田＊, いなべ市北勢町阿下喜＊ 津市片田薬王寺町, 津市芸濃町椋本＊, 津市美里町三郷＊ 津市香良洲町＊, 津市白山町川口＊, 津市美杉町八知＊ 津市久居明神町＊, 松阪市上川町, 松阪市魚町＊, 名張市鴻之台＊ 多気町相可＊, 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市下柘植＊ 伊賀市島ヶ原＊, 伊賀市阿保＊, 伊勢市楠部町＊ 伊勢市二見町茶屋＊
12	10月26日06時34分	和歌山県北部 67km M4.0 震度 2 : 津市安濃町東観音寺＊, 津市美杉町八知＊ 震度 1 : 鈴鹿市西条, 鈴鹿市神戸＊, 津市島崎町, 津市西丸之内＊ 津市河芸町浜田＊, 津市芸濃町椋本＊, 津市美里町三郷＊ 津市白山町川口＊, 津市一志町田尻＊, 名張市鴻之台＊ 伊賀市緑ヶ丘本町, 伊賀市小田町＊, 伊賀市島ヶ原＊ 伊賀市阿保＊, 伊賀市四十九町＊, 尾鷲市南陽町, 尾鷲市南浦＊ 熊野市有馬町＊, 熊野市井戸町＊, 熊野市紀和町板屋①＊ 三重御浜町阿田和＊, 紀宝町鶴殿＊, 三重紀北町相賀＊ 玉城町田丸＊
13	11月07日15時56分	三重県中部 20km M2.9 震度 1 : 津市香良洲町＊, 津市安濃町東観音寺＊, 津市一志町田尻＊ 津市久居明神町＊, 松阪市上川町, 松阪市魚町＊, 松阪市曾原町＊ 松阪市殿町＊, 松阪市嬉野町＊, 玉城町田丸＊
14	12月24日02時55分	奈良県 28km M3.6 震度 2 : 尾鷲市南浦＊, 尾鷲市中央町＊, 三重紀北町相賀＊ 震度 1 : 津市一志町田尻＊, 津市美杉町八知＊, 松阪市飯高町宮前＊ 松阪市飯南町粥見＊, 名張市鴻之台＊, 尾鷲市南陽町 熊野市有馬町＊, 三重御浜町阿田和＊, 紀宝町鶴殿＊ 三重大紀町滝原＊, 三重大紀町大内山＊, 三重紀北町十須 三重紀北町東長島＊, 大台町佐原＊, 大台町江馬＊

・資料は、後日の調査により変更されることがあります

・＊は三重県または防災科学技術研究所の観測点です

第7表 2020（令和2）年の警報・注意報の発表状況（気象）

種別	月別												備考		
	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	
特別警報	暴風特別警報	0													
	暴風雪特別警報	0													
	大雨特別警報	0													
	大雪特別警報	0													
	高潮特別警報	0													
	波浪特別警報	0													
警報	暴風警報	2				1						1			
	暴風雪警報	0													
	大雨警報	19	1			2		1	6	1	7	1			
	大雪警報	0													
	高潮警報	0													
	波浪警報	4	1			1					1	1			
注意報	洪水警報	6				1			1	1	3				
	風雪注意報	2				1								1	
	強風注意報	71	11	9	9	5	2	7	5		4	5	5	9	
	大雨注意報	49	2		1		1	9	15	4	14	3			
	大雪注意報	13		1		9								3	
	高潮注意報	19	1		2	6					5	5			
	波浪注意報	39	4	3	7		2	6	2		6	4	3	2	
	洪水注意報	27				2	1	2	9	4	8	1			
	着雪注意報	5				5									
	乾燥注意報	57	8	10	9	3	6	4		1		6	5	5	
	濃霧注意報	43	4	3	4		8	2	2	2	1	6	7	4	
	霜注意報	21			17	4									
	なだれ注意報	0													
	融雪注意報	13				13									
	低温注意報	2		2											
着氷注意報	0														
雷注意報	70	3	3	5	7	5	8	10	18	6	2	2	1		

※同一種類の警報・注意報を継続する場合に発表された警報・注意報は、発表回数に含めない。

第8表 令和2年災害の被害総括表

災 害 名			2020年01月28日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報）	2020年04月13日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報、洪水注 意報）	2020年04月13日 8:20 三重県気象 警報・注意報（大 雨警報、洪水注意 報）	2020年06月19日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報、洪水注 意報）
発 生 年 月 日 時			2020/1/28	2020/4/13	2020/4/13	2020/6/19
人 的 被 害	死 者	人				
	行 方 不 明 者	人				
	負 傷 者	重 傷	人			
軽 傷		人				
住 家 被 害	全 壊	棟				
		世帯				
		人				
	半 壊	棟				
		世帯				
		人				
	一 部 破 損	棟				
		世帯				
		人				
	床 上 浸 水	棟				
		世帯				
		人				
床 下 浸 水	棟					
	世帯					
	人					
そ の 他	学 校	箇所				
	病 院	箇所				
	道 路	箇所	2		1	1
	橋 り よ う	箇所				
	河 川	箇所			2	1
	港 湾	箇所				
	砂 防	箇所				
	清 掃 施 設	箇所				
	崖 く ず れ	箇所				
	鉄 道 不 通	箇所				
被 害 船 隻	隻					
水 道	戸					
非 住 家 被 害	棟					
り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
被 害 総 額	千円	365,639		81,628	80,781	
内 訳	一 般 被 害	千円				
	公 共 文 教 施 設 被 害	千円				
	農 林 水 産 業 被 害	千円			65,000	
	公 共 土 木 施 設 被 害	千円	365,639		78,928	15,781
	そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円				
	農 林 畜 水 産 商 工 関 係 被 害	千円				
そ の 他	千円			2,700		
三 重 県 災 害 対 策 本 部	設 置		1/28 13:30	4/13 2:09	4/13 8:20	6/19 2:15
	廃 止		1/28 22:12	4/13 7:45	4/13 17:33	6/19 7:55

災 害 名			2020年06月30日 11:18 三重県気 象警報・注意報 (大雨注意報、 洪水注意報)	2020年07月04日 三重県気象警 報・注意報(大 雨警報)	2020年07月04日 三重県気象警 報・注意報(大 雨警報、洪水注 意報)	2020年07月06日 三重県気象警 報・注意報(大 雨警報)
発 生 年 月 日 時			2020/6/30	2020/7/4	2020/7/4	2020/7/6
人 的 被 害	死 者	人				
	行 方 不 明 者	人				
	負 傷 者	重 傷	人			
軽 傷		人				
住 家 被 害	全 壊	棟				
		世帯				
		人				
	半 壊	棟				
		世帯				
		人				
	一 部 破 損	棟				
		世帯				
		人				
	床 上 浸 水	棟				
		世帯				
		人				
床 下 浸 水	棟					
	世帯					
	人					
そ の 他	学 校	箇所				
	病 院	箇所				
	道 路	箇所				
	橋 り よ う	箇所				
	河 川	箇所				
	港 湾	箇所				
	砂 防	箇所				
	清 掃 施 設	箇所				
	崖 く ず れ	箇所				
	鉄 道 不 通	箇所				
被 害 船 隻	隻					
水 道 戸	戸					
非 住 家 被 害	棟					
り 災 世 帯 数	世帯					
り 災 者 数	人					
被 害 総 額	千円	15,000				
内 訳	一 般 被 害	千円				
	公 共 文 教 施 設 被 害	千円				
	農 林 水 産 業 被 害	千円	15,000			
	公 共 土 木 施 設 被 害	千円				
	そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円				
	農 林 畜 水 産 商 工 関 係 被 害	千円				
そ の 他	千円					
三 重 県 災 害 設 置	置		7/4 10:33	7/4 19:24	7/6 19:51	
対 策 本 部 廃 止	止		7/4 16:04	7/4 21:09	7/6 22:02	

災 害 名			2020年07月07日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報）	2020年07月11日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報）	2020年07月25日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報）	2020年08月27日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報）
発 生 年 月 日 時			2020/7/7	2020/7/11	2020/7/25	2020/8/27
人的被害	死 者	人				
	行 方 不 明 者	人				
	負 傷 者	重 傷	人			
軽 傷		人				
住 家 被 害	全 壊	棟				
		世帯				
		人				
	半 壊	棟				
		世帯				
		人				
	一 部 破 損	棟	3		6	
		世帯	3		6	
		人	6		12	
	床 上 浸 水	棟			7	
		世帯			7	
		人			15	
床 下 浸 水	棟			8		
	世帯			8		
	人			22		
そ の 他	学 校	箇所				
	病 院	箇所				
	道 路	箇所	5		7	2
	橋 り よ う	箇所				
	河 川	箇所	3		16	1
	港 湾	箇所				
	砂 防	箇所				
	清 掃 施 設	箇所				
	崖 く ず れ	箇所			4	1
	鉄 道 不 通	箇所				
被 害 船 隻	隻					
水 道 戸	戸					
非 住 家 被 害	棟					
り 災 世 帯 数	世帯			7		
り 災 者 数	人			15		
被 害 総 額	千円	357,199		346,134	18,081	
内 訳	一 般 被 害	千円				
	公 共 文 教 施 設 被 害	千円				
	農 林 水 産 業 被 害	千円	270,300		63,130	
	公 共 土 木 施 設 被 害	千円	76,299		283,004	18,081
	そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円				
	農 林 畜 産 商 工 関 係 被 害	千円				
そ の 他	千円	10,600				
三 重 県 災 害 設 置	重 災 害 設 置		7/7 7:13	7/11 21:23	7/25 5:49	8/27 21:57
	策 本 部 廃 止		7/10 7:30	7/12 4:31	7/28 3:52	8/28 15:14

災 害 名			2020年09月02日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）	2020年09月04日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）	2020年09月06日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）【台風第10号】	2020年09月10日 三重県気象警報・注意報（大雨警報）
発 生 年 月 日 時			2020/9/2	2020/9/4	2020/9/6	2020/9/10
人的被害	死者	人				
	行方不明者	人				
	負傷者	重傷	人			
軽傷		人				
住家被害	全壊	棟				
		世帯				
		人				
	半壊	棟				
		世帯				
		人				
	一部破損	棟			1	
		世帯			1	
		人			4	
	床上浸水	棟			7	
		世帯			7	
		人			7	
床下浸水	棟			99		
	世帯			99		
	人			99		
その他	学校	箇所			1	
	病院	箇所				
	道路	箇所				
	橋りょう	箇所				
	河川	箇所				
	港湾	箇所				
	砂防	箇所				
	清掃施設	箇所				
	崖くずれ	箇所				
	鉄道不通	箇所				
被害船舶	隻					
水道	戸					
非住家被害	棟					
り災世帯数	世帯			7		
り災者数	人			7		
被害総額	千円			3,709		
内訳	一般被害	千円				
	公共文教施設被害	千円			42	
	農林水産業被害	千円			750	
	公共土木施設被害	千円				
	その他公共施設被害	千円			154	
	農林畜水産商工関係被害	千円				
その他	千円			2,763		
三重県災害対策本部	設置		9/2 21:55	9/4 10:03	9/6 15:22	9/10 10:39
	廃止		9/3 13:03	9/4 13:32	9/8 8:02	9/10 14:58

災 害 名			2020年09月10日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報）	2020年09月11日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報、波浪注 意報、洪水注意 報）	2020年09月25日 三重県気象警 報・注意報（大 雨警報、洪水注 意報）【台風第 12号及び前線】	2020年10月9日 三重県気象台説 明・注意報（大 雨警報）台風第 14号	
発 生 年 月 日 時			2020/9/10	2020/9/11	2020/9/25	2020/10/9	
人 的 被 害	死	者	人				
	行	方	不	明	者	人	
	負 傷 者	重	傷	人			
軽		傷	人				
住 家 被 害	全	壊	棟			1	
			世帯			1	
			人			1	
	半	壊	棟				
			世帯				
			人				
	一 部 破 損		棟	4		1	2
			世帯	4		1	2
			人	10		3	9
	床 上 浸 水		棟			3	
			世帯			3	
			人			4	
床 下 浸 水		棟	10	8	2		
		世帯	10	8	2		
		人	20	8	5		
そ の 他	学 校	箇 所	1			4	
	病 院	箇 所					
	道 路	箇 所			2	8	
	橋 り よ う	箇 所					
	河 川	箇 所			4	15	
	港 湾	箇 所					
	砂 防	箇 所					
	清 掃 施 設	箇 所					
	崖 く ず れ	箇 所	2			3	
	鉄 道 不 通	箇 所					
被 害 船 隻	隻						
水 道	戸						
非 住 家 被 害	棟	1		1	2		
り 災 世 帯 数	世帯						
り 災 者 数	人						
被 害 総 額	千円	2,976		1,230,992	972,904		
内 訳	一 般 被 害	千円					
	公 共 文 教 施 設 被 害	千円	2,976		14,403		
	農 林 水 産 業 被 害	千円			23,000	307,048	
	公 共 土 木 施 設 被 害	千円			195,801	638,833	
	そ の 他 公 共 施 設 被 害	千円			1,012,121		
	農 林 畜 水 産 商 工 関 係 被 害	千円					
そ の 他	千円			70	12,620		
三 重 県 災 害 設 置	策 本 部 廃 止		9/10 19:58	9/11 21:52	9/25 9:41	10/9 16:00	
			9/11 01:54	9/12 04:06	9/25 18:11	10/10 18:41	



# 防 災 航 空 行 政



## 第4 防災航空行政

### 1 概要

近年、社会経済の進展に伴う土地利用の変化や都市化社会の進行により、災害の態様もますます複雑、多様化し、また大規模化する傾向にある。

このような状況の中、県民の尊い生命と貴重な財産を守り、県民生活の安全と安定を確保するためには、より質の高い広域的かつ迅速な消防防災活動を展開することが必要となってきた。

このため、本県においては、空中停止、垂直離着陸が可能な防災ヘリコプターを平成5年4月に導入し、県内の消防防災機関と連携のもと、救急救助や消火活動、災害時における被害状況調査、緊急物資の輸送等に活用しており、平成29年9月に新機体に更新し、県内消防防災体制のさらなる充実強化を図っている。

### 2 防災ヘリコプターの性能・諸元

- (1) 名称 三重県防災ヘリコプター「みえ」
- (2) 機種 レオナルド式 AW139型
- (3) 性能・装備品等 (P. 116～117 参照)

### 3 防災ヘリコプターの用途

#### (1) 救急活動

- ア 救急車で搬送するよりも病院搬送までの時間を短縮できる救急患者の搬送
- イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ウ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- エ 移植のための臓器搬送

#### (2) 救助活動

- ア 河川、海等での水難事故等における捜索・救助
- イ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ウ 高層建築物火災による救助
- エ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

#### (3) 災害応急対策活動

- ア 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- イ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ウ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- エ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- オ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

#### (4) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等における空中からの消火活動
- イ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報
- ウ 交通遠隔地への消火資器材、消火要員等の輸送

(5) 広域航空消防防災応援活動

近府県市等との航空消防防災応援協定等による相互応援

#### 4 運航体制

(1) 組織

平成5年4月1日に消防防災課防災航空係（現防災対策総務課防災航空班）を設置し、三重県防災航空隊と呼称（県内の消防本部から派遣の消防職員を県職員に併任発令し、9名で構成）

(2) 航空隊基地

津市伊勢湾ヘリポート（津市雲出鋼管町2-2）

(3) 運航管理業務

操縦、整備点検等運航の管理は、中日本航空株式会社に委託

(4) 運航時間

日の出から日没まで

#### 5 緊急運航の要請方法

(1) 要請者

市町及び消防の一部事務組合の機関の長

(2) 要請先

防災対策総務課〔三重県防災航空隊〕に電話及びファックスにより要請

(3) 防災航空隊への連絡方法

- ・ 事務用電話 059-235-2555、2556
- ・ ファックス 059-235-2557
- ・ 緊急運航要請専用電話 059-235-2558
- ・ 防災行政無線ファックス（地上系） 8 \* 145

(4) 緊急運航の要件

緊急運航は、原則として次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

ア 公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

ウ 非代替性

防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

第1表 令和2年度防災ヘリコプター運航状況(JA119M)

区 分	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計	総 計		
緊 急 運 航	救急活動	件数	3					5	11	4	4		2	29	68件 59:38		
		時間	02:18						01:37	05:04	01:20	01:49		00:58		13:06	
	救助活動	件数	2						6	12	6	7		5		38	44:53
		時間	01:57						07:02	12:34	05:59	07:54		09:27		44:53	
	火災防 御活 動	件数											1			1	01:39
		時間											01:39			01:39	
	災 害 応 急 対 策 活 動	件数														0	00:00
		時間														00:00	
	受 援	件数		4	4	1	6	4	4				4			27	27件
	災 害 予 防 運 航	自隊訓練	件数	15	4					14	11	10	9	6		19	88
時間			19:55	05:05						18:08	13:09	13:43	11:51	07:26	26:23	115:40	
県 関 係 防 災 訓 練		件数							1	2	3				6	07:38	
		時間							00:43	02:43	04:12				07:38		
市 町 村 防 災 訓 練		件数							4	4		3		1	12	16:13	
		時間							04:28	06:49		03:23		01:33	16:13		
災 害 危 険 個 所 調 査		件数													0	00:00	
		時間													00:00		
そ の 他 運 航	一 般 行 政 飛 行	件数						1	1					2	9件 10:19		
		時間							01:19	01:05				02:24			
	試 験 飛 行 そ の 他	件数		1				5					1	7		07:55	
		時間		01:50				05:50					00:15	07:55			
合 計	件数	20	5	0	0	0	5	31	41	23	23	8	27	183件	209:28		
	受 援 件 数	0	4	4	1	6	4	4	0	0	0	4	0	27件			
	時 間	24:10	06:55	00:00	00:00	00:00	05:50	33:17	41:24	25:14	24:57	09:20	38:21	209:28			
運航実日数	日数	17	5	0	0	0	4	20	23	16	16	8	16	125日	168.5日		
運航休止日数	日数	0	20	30	31	31	30	3.5	0	3	3	15	2				

## 6 防災ヘリコプターの性能・各種装備品

### (1) 概要

- ア 製造会社……………アグスタ S. p. A. 社製 (イタリア)
- イ 型式名……………レオナルド式 AW139型
- ウ 全長／全幅／全高……………16.6m／4.2m／4.9m
- エ 主回転翼……………直径13.8m
- オ エンジン (2基) …… 最大出力3,358SHP

### (2) 性能

- ア 最大搭乗者数……………15名 (操縦席含む)
- イ 空虚重量……………約4,600kg
- ウ 最大離陸重量……………6,800kg
- エ 航続距離……………798km
- オ 航続時間……………約3時間53分
- カ 最大速度……………310km/h
- キ 高度限界……………6100m

### (3) 主要装備品

#### [防災用装備品]

- ア 空中消火装置 (バケツ型の消火器具を機体下に吊り下げ、機内より操作して使用)  
※ 消火バケツ 容量1,000L
- イ ヘリコプターテレビ伝送システム (可視カメラ・赤外線カメラで撮影した画像を受信局へ送信)
- ウ 投光装置 (サーチライト) (夜間における地上の各種活動支援、捜索等に使用)
- エ 機外拡声装置 (災害時の避難誘導、各種広報等に使用)
- オ ホイスト装置 (隊員の降下・引き上げ、要救助者の救助等を行う装置)  
※ 272kg まで吊り上げ可能、ケーブル長約88m
- カ ストレッチャー装置 (救急用ストレッチャー) (救急活動時、傷病者を機内へ収容するために使用)
- キ 無線装置 防災行政用 (150MHz・アナログ)、消防用 (260MHz・デジタル)  
防災ヘリコプター通信用 (260MHz・デジタル)

#### [飛行用装備品等]

- ア 無線装置 (航空用120MHz・アナログ)
- イ 気象用レーダー (経路上及び周辺の気象状況を、夜間及び視野不良状態でも、操縦士が十分に把握できる装置)
- ウ 電波高度計 (電波により高度を求めるものであり、山岳地帯での飛行に有効)
- エ 応答高度計 (航空管制官に機体の位置、高度を知らせる計器で、この計器がないと主要航空管制区域への進入が許可されない)

- オ 機内乗員通話装置（パイロット、乗員等が相互に通話を行うために必要な装置）
- カ 空中衝突警告装置（機体から電波を出すことにより、機体間の位置を把握し、警告することにより衝突を防止する）
- キ 緊急位置発信装置（遭難時において無線電波を発信し、避難位置を知らせるための装置）
- ク ワイヤークッター（コクピットの機外上方と機首下面に鋭い剣先のような刃物で、航行上において索道等に遭遇し危険を回避できない場合にケーブルを切断し、安全を確保する）

(4) 購入価格

機体本体及び特別装備品 1,678,000,000円（消費税込）

(5) 購入先

三井物産株式会社中部支社

(6) 搭載資器材

[救急用資器材]

生体情報モニター 除細動器 蘇生バッグ 自動吸引器 頸椎固定カラー  
ソフトシーネ 酸素投与器具一式 その他

[救助用資器材]

エバックハーネス デラックスサバイバースリング レスキュースリング  
ペリカンバック レスキューストレッチャー バックボード  
フルボディハーネス GPS ロープ カラビナ ライフジャケット  
ウェットスーツ ドライスーツ マスク フィン シュノーケル ブーツ  
グローブ 浮環 その他

[その他資器材]

テント シュラフ ランタン ザック 訓練用ダミー モッコ その他

第2表 令和2年度 緊急運航活動概要

出動 件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行 時間
1	山岳	R2.4.15(水)14:38 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町坂本 藤原岳聖宝寺道 4合目付近	登山中の女性1名が転倒し右足首を負傷し動けないとの通報により救助の要請があったもの。航空隊員1名をホイスト降下させ地上消防隊及び要救助者と接触させる。その後、ヘリは一度いなべ市ヘリポートへ着陸し再度、現場上空へ向かい要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 15:07 現着 捜索 _____ 15:26 場 外 着 陸 _____ 15:51 場 外 離 陸 _____ 16:07 要 救 収 容 _____ 16:14 現 場 離 脱 _____ 16:15	0:52
2	救急 救助からの 移行	R2.4.15(水)14:38 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町坂本 藤原岳聖宝寺道 4合目付近	救助後、いなべ市ヘリポートにて救急隊に引継ぐ。  出 動 _____ 16:15 収 容 先 着 _____ 16:18 引 継 完 了 _____ 16:22 帰 隊 _____ 16:39	0:20
3	山岳	R2.4.26(日)13:19 ○名張市消防本部  <発生場所> 名張市青蓮寺地内 青蓮寺ダム行動の滝付近	山菜採りの男性が崖から滑落負傷し救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 13:31 現着 捜索 _____ 13:45 救 助 開 始 _____ 13:58 救 助 完 了 _____ 14:36	1:05
4	救急 救助からの 移行	R2.4.26(日)13:19 ○名張市消防本部  <発生場所> 名張市青蓮寺地内 青蓮寺ダム行動の滝付近	救助後、メイハンスタジアムにて救急隊に引継ぐ。  出 動 _____ 14:36 収 容 先 着 _____ 14:40 引 継 完 了 _____ 14:49 帰 隊 _____ 15:03	0:18
5	救急 転院搬送	R2.4.27(月)09:25 ○和歌山県  <発生場所> 搬送元:新宮市立 医療センター 搬送先:南和歌山 医療センター	紀南ヘリポート→和歌山県立情報交流センターBig・U 和歌山防災は耐空検査中のため「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき出動する。 出 動 _____ 10:15 収 容 先 着 _____ 10:48 収 容 先 離 陸 _____ 11:00 搬 送 先 着 陸 _____ 11:22 搬 送 先 離 陸 _____ 11:55 帰 隊 _____ 12:40	1:40
6	山岳	R2.10.6(火)11:38 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳籐内壁 前尾根付近	ロッククライミング中、滑落したクライマーが宙吊り状態、全身打撲であるが会話は可能との通報に救助の要請があったもの。 航空隊員1名をホイスト降下させ要救助者と関係者に接触させる。 ヘリにあっては一度、基地に戻り給油する。 基地にて現場航空隊員と電話にて要救助者は2名と確認。 再度、現場上空へ向かい要救助者2名をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 ① 出 動 _____ 13:35 出 動 ② _____ 15:16 業 務 開 始 _____ 14:40 業 務 開 始 _____ 15:35 現 場 離 脱 _____ 14:41 現 場 離 脱 _____ 15:49 帰 隊 _____ 14:52	1:50
7	救急 救助からの 移行	R2.10.6(火)11:38 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳籐内壁 前尾根付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。  出 動 _____ 15:49 収 容 先 着 _____ 15:56 引 継 完 了 _____ 16:03 帰 隊 _____ 16:13	0:17

出動 件数	種 別	要請日時・要請機関	概 況	飛行 時間
8	山 岳	R2.10.7(水)15:18 ○亀山市消防本部  <発生場所> 亀山市安坂山町地内 野登山付近	キノコ採りの男性が行方不明との通報により救助の要請があったもの。 地上消防隊と連携し捜索活動実施。消防隊が要救助者と電話連絡の取れた 地点に航空隊員2名をホイスト降下させ、山中での呼びかけを実施するも発見に 至らず航空隊員2名を機内収容し、再度上空サーチしたところ要救助者を発見。 日没時間と残燃料の限界となり発見時の座標を消防隊へ連絡し基地帰投する。 出 動 _____ 15:19 現着捜索 _____ 15:39 隊員投入 _____ 16:20 隊員収容 _____ 16:40 要救発見 _____ 16:52 現場離脱 _____ 17:02 帰 隊 _____ 17:15	1:56
9	山 岳	R2.10.18(日)14:40 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町 大貝戸地内藤原ヶ岳 大貝戸道4合目付近	下山中の9名のうち1名が転倒し、左足首の骨折疑いで動けないとの通報により 救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 15:15 現着捜索 _____ 15:31 救助開始 _____ 15:31 救助完了 _____ 16:14	0:59
10	救 急 救助から の移行	R2.10.18(日)14:40 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町 大貝戸地内藤原ヶ岳 大貝戸道4合目付近	救助後、いなべ市ヘリポートにて救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 16:14 収容先着 _____ 16:19 引継完了 _____ 16:25 帰 隊 _____ 16:43	0:23
11	山 岳	R2.10.24(土)12:00 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市大安町地内 竜ヶ岳表道7~8合目	単独登山の女性が登山中に右足骨折疑いとの通報により救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 12:19 現着捜索 _____ 12:35 救助開始 _____ 12:44 救助完了 _____ 13:09	0:50
12	救 急 救助から の移行	R2.10.24(土)12:00 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市大安町地内 竜ヶ岳表道7~8合目	救助後、いなべ市ヘリポートにて救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 13:09 収容先着 _____ 13:15 引継完了 _____ 13:21 帰 隊 _____ 13:39	0:24
13	山 岳	R2.10.24(土)13:42 ○伊勢市消防本部  <発生場所> 伊勢市矢持町地内	木を伐採作業中の男性が伐採した木が背部に接触し背部痛を訴えているとの 通報により救助の要請があったもの。 要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 14:05 現着捜索 _____ 14:15 救助開始 _____ 14:22 救助完了 _____ 15:02	0:57
14	救 急 救助から の移行	R2.10.24(土)13:42 ○伊勢市消防本部  <発生場所> 伊勢市矢持町地内	救助後、伊勢赤十字病院屋上ヘリポートにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 13:09 収容先着 _____ 13:15 引継完了 _____ 13:21 帰 隊 _____ 13:39	0:18
15	山 岳	R2.10.31(土)16:14 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳裏道 7合目付近	単独登山の女性が下山中に疲労衰弱で動けないとの通報により救助の要請が あったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 16:14 現着捜索 _____ 16:27 救助開始 _____ 16:27 救助完了 _____ 16:44	0:30
16	救 急 救助から の移行	R2.10.31(土)16:14 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳裏道 7合目付近	救助後、日没間際であったため伊勢湾ヘリポートにて救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 16:44 帰 隊 _____ 16:59 引継完了 _____ 16:59	0:15

出動 件数	種 別	要請日時・要請機関	概 況	飛行 時間
17	山 岳	R2.11.1(日)11:21 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 佐目町地内 いぶね付近	単独登山の男性が滑落負傷し登山道まで戻れないとの通報により救助の要請があったもの。 滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 11:46 現 着 捜 索 _____ 12:06 救 助 開 始 _____ 12:20 救 助 完 了 _____ 12:44	0:58
18	救 急 救助から の移行	R2.11.1(日)11:21 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 佐目町地内 いぶね付近	救助後、大阪航空日野ヘリポートにて東近江行政組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 _____ 12:44 収 容 先 着 _____ 12:52 引 継 完 了 _____ 12:58 帰 隊 _____ 13:17	0:27
19	山 岳	R2.11.1(日)14:45 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳一ノ谷新道 見晴台付近	2名で登山中の男性1名が滑落負傷し歩行不能との通報により救助の要請があったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 15:01 現 着 捜 索 _____ 15:12 救 助 開 始 _____ 15:17 救 助 完 了 _____ 15:33	0:32
20	救 急 救助から の移行	R2.11.1(日)14:45 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳一ノ谷新道 見晴台付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 15:33 収 容 先 着 _____ 15:40 引 継 完 了 _____ 15:44 帰 隊 _____ 15:56	0:19
21	山 岳	R2.11.8(日)11:38 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町大杉谷地内 七ツ釜滝上流付近	4名で登山中の男性1名が滑落し登山道上から呼びかけるも応答がないとの通報により救助の要請があったもの。 到着後、降下位置を誘導する地上隊を発見、航空隊員2名をホイスト降下させ要救助者と関係者に接触させる。ヘリにあっては一度、基地に戻り給油する。再度、現場上空へ向かいレスキューストレッチャーにてピックアップする。 ① 出 動 _____ 12:20 業 務 開 始 _____ 12:43 現 場 離 脱 _____ 13:43 帰 隊 _____ 14:09 ② 出 動 _____ 14:32 業 務 開 始 _____ 14:51 現 場 離 脱 _____ 15:10	2:27
22	救 急 救助から の移行	R2.11.8(日)11:38 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町大杉谷地内 七ツ釜滝上流付近	救助後、上三瀬ヘリ離着陸場にて紀勢地区広域消防組合消防本部場外支援隊員及び大台警察署員に引継ぐ。 出 動 _____ 15:10 収 容 先 着 _____ 15:23 引 継 完 了 _____ 15:29 帰 隊 _____ 15:44	0:28
23	山 岳	R2.11.9(月)09:05 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 政所町地先 日本コバ登山道	3名で登山中の男性1名が20m滑落したとの通報が入り特定行為実施に伴い早期搬送が必要となり救助の要請があったもの。滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 09:53 現 着 捜 索 _____ 10:12 救 助 開 始 _____ 10:40 救 助 完 了 _____ 11:14	1:21
24	救 急 救助から の移行	R2.11.9(月)09:05 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 政所町地先 日本コバ登山道	要救助者及び救急救命士を機内収容後、近江八幡市立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 _____ 11:14 収 容 先 着 _____ 11:28 引 継 完 了 _____ 11:35 日野HP給油 _____ 11:42 日野HP離陸 _____ 12:40 帰 隊 _____ 12:58	0:39

出動 件数	種 別	要請日時・要請機関	概 況	飛行 時間
25	山 岳	R2.11.11(水)14:40 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県甲賀市山女原 地先安楽越付近	単独登山の男性が道に迷い救助の要請があったもの。 滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に 基づき出動する。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし機内収容する。 出 動 _____ 15:18 現 着 捜 索 _____ 15:28 救 助 開 始 _____ 15:50 救 助 完 了 _____ 16:13	0:55
26	救 急 救助から の移行	R2.11.11(水)14:40 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県甲賀市山女原 地先安楽越付近	救助後、甲賀広域行政組合消防本部消防隊に引継ぐ。  出 動 _____ 16:14 収 容 先 着 _____ 16:22 引 継 完 了 _____ 16:27 帰 隊 _____ 16:44	0:26
27	山 岳	R2.11.12(木)14:25 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県大津市 葛川坊村町 武奈ヶ岳山頂付近	単独登山の男性が足がつかず動けないとの通報により救助の要請があったもの。 滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に 基づき出動する。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 14:50 現 着 捜 索 _____ 15:12 救 助 開 始 _____ 15:20 救 助 完 了 _____ 15:36	0:46
28	救 急 救助から の移行	R2.11.12(木)14:25 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県大津市 葛川坊村町 武奈ヶ岳山頂付近	救助後、大津市民病院にて医師に引継ぐ。  出 動 _____ 15:36 収 容 先 着 _____ 15:47 引 継 完 了 _____ 15:50 帰 隊 _____ 16:15	0:36
29	山 岳	R2.11.15(日)07:54 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県甲賀市土山町 大河原地先 雨乞岳稲ヶ谷付近	14名で下山中の男性1名が10m滑落したとの通報により救助の要請があったもの。 滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に 基づき出動する。 要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 08:17 現 着 捜 索 _____ 08:28 救 助 開 始 _____ 08:42 救 助 完 了 _____ 09:30	1:13
30	救 急 救助から の移行	R2.11.15(日)07:54 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県甲賀市土山町 大河原地先 雨乞岳稲ヶ谷付近	救助後、済生会滋賀県病院にて医師に引継ぐ。  出 動 _____ 09:30 収 容 先 着 _____ 09:40 引 継 完 了 _____ 09:47 帰 隊 _____ 10:09	0:32
31	山 岳	R2.11.18(水)15:05 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町大杉谷地内 シシ淵谷付近	登山中の男性1名が滑落、右腕負傷により救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 _____ 15:22 現 着 捜 索 _____ 15:39 救 助 開 始 _____ 15:46 救 助 完 了 _____ 16:06	0:44
32	救 急 救助から の移行	R2.11.18(水)15:05 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町大杉谷地内 シシ淵谷付近	救助後、上三瀬ヘリ離着陸場にて紀勢地区広域消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。  出 動 _____ 16:06 収 容 先 着 _____ 16:17 引 継 完 了 _____ 16:22 帰 隊 _____ 16:33	0:22
33	山 岳	R2.11.21(土)11:21 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町大杉谷地内 シシ淵谷付近	登山中の女性1名が滑落、左足首骨折により救助の要請があったもの。 出動するも強風により現場への進出困難と判断し大杉谷上空にて反転帰投 する。 出 動 _____ 11:58 途 中 帰 隊 _____ 12:13 帰 隊 _____ 12:33	0:35

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
34	山岳	R2.11.21(土)14:15 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町大杉谷地内 シシ淵谷付近	No.33に引き続き要請があったもの。現場付近にて要救助者及び地上消防隊を発見。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 14:33 現 着 捜 索 14:55 救 助 開 始 15:12 救 助 完 了 15:42	1:09
35	救急救助からの移行	R2.11.21(土)14:15 ○紀勢地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 大台町大杉谷地内 シシ淵谷付近	救助後、上三瀬ヘリ離着陸場にて紀勢地区広域消防組合消防本部救急隊に引継ぐ。 出 動 15:42 収 容 先 着 15:57 引 継 完 了 16:03 帰 隊 16:17	0:29
36	山岳	R2.11.27(金)11:12 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県甲賀市土山町 地内雨乞岳山頂付近	前日からの単独登山の女性が道迷いにより救助の要請があったもの。 滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 11:33 現 着 捜 索 11:46 救 助 開 始 11:51 救 助 完 了 12:09	0:36
37	救急救助からの移行	R2.11.27(金)11:12 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県甲賀市土山町 地先雨乞岳山頂付近	救助後、甲賀広域行政組合消防本部支援隊及び救急隊に引継ぐ。 出 動 12:09 収 容 先 着 12:18 引 継 完 了 12:23 帰 隊 12:39	0:25
38	山岳	R2.11.29(日)12:55 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳中道登山道 8合目付近	単独登山の男性が約10m滑落し、腰部負傷したとの通報により救助の要請があったもの。 到着後、要救助者を発見。航空隊員2名をホイスト降下させ要救助者に接触。 ヘリにあっては一度、基地に戻り給油する。 再度、現場上空へ向かいレスキューストレッチャーにてピックアップし機内収容する。 ① 出 動 13:08 出 動 ② 14:19 業 務 開 始 13:32 業 務 開 始 14:40 現 場 離 脱 13:43 現 場 離 脱 14:47 帰 隊 13:58	1:18
39	救急救助からの移行	R2.11.29(日)12:55 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳中道登山道 8合目付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 14:47 収 容 先 着 14:56 引 継 完 了 15:02 帰 隊 15:14	0:21
40	山岳	R2.12.5(土)11:28 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳籐内壁 中尾根P2付近	4名でクライミング中の男性1名が滑落負傷し、救助の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 11:55 現 着 捜 索 12:09 救 助 開 始 12:34 救 助 完 了 12:57	1:02
41	救急救助からの移行	R2.12.5(土)11:28 ○菰野町消防本部  <発生場所> 御在所岳籐内壁 中尾根P2付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。 出 動 12:57 収 容 先 着 13:04 引 継 完 了 13:08 帰 隊 13:18	0:17
42	山岳	R2.12.5(土)13:30 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 君ヶ畑町地内御池岳 山頂付近	単独登山の男性が両足がつり下山不可との通報により救助の要請があったもの。 滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に基づき出動する。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。 出 動 13:56 現 着 捜 索 14:15 救 助 開 始 14:22 救 助 完 了 14:39	0:43

出動 件数	種 別	要請日時・要請機関	概 況	飛行 時間
43	救 急 救助から の移行	R2.12.5(土)13:30 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 君ヶ畑町地内御池岳 山頂付近	救助後、大阪航空日野ヘリポートにて東近江行政組合消防本部救急隊に引継ぐ。  出 動 ————— 14:39 収 容 先 着 ————— 14:47 引 継 完 了 ————— 14:53 帰 隊 ————— 15:09	0:24
44	水 難	R2.12.7(月)15:11 ○桑名市消防本部  <発生場所> 桑名市大字今島地先 三砂川三砂桶管付近	岸から3～4m付近を女性が流れているとの通報により捜索の要請があったもの。 揖斐川右岸深谷球場から北東約20m付近にて要救助者を発見。 現場指揮本部へ位置を伝達後、日没時間の限界のため活動終了、帰投する。  出 動 ————— 15:30 現 着 捜 索 ————— 15:45 要 救 発 見 ————— 16:24 現 場 離 脱 ————— 16:25 帰 隊 ————— 16:40	1:10
45	山 岳	R2.12.8(火)15:20 ○亀山市消防本部  <発生場所> 亀山市安坂山町地内 仙ヶ岳白谷コース 5合目付近	下山中の男性が約3m滑落し、負傷したとの通報により救助の要請があったもの。 要救助者を発見するも現場指揮本部へ要救助者発見座標を伝達後、日没 時間の限界のため活動終了、帰投する。  出 動 ————— 15:41 現 着 捜 索 ————— 15:52 要 救 発 見 ————— 16:19 現 場 離 脱 ————— 16:20 帰 隊 ————— 16:34	0:53
46	山 岳	R2.12.9(水)06:15 ○亀山市消防本部  <発生場所> 亀山市安坂山町地内 仙ヶ岳白谷コース 5合目付近	No.45に引き続き要請があったもの。現場付近にて要救助者及び地上消防隊を 確認。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。  出 動 ————— 07:00 現 着 捜 索 ————— 07:12 救 助 開 始 ————— 07:23 救 助 完 了 ————— 07:55	0:55
47	救 急 救助から の移行	R2.12.9(水)06:15 ○亀山市消防本部  <発生場所> 亀山市安坂山町地内 仙ヶ岳白谷コース 5合目付近	救助後、鈴鹿川河川敷グラウンドにて亀山市消防本部救急隊に引継ぐ。  出 動 ————— 07:55 収 容 先 着 ————— 08:02 引 継 完 了 ————— 08:07 帰 隊 ————— 08:17	0:17
48	山 岳	R2.12.13(日)13:35 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 君ヶ畑町地内 天狗堂付近	11名で登山中の男性1名が右足脛骨骨折疑いのため動けないとの通報により 救助の要請があったもの。 滋賀防災は耐空検査中のため「三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定」に 基づき出動する。現場到着するも視界不良のため近づけず、 一時、大阪航空日野ヘリポートへ向け現場離脱し給油及び天候回復を待ち 再度、現場へ向け離陸、現場付近到着後、要救助者を発見。 エバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。  ① 出 動 ——— 13:51 出 動 ——— 15:23 現 着 捜 索 ——— 14:10 業 務 開 始 ——— 15:37 現 場 離 脱 ——— 14:30 現 場 離 脱 ——— 15:55 日野HP給油 ——— 14:35	1:16
49	救 急 救助から の移行	R2.12.13(日)13:35 ○滋賀県  <発生場所> 滋賀県東近江市 君ヶ畑町地内 天狗堂付近	救助後、大阪航空日野ヘリポートにて東近江行政組合消防本部救急隊に 引継ぐ。  出 動 ————— 15:55 収 容 先 着 ————— 16:01 引 継 完 了 ————— 16:06 帰 隊 ————— 16:22	0:22
50	山 岳	R3.1.2(土)05:50 ○鈴鹿市消防本部  <発生場所> 鈴鹿市小岐須町地内 入道ヶ岳二本松コース 4番ポイント付近	単独登山の男性が道に迷い低体温疑いで動けないとの通報により救助の要請が あったもの。要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。  出 動 ————— 09:21 現 着 捜 索 ————— 09:31 救 助 開 始 ————— 09:43 救 助 完 了 ————— 10:03	0:42

出動 件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行 時間
51	救急 救助からの 移行	R3.1.2(土)05:50 ○鈴鹿市消防本部  <発生場所> 鈴鹿市小岐須町地内 入道ヶ岳二本松コース 4番ポイント付近	救助後、鈴鹿川防災ステーションにて鈴鹿市消防本部救急隊に引継ぐ。  出 動 ————— 10:03 収容先着 ————— 10:09 引継完了 ————— 10:14 帰 隊 ————— 10:23	0:15
52	山岳	R3.1.8(金)13:30 ○奈良県  <発生場所> 吉野郡野迫川村 伯母子岳付近	単独登山の男性が帰らないとの通報により救助の要請があったもの。 奈良防災は耐空検査中のため「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」 に基づき出動する。現場付近到着後、捜索活動を開始するも奈良県広域消防 組合指揮隊から地上捜索隊の1名が膝の痛みで動けないとの通報が入り 救助活動に移行する。  出 動 ————— 14:10 現着捜索 ————— 15:00 捜索終了 ————— 15:05	0:55
53	山岳	R3.1.8(金)15:05 ○奈良県  <発生場所> 吉野郡野迫川村 檜峠付近	No.52へ出動のため津市伊勢湾ヘリポートを離陸し現場付近到着後、捜索活動 実施中に要請があったため、座標確認後、要救助者をエバックハーネスにて ピックアップし機内収容する。  出 動 ————— 15:05 現着捜索 ————— 15:09 救助開始 ————— 15:25 救助完了 ————— 15:41	0:36
54	救急 救助からの 移行	R3.1.8(金)15:05 ○奈良県  <発生場所> 吉野郡野迫川村 檜峠付近	救助後、奈良県ヘリポートにて奈良市消防局救急隊に引継ぐ。  出 動 ————— 15:41 収容先着 ————— 16:10 引継完了 ————— 16:13 帰 隊 ————— 16:32	0:48
55	山岳	R3.1.9(土)08:55 ○奈良県  <発生場所> 吉野郡野迫川村 伯母子峠付近	No.52の男性が行方不明になり、未だ発見されておらず地上隊の捜索に加え 上空からの捜索依頼により出動する。 奈良防災は耐空検査中のため「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」 に基づき出動する。現場付近到着するも天候不良のため帰投する。  出 動 ————— 09:00 現着捜索 ————— 09:40 現場離脱 ————— 09:55 帰 隊 ————— 10:15	1:15
56	山岳	R3.1.9(土)13:45 ○奈良県  <発生場所> 吉野郡野迫川村 伯母子峠付近	No.55に引き続き地上隊が未確認であった東側斜面の捜索依頼があり、ヘリテレカメラ を活用し捜索するも発見に至らず、活動限界時間となり現場離脱し帰投する。  出 動 ————— 14:00 現着捜索 ————— 14:45 現場離脱 ————— 16:00 帰 隊 ————— 16:28	2:28
57	山岳	R3.1.16(土)10:32 ○桑名市消防本部  <発生場所> 桑名市多度町地内 多度山中道4合目付近	多度山を自転車で下山中の男性1名が転倒し右腰部の痛みで動けないとの通報に より救助の要請があったもの。 要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし、機内収容する。  出 動 ————— 10:46 現着捜索 ————— 11:01 救助開始 ————— 11:17 救助完了 ————— 11:50	1:04
58	救急 救助からの 移行	R3.1.16(土)10:32 ○桑名市消防本部  <発生場所> 桑名市多度町地内 多度山中道4合目付近	救助後、県立総合医療センターにて医師に引継ぐ。  出 動 ————— 11:50 収容先着 ————— 11:57 引継完了 ————— 12:06 帰 隊 ————— 12:18	0:19
59	山岳	R3.1.26(火)13:04 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳山頂藤原山荘	6名パーティーの内男性1名が、低体温症により息苦しく動けないとの通報により救助 の要請があったもの。 要救助者をエバックハーネスにてピックアップし、機内収容する。  出 動 ————— 13:32 現着捜索 ————— 13:47 救助開始 ————— 13:55 救助完了 ————— 14:26	0:54

出動件数	種別	要請日時・要請機関	概況	飛行時間
60	救急 救助からの移行	R3.1.26(火)13:04 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳山頂藤原山荘	救助後、いなべ市ヘリポートにて救急隊に引継ぐ。  出 動 ————— 14:26 収 容 先 着 ————— 14:35 引 継 完 了 ————— 14:41 帰 隊 ————— 14:59	0:27
61	消 火	R3.2.28(日)14:52 ○桑名市消防本部  <発生場所> 桑名市上深谷部地内	山林約1,000㎡が延焼拡大中であることから空中消火の要請があったもの。 バンビマックスにて計5回(2,470ℓ)散水を実施する。  出 動 ————— 15:47 場 外 着 陸 ————— 16:18バンビマックス取付 場 外 離 陸 ————— 16:22 場 外 着 陸 ————— 17:13バンビマックス離脱 場 外 離 陸 ————— 17:18 帰 隊 ————— 17:35	1:39
62	山 岳	R3.3.19(金)14:21 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳表道9合目付近	3名パーティーの内、女性1名が、腰部負傷により動けないとの通報により救助の要請があったもの。要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし機内収容する。  出 動 ————— 14:35 現 着 捜 索 ————— 14:55 救 助 開 始 ————— 15:06 救 助 完 了 ————— 15:49	1:14
63	救急 救助からの移行	R3.3.19(金)14:21 ○桑名市消防本部  <発生場所> いなべ市藤原町地内 藤原岳表道9合目付近	救助後、いなべ市ヘリポートにて救急隊に引継ぐ。  出 動 ————— 15:49 収 容 先 着 ————— 15:53 引 継 完 了 ————— 16:00 帰 隊 ————— 16:16	0:20
64	水 難	R3.3.21(日)16:50 ○鳥羽市消防本部  <発生場所> 鳥羽市菅島町沖	鳥羽市菅島町から出港した漁船「第2漁盛丸」及び乗組員の男性1名が行方不明との通報により捜索救助の要請があったもの。 鳥羽市菅島町付近から、鳥羽市国崎町付近までの沿岸を捜索するも発見に至らず帰投する。 3月22日  出 動 ————— 12:45 現 着 捜 索 ————— 12:57 現 場 離 脱 ————— 14:40 帰 隊 ————— 14:55	2:10
65	山 岳	R3.3.22(月)16:47 ○松阪地区広域 消防組合消防本部 <発生場所> 松阪市伊勢寺町 観音岳山頂付近	女性1名が道迷いとの通報により捜索救助の要請があったもの。 現場付近到着後、要救助者と携帯電話で位置確認しながら捜索を実施するも発見には至らず。聴取中、ヘリコプターの音が最も聞き取れる場所の座標を指揮隊へ提供し帰投する。  出 動 ————— 17:09 現 着 捜 索 ————— 17:14 現 場 離 脱 ————— 18:01 帰 隊 ————— 18:07	0:58
66	水 難	R3.3.23(火)09:24 ○鳥羽市消防本部  <発生場所> 鳥羽市菅島町沖	No.64に引き続き捜索救助の要請があったもの。 鳥羽市菅島町付近から鳥羽市国崎町付近までの沿岸を捜索するも発見に至らず帰投する。  ① 出 動 ————— 09:35 出 動 ② ————— 14:15 現 着 捜 索 ————— 09:45 業 務 開 始 ————— 14:26 現 場 離 脱 ————— 11:33 現 場 離 脱 ————— 15:19 帰 隊 ————— 11:45 帰 隊 ————— 15:35	3:30
67	山 岳	R3.3.30(火)09:08 ○熊野市消防本部  <発生場所> 熊野市五郷町 湯ノ谷付近山中	山菜採りの男性1名が滑落負傷したとの通報により救助の要請があったもの。 要救助者をレスキューストレッチャーにてピックアップし、機内収容する。  出 動 ————— 11:33 現 着 捜 索 ————— 11:58 救 助 開 始 ————— 12:22 救 助 完 了 ————— 13:08	1:35
68	救急 救助からの移行	R3.3.30(火)09:08 ○熊野市消防本部  <発生場所> 熊野市五郷町 湯ノ谷付近山中	救助後、三重県広域防災拠点(東紀州(紀南)拠点)にて救急隊に引継ぐ。  出 動 ————— 13:08 収 容 先 着 ————— 13:16 引 継 完 了 ————— 13:24 帰 隊 ————— 13:54	0:38



# 三重県防災通信ネットワーク



## 第5 三重県防災通信ネットワーク

### 1 防災通信ネットワークの整備

災害対策基本法及び三重県地域防災計画に基づき、県民の生命、財産の確保及び社会秩序の維持を図るため、昭和49年に、県庁、県出先機関、市町村等防災関係機関、県有自動車等をネットワーク構成局とする防災行政無線（地上系）を整備した。

その後、設備の老朽化や高度情報通信システム化への対応が求められてきたことから、平成3年度から地上系幹線設備の更新と衛星系設備の新規導入を行い、また、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓として県庁第2統制局、衛星可搬型地球局、県庁非常用発電機、衛星地球局（防災関係機関33局）を増設する等ネットワークの充実を図った。

平成17年度には地上系の周波数を60MHz帯から260MHz帯へ移行し、デジタル通信技術を活用した防災行政無線（260MHz帯都道府県デジタル総合通信システム）の再整備を行った。

また、高速データ通信が容易となるようにインターネットを利用して、安価な専用ネットワーク（有線系）を構築し、気象庁の「防災情報提供システム」から提供を受けた気象情報や地震情報などを、自動配信するシステムを新設した。

さらに、防災通信ネットワークの信頼性確保並びに高機能化を図るため、衛星系の設備更新に着手し、平成22年度に県内15消防本部に次世代可搬型地球局を配備、平成25年度に県庁及び防災関係機関（一部を除く）に次世代型衛星系防災行政無線設備を整備した。

一方、東日本大震災や阪神・淡路大震災のような広域的な災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための広域的な活動拠点として、中勢防災拠点、東紀州防災拠点（紀北拠点）、東紀州防災拠点（紀南拠点）、伊勢志摩防災拠点、伊賀広域防災拠点及び北勢防災拠点の整備に合わせ、通信手段として防災通信ネットワークの整備を行っている。

また、大規模災害時の医療機関との連携を強化するための通信手段として、災害拠点病院に防災通信ネットワークの地上系設備の整備を行っている。

### 2 防災通信ネットワークの運用

現在、有線系及び地上系に自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワーク（衛星系）を加え、大規模災害時でも複数の通信手段を確保できるように運用している。

なお、令和2年度末での無線設備等設置箇所数は次のとおりである。〔第1表〕〔第2表〕〔第3表〕

第1表 防災行政無線箇所数一覧

(令和2年度末現在)

種 別 等	箇所数	設 置 場 所 等	
地 上 系 設 備	県 庁	1	県庁
	県 庁 舎 等	12	県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
	県 地 域 機 関 係	19	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、NPO班、動物愛護センター、四日市港管理事務所、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点、下水道(北勢北部、北勢南部、中勢雲出、中勢松阪、宮川)
	市 町	46	全市町役場(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)
	消 防 本 部	15	全消防本部
	警 察 関 係	19	県警察本部、全警察署
	医 療 関 係	18	総合医療センター、こころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いなべ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、日本赤十字社三重県支部[県庁内ch使用]
	国 関 係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海農政局三重県拠点
	放 道 関 係	3	NHK津、三重テレビ、FM三重
	ライフライン関係	5	三重県トラック協会、三重交通、中部電力三重支店、NTT西日本三重支店、東邦ガス[長谷山中継所内渡し]
	中 継 所	23	多度、青山、朝熊、藤坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、美杉、多気、浅間、行野浦、芸濃、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和
	携帯型及び車載型	128	県庁(36)、県庁舎等(88)、防災ヘリコプター管理事務所(3)、三重大学(勢水丸)
	計	296	
衛 星 系 設 備	県 庁	1	県庁
	県 庁 舎	9	県庁舎
	市 町	29	全市町役場
	消 防 本 部	15	全消防本部
	警 察 関 係	1	県警察本部
	医 療 関 係	4	総合医療センター、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部[県庁内ch使用]
	国 関 係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部
	可 搬 型	24	県庁(2)、防災拠点(6)、消防本部(15)、防災ヘリコプター管理事務所(1)
計	86		

第2表 有線系設備箇所数一覧

(令和2年度末現在)

種 別 等	箇所数	設 置 場 所 等
有線系設備	1	県庁
県庁舎等	12	県庁舎(10)、消防学校、防災ヘリコプター管理事務所
県地域機関 県関係機関	12	君ヶ野ダム、宮川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、紀北防災拠点、紀南防災拠点、伊勢志摩防災拠点、伊賀防災拠点、北勢防災拠点
市 町	45	全市町役場（支所（旧市町村役場）に設置している市町あり）
消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター
国 関 係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校
計	88	

第3表 防災ヘリコプター通信用無線設備箇所数一覧

(令和2年度末現在)

種 別 等	箇所数	設 置 場 所 等
中 継 所	5	消防学校、青山、朝熊、浅間、長尾
防 災 ヘ リ コ プ タ ー	1	
携 帯 型	4	
計	10	



### 3 防災ヘリコプター通信用無線の整備

県では、東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生した場合、道路が寸断され孤立する地域が発生することが想定されることから、迅速な対応をするため、防災ヘリコプターを運航しており、平成4年度に県と防災ヘリコプター等との通信用無線設備を整備した。

平成28年度には使用周波数を60MHz帯から260MHz帯に移行し、260MHz帯デジタル方式での再整備を行い、平成29年度の新しい防災ヘリコプターの運航開始に合わせて運用を開始した。

### 4 市町村防災行政無線及び消防救急無線への活用

県では、市町村防災行政無線、消防救急無線等の整備費用の低減を図るため、市町の要望に応じ、防災通信ネットワークの活用を進めている。

#### (1) システム共用

防災通信ネットワークのシステムを共用した鳥羽市の市町村防災行政無線（移動系）が平成19年3月30日、全国に先駆けて開局し、市町村防災行政無線（移動系）が協力して、非常時の情報収集・伝達等が行えることとなった。

このシステムの共用化にあたっては、「非常時の通信に関する応援協定」及び「共用化に関する協定」を締結し、現在、次表のとおりとなっている。〔第4表〕

第4表 市町村防災行政無線（移動系）とのシステム共用

（令和2年度末現在）

自治体名	使用許可年月日	非常時の通信に関する応援協定	共用化に関する協定	使用する中継局数
鳥羽市	H19.3.20	H19.4.10 締結	H19.4.10 締結	1
大紀町	H20.3.24	H20.3.24 締結	H20.3.24 締結	1
名張市	H21.10.6	H21.3.10 締結	H21.3.10 締結	1
玉城町	H26.2.24	H26.3.26 締結	H26.2.3 締結	1

#### (2) 施設の共用

防災通信ネットワークの多重回線、局舎、空中線柱、非常用電源設備等を利用した市町村防災行政無線（同報系）等の整備は次表のとおりとなっている。〔第5表〕

第5表 市町村防災行政無線（同報系）

（令和2年度末現在）

自治体名	使用許可年月日	使用する中継局数
多気町	H20.7.16	1
松阪市	H21.3.10	1
津市	H22.2.3	4
尾鷲市	H26.4.1	1

また、消防救急無線の周波数移行及びデジタル方式化に対応するため、平成19年7月25日に三重県消防長会から要望のあった「将来における県防災行政無線施設の使用について」に基づく消防救急無線（共通波）の県域1ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）において、防災通信ネットワーク設備を利用している。

さらに、各消防本部が実施する消防救急無線（活動波）の周波数移行及びデジタル方式化での整備においても、防災通信ネットワーク設備を利用している。

## 5 市町村防災行政無線等の整備

市町において、住民への情報伝達手段として市町村防災行政無線（同報系）やコミュニティFM放送等を、また市町内及び関係機関との通信手段として市町村防災行政無線（移動系）やMCA無線、IP無線等の導入を行っている。

## 6 防災行政無線局無線従事者資格取得と現況

無線局の管理運用には無線従事者の配置が義務付けられていることから、無線従事者（第3級陸上特殊無線技士）養成講習会を開催し無線従事者の確保に努めている。

## 7 防災通信ネットワークの現状と課題

防災通信ネットワークの地上系及び有線系の再整備が平成17年度に、衛星系の再整備が平成25年度に完了した後も、新たに整備された防災拠点施設、災害拠点病院等について、防災通信ネットワークの整備を行った。また、防災ヘリコプター通信用無線設備については、260MHz帯でのデジタル化再整備とともに、ヘリコプターからのテレビ映像を電送するシステムの整備を行った。

平成17年に無線機器の規格が改正され、旧規格の機器は令和4年11月末までしか使用できず地上系の防災行政無線機器を新しい規格に適合させる必要があること及び令和4年度には前回の整備から17年が経過することから、安定かつ確実な運用を確保するために、地上系設備及び有線系設備について令和4年度までの予定で再整備を行っている。

衛星システムの管理運営を行う自治体衛星通信機構は、現行の第2世代システムの運営を原則令和7年度まで（可能な限りの延命化を図った場合でも最大令和9年度まで）で終了し、以降は第3世代システムと呼ばれる新規格のみを運営することとしているため、衛星系設備の更新について検討していく必要がある。

## 8 その他

非常災害時における、円滑な通信を確保するため非常通信訓練及び非常通信実施体制の総点検を実施した。

保 安 行 政



## 第6 保安行政

### 1 高圧ガス指導事業

昭和26年に制定された高圧ガス取締法は、平成8年3月に抜本的改正が行われ、平成9年4月から高圧ガス保安法として施行された。

これは、材料、計装、検査技術といった保安管理技術の高度化の進展を背景とした近年の高圧ガス業務を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、事業者による自主保安体制の推進をめざしたものである。

この改正により、許可対象事業者の範囲の縮小、許可から届出への移行、届出対象の縮小といった各種の規制緩和が行われるとともに、従来行政が行ってきた各種検査についても民間事業者が行えるようになるなど、大幅な制度の見直しとなっている。

本県においても、これらの背景をふまえ、事業者による自主保安活動の推進を働きかけるなど、関係者と一致協力して保安レベルの一層の向上に努めるとともに、事故防止のための諸施策を講じている。

#### (1) 高圧ガス製造事業所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所の処理量別区分は〔第1表〕に、適用規則別の高圧ガス製造事業所数を〔第2表〕に示す。

第1表 高圧ガス製造事業所処理量別区分

	第一種製造者（許可）	第二種製造者（届出）
一般ガス	処理量100N m <sup>3</sup> /日以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気）については300N m <sup>3</sup> /日以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在する場合については、所定の計算式により求められる値以上	処理量100N m <sup>3</sup> /日未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気）については300N m <sup>3</sup> /日未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在する場合については、所定の計算式により求められる値未満
LPガス	処理量100N m <sup>3</sup> /日以上	処理量100N m <sup>3</sup> /日未満
冷凍	フロン冷媒、二酸化炭素冷媒 又はアンモニア冷媒 50トン/日以上  その他冷媒 20トン/日以上	フロン冷媒（不活性なもの） 20トン/日以上 50トン/日未満 フロン冷媒（不活性なもの以外）、二酸化炭素冷媒又はアンモニア冷媒 5トン/日以上 50トン/日未満  その他冷媒 3トン/日以上 20トン/日未満

第2表 高圧ガス製造事業所数

令和3年3月末現在

形態	適用規則	事業所数	合計
第一種製造	一般則	125	228
	液石則	62	
	一般・液石	12	
	コンビ則	29	
	冷凍則	114	
第二種製造	一般則	289	294
	液石則	5	
	一般・液石	0	
	冷凍則	1,458	

冷凍製造事業所を除く第一種製造事業所は県内に228事業所、第二種製造事業所は294事業所が存在する。

なお、冷凍製造事業所は、第一種製造事業所が114事業所、第二種製造事業所が1,458事業所と、合わせて1,572事業所である。(冷凍製造事業所は原則として、一冷凍施設を一事業所として扱っている。)

一方、移動式製造設備である高圧ガスタンクローリーの保有状況をみると、県内の35事業所に190台のタンクローリーがあり、その内訳は〔第3表〕のとおりとなる。液化石油ガスのタンクローリーで全体の4割を占めており、また、使用の本拠地の半数程度は四日市市にある。

第3表 ガス種別移動式製造設備数

令和3年3月末現在

高圧ガス名	車両台数(台)
液化石油ガス	76
液化酸素	15
液化アンモニア	7
液化窒素	32
液化炭酸ガス	14
液化アルゴン	17
液化天然ガス	29
合計	190

(2) 高圧ガス貯蔵所

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス貯蔵所の貯蔵量別区分は〔第4表〕のとおりである。ただし、第一種製造者が製造許可を受けて貯蔵する場合及び液化石油ガス法に基づいて貯蔵する場合は貯蔵所に含まれない。

第4表 高圧ガス貯蔵所貯蔵量区分

	第一種貯蔵所（許可）	第二種貯蔵所（届出）
一般ガス LPガス	貯蔵量1,000m <sup>3</sup> 以上 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については3,000m <sup>3</sup> 以上 ※第1種ガスとその他のガスが混在 する場合については、所定の計算 式により求められる値以上	貯蔵量300m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満 ※第1種ガス（不活性ガス又は空気） については300m <sup>3</sup> 以上3,000m <sup>3</sup> 未満 ※第1種ガスとその他のガスが混在 する場合については、所定の計算 式により求められる値未満

注) 液化ガスについては、10kgを1m<sup>3</sup>とする。

(3) 特定高圧ガス消費者（届出）

特定高圧ガスは、圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス及び液化塩素の6種類並びに特殊高圧ガス（ジシラン、ホスフィン、モノシラン、ジボラン、モノゲルマン、アルシン及びセレン化水素）の合計13種類が指定されている。

これらの圧縮水素を始めとする6種類の高圧ガスは、一定数量以上の貯蔵能力を有する貯蔵設備により貯蔵して消費する場合のみ特定高圧ガスとなり、その数量は〔第5表〕のとおりである。一方、特殊高圧ガスは他の高圧ガスより発火性、自燃性、爆発性及び強毒性を有していることから、消費量に関わらず厳しい消費基準が適用されている。

第5表 特定高圧ガス消費者となる貯蔵量

高圧ガスの種類	数 量
圧 縮 水 素	300m <sup>3</sup>
圧 縮 天 然 ガ ス	300m <sup>3</sup>
液 化 酸 素	3,000kg
液 化 ア ン モ ニ ア	3,000kg
液 化 石 油 ガ ス	3,000kg (一般消費者等が消費する場合は10,000kg)
液 化 塩 素	1,000kg
特 殊 高 圧 ガ ス	数量に関係なく全て

〔第6表〕には適用規則別の貯蔵所数及び特定高圧ガス消費事業所数を示している。県内に第一種貯蔵所は96事業所、第二種貯蔵所は192事業所ある。また、特定高圧ガス消費者は、県内で107事業所ある。

第6表 高圧ガス貯蔵所・特定高圧ガス消費事業所数

令和3年3月末現在

形態 \ 適用規則	一般則	液石則	一般+液石	合計
第一種貯蔵	64	21	11	96
第二種貯蔵	161	20	11	192
特定消費	60	42	5	107

(4) 高圧ガス販売事業所（届出）

高圧ガスの販売事業所は、一般ガスと液化石油ガスに大別される。一般ガス販売事業所では、冷媒用のフロン関係の販売事業所が一番多く、次に炭酸ガス、窒素の販売事業所となっている。また、溶断、溶接、雰囲気ガス用として酸素、アセチレン、アルゴン等を販売している事業所が多い。

なお、液化石油ガス販売事業所は、工業用途で販売を行う事業所であり、後述の一般家庭用販売事業所とは異なる。

高圧ガス保安法に基づく届出を行っている販売事業所数を〔第7表〕に示す。

第7表 高圧ガス販売事業所数

令和3年3月末現在

形態 \ 適用規則	一般則	液石則	一般+液石	冷凍則	合計
販売事業所	715	318	204	166	1,403

(5) 高圧ガス関係試験及び免状交付状況

高圧ガス保安法に基づき実施される試験には、製造保安責任者試験及び販売主任者試験がある。

製造保安責任者は、甲種化学、甲種機械、乙種化学、乙種機械、丙種化学（液石、特別）、第一種、第二種及び第三種冷凍機械の9種類がある。また、販売主任者は第一種及び第二種販売主任者の2種類がある。

これらの試験に合格した者は、免状の交付を受けることができるが、これらの免状のうち、甲種化学、甲種機械及び第一種冷凍機械免状については、経済産業大臣が交付し、その他の免状については都道府県知事が交付することとなっている。なお、本県では平成10年度から免状交付事務を高圧ガス保安協会に委託している。

〔第8表〕に各年度の免状交付数を、〔第9表〕に高圧ガス関係試験実施状況を示す。

第8表 製造保安責任者・販売主任者免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
乙種化学	46	34	39	52	26
乙種機械	139	136	79	120	50
丙種化学(液石)	44	30	29	38	19
丙種化学(特別)	106	99	86	89	45
第二種冷凍機械	44	38	47	16	14
第三種冷凍機械	68	65	59	50	36
第一種販売主任者	21	22	21	37	16
第二種販売主任者	87	98	76	79	80
合計	555	522	436	481	286

第9表 高圧ガス関係試験実施状況(三重県実施分)

		乙種 化学	乙種 機械	丙種 化学 (液石)	丙種 化学 (特別)	第二種 冷凍 機械	第三種 冷凍 機械	第一種 販売 主任者	第二種 販売 主任者	合計
平成 28 年度	受験者	103	312	105	207	66	135	28	126	1,082
	合格者	45	141	49	107	44	74	20	89	569
	合格率	43.7%	45.2%	46.7%	51.7%	66.7%	54.8%	71.4%	70.6%	52.6%
平成 29 年度	受験者	90	264	79	169	64	121	30	138	955
	合格者	35	134	26	104	42	68	20	95	524
	合格率	38.9%	50.8%	32.9%	61.5%	65.6%	56.2%	66.7%	68.8%	54.9%
平成 30 年度	受験者	98	245	92	163	67	97	33	117	912
	合格者	41	83	29	82	43	63	23	74	438
	合格率	41.8%	33.9%	31.5%	50.3%	64.2%	64.9%	69.7%	63.2%	48.0%
令和 元 年度	受験者	99	293	120	178	51	114	44	142	1,041
	合格者	50	118	34	89	21	49	36	83	480
	合格率	50.5%	40.2%	28.3%	50.0%	41.1%	42.9%	81.8%	58.4%	46.1%
令和 2 年度	受験者	62	188	76	121	30	124	29	112	742
	合格者	26	49	18	47	14	33	16	68	271
	合格率	41.9%	26.1%	23.7%	38.8%	46.7%	26.6%	55.2%	60.7%	36.5%

(6) 高圧ガス製造施設の保安検査

第一種製造事業者の高圧ガス製造施設は、県、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が実施する保安検査を原則として毎年1回受けなければならないが、その実施状況は〔第10表〕のとおりである。

なお、本県では、平成3年度からコールドエバポレーター（CE）のみを設置している事業所の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）は、高圧ガス保安協会が主として行っている。

冷凍に係る第一種製造施設の保安検査（保安検査の周期は、3年に1回）については、高圧ガス保安協会三重県冷凍教育検査事務所（以下「冷凍検査事務所」という）がその大半を行っている。また、自ら保安検査を行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という）も保安検査を実施している。（認定保安検査実施者の制度は、平成9年度から施行されている。）

県では保安検査時において、高圧ガス保安法の技術上の基準に適合していることの確認検査だけでなく、保安教育、訓練等のソフト面での助言、指導を行い、自主保安意識の向上に努めている。

第10表 年度別高圧ガス施設保安検査数

適用規則		年 度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
一 般 則	県		104	109	117	96	108
	高圧ガス保安協会		11	9	13	13	9
	指定保安検査機関		64	65	64	56	77
液 石 則	県		40	37	39	40	37
	指定保安検査機関		22	21	21	19	21
コ ン ビ 則	県		42	49	47	50	54
	高圧ガス保安協会		1	0	0	0	0
	指定保安検査機関		7	7	7	8	7
	認定保安検査実施者		58	60	59	59	62
冷 凍 則	県		0	1	1	0	0
	高圧ガス保安協会		39	38	37	35	32
合 計			388	396	405	376	407

(7) 高圧ガス事故

高圧ガス事故（容器喪失・盗難を除く。）は、19件であった。〔第11表〕

本県では高圧ガス各保安団体と協力し、製造事業所の自主保安・自己責任意識の高揚を図るほか、運搬者や販売店の指導、一般消費者に対する啓発活動を実施し、保安意識の向上に努めている。

第 11 表 年度別事故件数（容器喪失・盗難を除く。）

区分	製造所			販売所			貯蔵所			消費者			運搬中			合計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者												
平成28年度	26									2		1				28		1
29年度	19		1													19		1
30年度	22		1							1						23		1
令和元年度	22						3									25		
2年度	18	1	1							1		1				19	1	2

(8) 高圧ガス移動車両路上点検

高圧ガス移動車両路上点検を、三重県内主要道路の 12 箇所を実施した。

高圧ガス移動車両 27 台の点検を実施し、違反車両が 4 台あり、違反事項についての改善報告を事業所に提出を求めた。

(9) 高圧ガス保安関係団体

本県の高圧ガス関係の保安団体は、〔第 12 表〕のとおりであり、県と連絡を密に取りながら各種講習会の開催、液化石油ガス販売店の指導等、各高圧ガス事業所の自主保安の推進のための事業を実施している。

なお、三重県高圧ガス地域防災協議会は平成 26 年 5 月 15 日付けで三重県高圧ガス安全協会に統合された。

第 12 表 高圧ガス保安関係団体一覧

(令和 3 年 3 月末現在)

団体名（所在地）	会員等内容	会員数	電 話
三重県高圧ガス安全協会 四日市市馳出町3-29	コンビナート事業所 一般高圧ガス製造事業所 一般高圧ガス販売・貯蔵・ 消費事業所	217	059-346-1009
三重県高圧ガス溶材組合 四日市市馳出町3-29	一般高圧ガス販売事業所	33	059-346-1009
(一社)三重県LPガス協会 津市柳山津興369の2	液化石油ガス製造事業所 液化石油ガス販売店	419	059-227-6238
三重県冷凍設備保安協会 津市広明町323-1	冷凍製造事業所	54	059-228-2284

## 2 液化石油ガス指導事業

液化石油ガスは、石油、電気、都市ガスとともに国民生活に不可欠なエネルギーとして広く利用されているが、その反面消費者の不注意による事故も発生するため、消費者の保安を確保することが極めて重要な課題となっている。

こうした事故の防止を図るため、昭和 43 年 3 月に「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が施行され、消費者保安の確保を図ってきたところ、安全器具の普及等により事故の件数を大幅に減少させることができた。そこで、平成 8 年 3 月には、規制緩和・自主保安を念頭に置いた抜本的な改正が行われ、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。

この法改正では、液化石油ガス販売事業の実態に即した規制体系とし、液化石油ガス販売事業を許可制から登録制への移行、一定の保安水準を確保するため保安機関制度の創設、バルク供給システムに関する制度の導入のほか、販売事業者の自主保安を促進するための認定販売事業者制度が創設され、高度な保安体制を確保した者については、規制の合理化が行われた。

特に、液化石油ガス販売事業者を消費者保安の総括的推進者として位置づけ、一般消費者等に対する保安啓発、供給設備・消費設備の点検調査、緊急時の対応等の義務を課している。

本県では、これら販売事業者への立入検査により、消費者の保安確保の充実を図るよう指導し、事故の防止に努めている。

### (1) 販売事業者の状況

県内のみの販売所を設置して販売事業を行う者については県知事の登録、2 県以上にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者にあつては経済産業大臣等の登録を受ける必要がある。なお、本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内のみに販売所を設置して販売事業を行う者については地域防災総合事務所及び地域活性化局が、2 以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって販売所を設置して販売事業を行う者については消防・保安課が登録業務を行っている。

知事登録の販売所総数は 384 で、近年減少傾向にある。また、県下販売店の約 60% は消費者戸数 500 戸未満の比較的小規模な業者であり、容器の配送、供給設備・消費設備の定期点検調査についても外部業者に委託する傾向がある。

特定供給設備については、法改正以前は販売事業許可に含まれていたが、法改正により販売事業が登録制となったことから、特定供給設備ごとの許可となった。〔第 13 表〕〔第 14 表〕

第13表 液化石油ガス販売所等数

種別	年度				
	H28	H29	H30	R 元	R2
販売所（知事登録）	429	413	395	319	318
特定供給設備	150	155	118	118	121

※特定供給設備

貯蔵能力が容器で 3,000kg 以上、貯槽で 1,000kg 以上である供給設備

第 14 表 管轄別販売事業者・販売所数

令和 3 年 3 月末現在

管 轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
販売事業者	9	30	49	41	27	37	70	19	15	21	318
販 売 所	48	32	49	41	28	39	82	21	15	21	376

（県内に販売所を持つ国登録の事業者は除く）

（2）保安機関の認定

平成 9 年 4 月までに許可を受けていた販売事業者等については、保安機関の認定を受けなくても保安業務を行うことができたが、法改正による経過措置の期間が平成 12 年 3 月 31 日で終了したことにより、県内全ての販売事業者が自ら保安認定を受けるか又は委託することによって保安業務を行っている。

保安機関の認定は、県内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては県知事の認定、販売所の保安業務を 2 県以上にまたがって行う者にあつては経済産業大臣等の認定を受ける必要がある。なお本県では、各地域防災総合事務所及び地域活性化局管内の販売所に係る保安業務のみを行う者にあつては地域防災総合事務所及び地域活性化局が、販売所の保安業務を 2 以上の地域防災総合事務所及び地域活性化局管内にまたがって行う者にあつては消防・保安課が認定業務を行っている。〔第 15 表〕

第 15 表 管轄別保安機関の認定数（事業者数）

令和 3 年 3 月末現在

管 轄	本庁	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	南勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	合計
保 安 機 関	20	29	44	40	28	35	72	29	15	21	333

(3) 液化石油ガス設備士

昭和 54 年度から液化石油ガス設備士制度が設けられ、硬質管相互の接続作業等、災害発生防止のために重要とされる作業については、液化石油ガス設備士でないと従事できない。

本県では、液化石油ガス設備士免状の交付事務を平成 10 年度から高圧ガス保安協会に委託している。〔第 16 表〕

第 16 表 液化石油ガス設備士免状交付数

(新規交付のみ。再交付・書き換えを含まない)

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
交付数	45	77	60	55	37

(4) 液化石油ガス設備工事

学校、病院、料理飲食店等の多数の人が出入りする施設及び共同住宅に、貯蔵量 500kg を超える設備の設置工事等を行った場合には、県知事への届出が義務づけられている。〔第 17 表〕

また、一般消費者等のガス配管等の設備工事を行う業者は、特定液化石油ガス設備工事事業者としての届出をしなければならない。〔第 18 表〕

第 17 表 液化石油ガス設備工事届数

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
届出数	79	94	115	103	141

第 18 表 特定液化石油ガス設備工事事業者数

年 度	H28	H29	H30	R 元	R2
届出数	821	833	828	843	837

(5) 立入検査等の実施

販売事業者及び保安機関に対する立入検査は主に 2 人の LP ガス点検指導事務支援員が行っているほか、地域防災総合事務所及び地域活性化局による検査も随時実施している。〔第 19 表〕

立入検査の結果、指摘事項のあった 87 ヶ所の販売所、101 ヶ所の保安機関に改善を指示し法令遵守を指導した。〔第 20 表〕〔第 21 表〕

第19表 立入検査件数

年度	H28	H29	H30	R元	R2
販売所	348	417	407	402	375
特定供給設備	8	8	12	11	8
保安機関	339	413	408	403	372
充てん設備	18	20	28	24	15
合計	713	858	855	840	770

第20表 販売所の立入検査結果

令和2年度

項目		件数	比率(%)
立入検査販売所数		375	—
指摘販売所数		87	23.2
指 摘 内 容	供給施設と火気との距離	42	11.2
	貯蔵設備の基準	17	4.5
	周知にかかる事項	12	3.2
	その他(のべ数)	67	—
	合計(のべ数)	138	—

※件数はのべ数

第21表 保安機関の立入検査結果

令和2年度

項目		件数	比率(%)
立入検査事業所数		372	—
指摘事業所数		101	27.2
指 摘 内 容	定期消費設備点検等 にかかる事項	62	16.7
	自記圧力計の管理 にかかる事項	31	8.3
	質量販売の検査 にかかる事項	18	4.8
	その他(のべ数)	33	—
	合計(のべ数)	144	—

(6) 一般消費者等に係る事故発生状況

全国におけるLPガス事故の発生件数は、昭和50年代は毎年500件以上の事故が発生していたが、昭和61年から始まったマイコンメーター等の安全器具普及促進運動

に伴って急激に減少し、平成9年には68件と最少の事故件数を記録した。しかし、その後、事故件数は増加に転じ、平成24年には260件にまで増加し、平成になって事故件数は最大となった。経済産業省は「液化石油ガス販売業者等保安対策指針」を策定し、事業者に対しては自主保安の更なる高度化を、行政に対しては保安規制の実効性の担保を求めた。

近年、事故件数は200件前後で推移しており、令和2年は事故件数が192件と前年比6件の減少となった。また、負傷者数は29人と液石法が交付された昭和42年以降最も少ない数となった。一方、24年ぶりにA級事故（死者1人、負傷者数19人）が発生した。

県内でのLPガス事故は年間数件程度で推移しており、平成17年以降死者が発生する事故は発生していない。令和2年に県内で発生した事故は、一般消費者が誤って未使用のガス栓を開放したことにより、ガス漏洩・小火となったものである。

一酸化炭素（CO）中毒事故等の重大な事故を防止するため、（一社）三重県LPガス協会と協力し不完全燃焼防止装置のついていない古い消費機器の交換促進を行うなど、事故防止対策の推進に努めている。〔第22表〕〔第23表〕

第22表 LPガス事故件数（全国・三重県）

年		H28	H29	H30	R元	R2
全 国	事故件数	140	195	211	198	192
	死者数	0	0	1	0	1
	負傷者数	52	50	46	31	29
三 重 県	事故件数	2	2	0	0	1
	死者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	2	0	0	0

※暦年による集計

第23表 LPガス事故原因別内訳（令和2年）

現象別事故件数	三重県	全 国
漏 え い	0	143
漏 え い 火 災 ・ 爆 発	1	49
C O 中 毒 ・ 酸 欠	0	0
合 計	1	192

※暦年による集計

### 3 銃砲火薬類指導事業

火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、廃棄の各段階における指導を実施するとともに、火薬類保安協会が実施する各種講習会を通じて、取扱関係者の保安意識の高揚を図り、火薬類による事故発生の未然防止を図っている。

また、武器等製造法に基づき、猟銃等の製造所、販売所に対する指導を実施し、猟銃等の盗難防止等公共の安全確保に努めている。

#### (1) 銃砲、火薬類の許認可の状況

火薬類の製造、販売、譲渡、譲受、消費、廃棄については県知事の所管となっており、製造、販売については消防・保安課が、譲渡、譲受、消費、廃棄については各地域防災総合事務所又は各地域活性化局が事務処理を行っている。また、猟銃等の製造、販売については、消防・保安課が所管している。〔第24表〕〔第25表〕〔第26表〕〔第27表〕

第24表 火薬類製造所等の事業所数及び火薬庫等設置状況

区分		年度	H28	H29	H30	R元	R2
煙火製造所	仕掛打揚		3	3	3	3	3
	がん具用		0	0	0	0	0
	計		3	3	3	3	3
販売所	競技用紙雷管のみ		33	33	33	32	32
	その他		18	18	18	17	16
	計		51	51	51	49	48
火薬庫	一級		38	36	36	36	36
	二級		0	0	0	0	0
	三級		1	1	1	1	1
	実包		0	0	0	0	0
	煙火		16	16	16	16	16
	計		55	53	53	53	53
庫外貯蔵所	販売業者		7	7	7	6	6
	土木関係		3	3	3	3	3
	その他		30	30	30	30	30
	計		40	40	40	39	39

※煙火火薬庫の庫数に、がん具煙火貯蔵庫1棟を含めている。

第 25 表 火薬類の許可件数

区分		年度		H28	H29	H30	R 元	R2
		譲渡	譲受					
譲渡				3	2	3	3	4
譲受				91	88	76	79	79
消費	産業火薬			62	73	53	70	56
	煙火			134	139	135	130	35

第 26 表 火薬及び爆薬の消費状況

(消費量の単位：トン／年)

区分		年度		H28	H29	H30	R 元	R2
		事業者数	消費量					
鉱山	事業者数	0	0	0	0	0	0	0
	消費量	0	0	0	0	0	0	0
石灰岩	事業者数	3	3	3	3	3	3	3
	消費量	462	550	426	488	447		
土木	事業者数	12	7	5	6	5		
	消費量	81	95	77	297	20		
碎石	事業者数	23	25	24	24	27		
	消費量	168	164	222	245	259		
その他	事業者数	1	1	0	0	0		
	消費量	1	1	0	0	0		
合計	事業者数	39	36	32	33	35		
	消費量	712	810	725	1,030	1,030		

(小数点以下切り上げ)

第 27 表 猟銃等の製造所・販売所数

区分		年度		H28	H29	H30	R 元	R2
		製造所	販売所					
製造及び販売所				4	4	4	4	4
製造所				0	0	0	0	0
販売所				1	1	1	1	1

(2) 火薬類取扱保安責任者等試験

資格制度として甲、乙、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者があり、丙種火薬類製造保安責任者及び甲、乙種火薬類取扱保安責任者について県として年1回試験を行っていたが、昭和62年度から公益社団法人全国火薬類保安協会に委任し、実施されている。〔第28表〕

第28表 火薬類取扱保安責任者等試験実施状況

区分		年度	H28	H29	H30	R元	R2
丙種火薬類製造保安責任者	受験者数(人)	3	2	2	0	1	
	合格者数(人)	3	2	2	0	1	
	合格率(%)	100	100	100	---	100	
甲種火薬類取扱保安責任者	受験者数(人)	50	51	51	33	31	
	合格者数(人)	27	22	22	16	12	
	合格率(%)	54.0	43.1	43.1	48.5	38.7	
乙種火薬類取扱保安責任者	受験者数(人)	16	15	15	14	15	
	合格者数(人)	5	8	8	7	7	
	合格率(%)	31.3	53.3	53.3	50.0	46.7	
合計	受験者数(人)	69	68	68	47	47	
	合格者数(人)	35	32	32	23	20	
	合格率(%)	50.7	47.1	47.1	48.9	42.6	

(3) 立入検査等の実施

火薬類の保管管理の徹底を図るため、製造施設及び火薬庫について毎年定期的に保安検査を行い、立入検査は消費者については年2回、販売業者、製造業者については年1回実施している。〔第29表〕〔第30表〕

第 29 表 火薬類製造業者等立入検査の実施状況

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
製 造 業 者	4	4	4	4	3
販 売 業 者	16	16	15	13	10
消 費 者	45	48	45	47	43
火 薬 庫	72	70	69	64	57
販売業者の庫外貯蔵所	12	8	11	11	5
消費者の庫外貯蔵所	4	4	4	4	3

第 30 表 火薬類製造業者等の違反件数

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
製 造 業 者	0	0	0	0	0
販 売 業 者	5	6	3	0	0
消 費 者	2	0	0	0	0

#### 4 電気工事業等指導事業

電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気用品安全法の規則にもとづき、電気工事に従事する者の免状の交付と電気工事業の登録等を実施し、さらに電気工事業者及び電気用品販売業者への立入検査を行うことにより、電気工作物及び電気用品に関する事故発生の未然防止を図っている。〔第31表〕〔第32表〕〔第33表〕〔第34表〕〔第35表〕

第31表 第一種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
試験合格者	91	108	96	121	97
講習修了者	0	0	0	0	0
認定によるもの	16	26	24	34	13
計	107	134	120	155	110
累計	9,989	10,123	10,243	10,398	10,508

第32表 第二種電気工事士免状交付状況

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
試験合格者	900	913	1,043	942	834
養成施設修了者	5	2	2	4	4
認定によるもの	0	0	0	0	0
計	905	915	1,045	946	838
累計	31,129	32,044	33,089	34,035	34,873

第33表 電気工事業者登録及び届出

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
登録数	191	222	208	205	272
通知数	0	0	0	2	0
みなし登録数	36	54	30	27	40
計	227	276	238	234	312
登録・届出者数	1,786	1,826	1,828	1,846	1,836

(注) 登録には登録更新分が含まれている。

第34表 電気工事業者立入検査等実施状況

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
立入検査件数	12	6	6	8	0
指導件数	10	5	6	8	0
現地調査件数	161	158	174	156	167

第 35 表 電気用品販売業者立入検査実施状況

区分 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
立 入 検 査 件 数	14	13	14	16	5
指 導 件 数	0	0	0	0	0

# 消 防 教 育 訓 練



## 第7 消防教育訓練

### 1 教育訓練

教育訓練の目的を達成するため、次に掲げる教育理念に基づき、各教育課程に応じた教育訓練を実施した。

- 1 消防防災の本質と責務及び基本理念を正しく認識させる。
- 2 消防防災活動に必要な規律と節度及び協調性を養成する。
- 3 消防防災に関する知識及び技術の修得とともに、社会情勢の変化に即応できる視点と能力を身につけさせる。
- 4 地域社会の消防防災活動等に積極的に参加し、貢献できる人材を育成する。

第1表 教育訓練課程

対象	教育課程		目的	
消防職員	初任	初任科	令和2年4月1日付け新規採用者等を対象に、消防職員として必要な知識・技術全般にわたる基礎教育を行い、また各種講習等を実施して資格の取得を図る。	
	専科	警防科	警防課程	警防業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		予防査察科	予防査察課程	予防査察業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		危険物科	危険物課程	危険物業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		特殊災害科	特殊災害課程	化学物質、NBC災害等の消防対策に必要な専門的知識・技術を修得させ、資質の向上を図る。
			救助科	救助課程
				水難救助課程
	救急科	救急課程	救急業務に関する専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。また救急隊員の資格を付与する。	
	幹部	初級幹部科		初級幹部として必要な識見と管理能力及び幹部として相応しい人格と指導力を養う。
		中級幹部科		中級幹部として必要な識見と管理能力及び幹部として相応しい人格と指導力を養う。
	特別	指揮課程		指揮者として必要な現場指揮能力及び専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。
		指導救命士課程		救急救命士・救急隊員の教育指導及び再教育等を担う人材の育成を図る。
		はしご自動車講習		はしご自動車等の隊長や機関員に対して、専門的知識及び技術を習得させ、資質の向上を図る。
気管挿管追加講習(ビデオ喉頭鏡)		短期の講習、研修により専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。		
水難救助教育指導者養成講習		水難救助課程教育にかかる指導者の養成を図る。		
気管挿管フォローアップ研修		短期の講習、研修により専門的知識及び技術を修得させ、資質の向上を図る。		
一日入校等		AFT訓練など		
消防団員	普通	普通科	消防団員に必要な基礎的知識と技能を修得させ、資質の向上を図る。	
	指揮幹部	現場指揮課程	班長、部長の階級の者に対して、必要な知識と技術、指揮監督能力等の向上を図る。	
		分団指揮課程・指導員科	副分団長以上の階級の者に対して、訓練担当指導員として必要な知識と技術、指揮力等の向上を図る。	
	特別	機関員科	消防団の機関員として必要な基礎的知識と技術及び緊急自動車安全運行要領を修得させ、資質の向上を図る。	
		一日入校等	AFT訓練及び警防技術を修得させる。	
その他	自衛消防隊員		自衛消防隊員として必要な消防防災の知識と技能を修得させ、資質の向上を図る。	
	県職員新規採用研修		県新規採用職員に対して、消防防災の基礎的知識及び技能の習得を図る。	
	少年消防クラブ員・子ども会等研修		少年消防クラブ員や子ども会等に対して、消防業務に必要な知識や技術の体験を通じ、防災意識の向上を図る。	
	一般防災教育等		要請のあった市町及び企業等の消防防災担当または一般住民等に対し、消防防災の知識及び技能の修得を図る。	

第2表 令和2年度教育訓練実施状況

R3.3.31

対象	教育課程		実日数 (日)	教育時間 (延時間)	修了者数 (人)	実施期間等		
消防職員	初任	初任科	120	836	76	R2.4.7~R2.12.4		
	専科	警防科	警防課程	10	70	25	R3.1.18~R3.1.29	
		予防査察科	予防査察課程	10	70	26	R3.1.25~R3.2.5	
		危険物科	危険物課程	5	35	14	R2.12.14~R2.12.18	
		特殊災害科	特殊災害課程	5	35	16	R3.2.15~R3.2.19	
		救助科	水難救助課程	10	70	16	R2.5.25~R2.6.5	
			救助課程	22	154	29	R2.8.18~R2.10.12	
	救急科	救急課程	38	280	77	R2.8.18~R2.10.12		
	幹部	初級幹部科	10	70	26	R3.3.1~R3.3.12		
		中級幹部科	7	49	23	R3.2.24~R3.3.4		
	特別	指揮課程	5	35	19	R2.12.7~R2.12.11		
		はしご自動車講習	4	28	17	R2.8.24~R2.8.27		
		気管挿管追加講習(ビデオ喉頭鏡)	2	14	15	R2.7.14~R2.7.15		
		水難救助課程指導者養成講習	27	189	11	※実人数		
		気管挿管フォローアップ研修①	1	7	12	R2.6.23		
気管挿管フォローアップ研修②		1	7	13	R2.12.25			
一日入校等				602				
小計			277		1,017			
消防団員	普通	普通科	2	14	0	中止(R2.6.6~R2.6.7)		
	指揮幹部	現場指揮課程①	2	14	19	R2.10.24~R2.10.25		
		現場指揮課程②	2	14	0	中止(R2.10.31~R2.11.1)		
		現場指揮課程③	2	14	23	R2.11.21~R2.11.22		
		分団指揮課程・指導員科①	2	14	0	中止(R2.8.29~R2.8.30)		
		分団指揮課程・指導員科②	2	14	0	中止(R2.9.5~R2.9.6)		
	特別	機関員科	2	17	11	R3.2.13~R3.2.14		
一日入校等					317			
小計			14		370			
その他関係者	自衛消防隊員	一般	2	14	7	R3.1.13~R3.1.14		
		特定	3	21	8	R3.2.8~R3.2.10		
	県職員新規採用研修			1	7	0	中止(R2.12.17・21)	
	少年消防クラブ員、子ども会等研修					66		
	一般防災教育等					86		
小計			6		167			
合計			297		1,554			
その他の施設利用者数(人)					1,905	合計	3,459	

第3表 消防学校修了者数推移状況

区分	年度	年度							累計	
		S31~H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2		
消防職員	初任科	23,134	106	102	80	76	72	76	31,758	
	専科		219	217	194	190	173	203		
	幹部		62	53	66	52	63	49		
	特別		1,032	967	1,224	1,306	1,353	689		
	小計		1,419	1,339	1,564	1,624	1,661	1,017		
消防団員	普通科	63,233	24	26	29	30	30	0	68,655	
	幹部科		71	97	76	75	72	42		
	指導員科		34	36	46	40	37	0		
	機関員科		19	22	21	23	19	11		
	その他		934	1,064	565	701	961	317		
小計			1,082	1,245	737	869	1,119	370		
その他	自衛消防隊員	19,714	70	91	76	55	48	15	24,133	
	県職員		102	142	113	114	128	0		
	その他		763	619	690	782	459	152		
	小計		935	852	879	951	635	167		
合計			106,081	3,436	3,436	3,180	3,444	3,415	1,554	124,546

第4表 消防職員教育訓練修了者数（平成28～令和2年度）

課程	初任科						警防科警防課程						予防査察科予防査察課程					
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2
津市	11	9	10	8	10	48	4	4	3	4	3	18	4		2		2	8
四日市市	21	15	9	9	14	68	3	3	3	3	3	15	1		3		3	7
伊勢市	7	10	11	10		38	2	2	2	2	1	9	2		2		2	6
桑名市	8	5	6	7	12	38	1	2	2	1	2	8	1		1		2	4
鈴鹿市	6	8	4	7	5	30	2	2	2	2	2	10	2		2		2	6
亀山市	5	4	3	1	4	17	1		1		1	3	1		1		1	3
鳥羽市	1	1	2	2	1	7	1	1	1	1	1	5	1		1			2
熊野市	1	1	2	2	2	8							1		2		2	5
三重紀北	8	5	4	3	2	22	1	1	2	1	2	7	1		1		1	3
伊賀市	6	2	3	3	2	16	1	1	1		2	5	1		1		2	4
名張市	4	3	6	3	2	18	1					1	1		1		1	3
松阪地区	14	12	5	11	8	50	4	4	4	4	4	20	2		4		4	10
志摩広域	7	3		6	6	22	2	2	2	2	3	11	2		2		3	7
菰野町	3	2	6		3	14	1		1		1	3	1				1	2
紀勢地区			5		5	10	3	3	1			7	2		2			4
その他																		
防災航空隊																		
県外																		
計	102	80	76	72	76	406	27	25	25	20	25	122	23		25		26	74

課程	火災調査科火災調査課程						危険物科危険物課程						特殊災害科特殊災害課程						
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計
津市		4		4		8	2		1		1	4		2				2	4
四日市市		3		3		6	1		1		1	3		1				1	2
伊勢市		2		2		4	2		2		2	6		2				2	4
桑名市		1		1		2	1		1			2							
鈴鹿市		2		2		4	2		2		2	6		2				2	4
亀山市				1		1	1		1		1	3							
鳥羽市		1		1		2	1		1		1	3		1				1	2
熊野市		2		2		4													
三重紀北		1		1		2			1		1	2		1				1	2
伊賀市		1		2		3	1				2	3		1					1
名張市		2		2		4	1		1		1	3		1				1	2
松阪地区		4		4		8	2		2		2	6		2				2	4
志摩広域		2		2		4	1		2			3		2				2	4
菰野町		1				1			1			1		1				1	2
紀勢地区		2		4		6	1					1		1				1	2
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計		28		31		59	16		16		14	46		17				16	33

課程	救助科救助課程						救助科水難救助課程						救急科救急課程					
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2
津市	4	4	4	4	3	19	2	2	3	2	2	11	11	9	10	8	10	48
四日市市	3	3	3	3	3	15	2	2	3	3	3	13	21	15	9	9	14	68
伊勢市	2	2	2	2	2	10	2	2	3	4	3	14	7	10	10	10		37
桑名市	1	2	2	2	2	9	1	1	1	1	1	5	8	5	6	7	12	38
鈴鹿市	2	2	2	2	2	10	1	1	2	2	2	8	6	8	4	7	5	30
亀山市	1	1	2	2	1	7							5	4	3	1	4	17
鳥羽市	1	1	1	1	1	5	1	1	1		1	4	1	1	2	2	1	7
熊野市	1				1	2							1	1	2	2	2	8
三重紀北	3	3	3	3	3	15	2	1	1	1		5	8	5	4	3	2	22
伊賀市	1	1	1	1	2	6							6	2	3	3	2	16
名張市	1	1	2	1	1	6							4	3	6	3	2	18
松阪地区	4	4	4	4	4	20	3	2	3	3	2	13	14	12	5	11	8	50
志摩広域	2	2	2	2	3	11	2	2	2	2	2	10	7	3		6	6	22
菰野町	1	1	1	1	1	5							3	2	6		3	14
紀勢地区	2	3	1	3		9									5		5	10
その他														1			1	2
防災航空隊																		
県外							4			1		5						
計	29	30	30	31	29	149	20	14	19	19	16	88	102	81	75	72	77	407

課程	初級幹部科						中級幹部科						上級幹部科						
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計
津市	2	2	1	1	1	7	2	2	1	1	1	7		2		1			3
四日市市	4	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1	5		1		1			2
伊勢市	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	10		2		2			4
桑名市	3	3	2	2	2	12	2	2	1	2	2	9							
鈴鹿市	2	2	2	2	2	10	2	2	2	2	2	10		1		2			3
亀山市		1	1	1		3			1	1		2							
鳥羽市	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5				1			1
熊野市	1	1		1	1	4		1				1							
三重紀北	1	1	2	2	2	8	1	2	1	2	2	8		1		1			2
伊賀市	1	1	1	1	2	6	1	1	1	1	2	6							
名張市	4	2	2	1	3	12	3	4	4	4	2	17							
松阪地区	4	4	4	4	4	20	4	4	4	4	4	20		2		2			4
志摩広域	2	2	2	2	2	10	1	2	2	2	2	9		1		1			2
菰野町								1		1		2							
紀勢地区	5	3	3	1		12	1	2	4	2	2	11				1			1
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	32	29	27	25	26	139	21	27	25	26	23	122		10		12			22

課程	指揮課程						はしご自動車講習						気管挿管講習						
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計
津市	2	2	2	2	1	9	2		2		2	6	4						4
四日市市	1	1	1	1	1	5	1		1		1	3							
伊勢市	2	2	2	2	2	10	2		2		2	6	5						5
桑名市					1	1													
鈴鹿市	2	2	2	2	2	10	2		2		2	6							
亀山市	1	1				2	1				4	5							
鳥羽市	1	1	1	1	1	5	1		1		1	3							
熊野市	2	2	1	2	1	8													
三重紀北	3	3	3	2	2	13	1		1		1	3	1						1
伊賀市	1	1	1	1	2	6							2						2
名張市	2	2	2	2	1	9	1		1		1	3							
松阪地区	2	2	2	2	2	10	2		2		2	6							
志摩広域	2	2	2	2	2	10							2						2
菰野町	2	2	1	1	1	7	1		1		1	3							
紀勢地区	2	2	2	2		8													
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	25	25	22	22	19	113	14		13		17	44	14						14

課程	救急救命士ブラッシュアップ講習						気管挿管追加講習（ビデオ喉頭鏡）						救急救命士処置拡大講習						
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計
津市		3		2		5	2	2	2	2	1	9	3						3
四日市市		4		6		10	1	1	1	1	1	5	8		4				12
伊勢市		4		4		8	1	1	1	1	1	5	7		5				12
桑名市							2	1			1	1	5	4					4
鈴鹿市				4		4	2	2	2	1	1	8	5		3				8
亀山市		2				2	1	1	1	1		4	4						4
鳥羽市		1		1		2	1	1	1		1	4							
熊野市				1		1							1						1
三重紀北		2		2		4							1						1
伊賀市				1		1	1	2			2	5	5		3				8
名張市				3		3	4	2	1	1	1	9			1				1
松阪地区		5		4		9	3	3	3	3	3	15	6		7				13
志摩広域		3		3		6	1	2	2	2	2	9	3		4				7
菰野町				3		3		2				2			1				1
紀勢地区		3		2		5	1	1	1	1	1	5	2						2
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計		27		36		63	20	21	15	14	15	85	49		28				77

課程	水難救助教育指導員養成講習						ブラッシュアップ指導者講習						指導救急救命士課程						
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2	小計
津市	2	2	2	2	2	10								2	2	2			6
四日市市	1	2	1	1	1	6								2	2	2			6
伊勢市	1	1	1	1	1	5								2	1	2			5
桑名市	1	1	1	1	1	5								1	1	1			3
鈴鹿市	1	1	1	1	1	5								2	2	2			6
亀山市														2	2	1			5
鳥羽市	1	1	2	2	1	7								1	1	1			3
熊野市														1	1	1			3
三重紀北	1	2	1	1	1	6								1	1	2			4
伊賀市														1	1	1			3
名張市																2			2
松阪地区	2	3	2	2	2	11								2	2	2			6
志摩広域	1	1	1	1	1	5								2	2	2			6
菰野町																			
紀勢地区														1	1	1			3
その他																			
防災航空隊																			
県外																			
計	11	14	12	12	11	60								20	19	22			61

課程	気管挿管フォローアップ研修						年度別計						県内 消防本部 職員数A	割合 B/A	合計 B
	年度	H28	H29	H30	R元	R2	小計	H28	H29	H30	R元	R2			
津市	2	2	2	2	2	10	59	53	47	45	43	247	366	0.67	247
四日市市	1	1	1	1	1	5	70	59	47	48	52	276	367	0.75	276
伊勢市	2	2	2	2	2	10	48	48	50	48	24	218	199	1.10	218
桑名市	1	1	1	1	1	5	34	25	25	27	39	150	256	0.59	150
鈴鹿市	2	2	2	2	2	10	39	39	36	40	34	188	205	0.92	188
亀山市	1	2	2	2	2	9	22	18	18	11	18	87	86	1.01	87
鳥羽市	2	2	3	1	1	9	15	16	20	16	14	81	46	1.76	81
熊野市	2	1	2	2	2	9	10	10	10	13	11	54	79	0.68	54
三重紀北							32	29	25	24	20	130	107	1.21	130
伊賀市	6	6	4	4	4	24	33	20	20	18	24	115	172	0.67	115
名張市	2	2	2	2	2	10	28	22	29	24	18	121	118	1.03	121
松阪地区	2	2	2	3	3	12	68	67	55	63	54	307	285	1.08	307
志摩広域	2	2	2	2	2	10	37	33	27	37	36	170	145	1.17	170
菰野町							12	12	18	6	12	60	56	1.07	60
紀勢地区	3	2	2	3	1	11	22	23	27	20	15	107	89	1.20	107
その他				7		7		1		7	1	9			
防災航空隊															
県外							4			1		5			
計	28	27	27	34	25	141	533	475	454	448	415	2,325	2,576	0.90	2,311

第5表 消防団員修了者数(平成28年度～令和2年度)

課程	普通科					指揮幹部科										※両課程修了者 (合計から除く)					団長科					機関員科					年度別計					合計				
						現場指揮課程					分団指揮課程 ・指導員科																													
年度	H28	H29	H30	R元	R2	H28	H29	H30	R元	R2	H28	H29	H30	R元	R2	H28	H29	H30	R元	R2	H28	H29	H30	R元	R2	H28	H29	H30	R元	R2	H28	H29	H30	R元	R2					
津市		1		3		5	5	4	1	3	4	6	3	1														3	1	3	2	2	12	13	10	7	5	47		
四日市市	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1																				3	3	3	3	1	13	
伊勢市	3	4	4	4		4	4	3	4		4	2	4	4																				11	10	11	12		44	
松阪市						4	5	5	5	1	5	5	5	5								3						5	4	4	5		14	14	14	18	1	61		
桑名市	3	2	2				2	3	1		1	1	1	3								2	1					2	2	1		2	7	7	7	5	2	28		
鈴鹿市	11	11	12	12		12	9	13	13	11	10	11	10	5								4	2					5	5	4	6	6	40	36	39	38	17	170		
名張市						5	9	11		7	1	6	3	2								1	1											6	15	14	2	7	44	
尾鷲市																																								
亀山市	6	5	5	3		12		5	5	3	2	2	2	2				1		1													21	7	12	10	3	53		
鳥羽市						8	4	5	6			1	1									1						1		1	2	1	8	6	8	7	1	30		
熊野市						2	2						2	2																				2	2	2	2		8	
いなべ市						15	15	11	18	8	1	2																						16	17	11	18	8	70	
志摩市																																								
伊賀市						10	10	10	9	4	3	5	4	9				8	8	1							2	2	2	2	2	16	17	16	20	4	73			
市計	24	24	24	23		78	66	71	63	38	32	42	36	34				9	15	1	5							7		17	15	16	15	11	156	147	147	142	49	641
木曾岬町			4	3										1																						4	4		8	
東員町		3		2					2															2							3	2	4						9	
菟野町	2	2	2	2		1	2	2	2	2	2	2	2	2										2	2	2					7	8	8	6	2	31				
朝日町																																								
川越町																																								
多気町																																								
明和町						2	2	2	2	2	2	2	2					2		1			1				3	4	3	4		8	8	7	7	2	32			
大台町																																								
玉城町						1												1															2					2		
度会町																																								
大紀町																																								
南伊勢町						6	5		3																						6	5		3		14				
紀北町																																								
御浜町						2	1																								2	1				3				
紀宝町																																								
町計	2	5	6	7		12	10	4	9	4	4	4	4	3				2		2			1				5	6	7	4		25	25	21	24	4	99			
県計	26	29	30	30		90	76	75	72	42	36	46	40	37				11	15	1	7			8				22	21	23	19	11	181	172	168	166	53	740		

# 附 表



(附表1) 消防の概要

区 分		消 防 本 部 等					消 防 団			消 防 ポ ン プ		
		消 防 本 部 数	消 防 署 数	出 張 所 等 数	消 防 吏 員 数	普 通 消 防 車 数	分 団 数	団 員 数	普 通 消 防 車 数	整 備 数	算 定 数	比 率
市町等名												
		(%)										
市	津市	1	4	9	361		73	2,057	22	139	139	100.0
	四日市市	1	3	8	374	8	25	532	23	41	41	100.0
	伊勢市	1	1	6	200	1	22	533	3	53	53	100.0
	松阪市						51	1,251	0	119	183	65.0
	桑名市	1	3	5	255	9	25	647	2	35	35	100.0
	鈴鹿市	1	2	4	209	6	24	464	3	36	36	100.0
	名張市	1	1	2	116	5	9	426	4	60	60	100.0
	尾鷲市						15	191	1	27	27	100.0
	亀山市	1	1	2	85	3	13	391	1	47	47	100.0
	鳥羽市	1	1	1	47	1	9	442	6	44	44	100.0
	熊野市	1	1	3	80	5	12	359	4	47	47	100.0
	いなべ市						14	327	13	29	28	103.6
	志摩市	1	1	5	147	2	30	726	0	73	73	100.0
	伊賀市	1	1	7	172	9	11	1,408	6	118	118	100.0
桑名郡	木曾岬町						5	82	0	5	5	100.0
員弁郡	東員町						4	93	3	8	8	100.0
三重郡	菰野町	1	1		56	1	7	157	10	14	14	100.0
	朝日町						5	60	0	7	7	100.0
	川越町						11	111	0	13	13	100.0
多気郡	多気町						8	322	0	51	53	96.2
	明和町						6	215	0	30	36	83.3
	大台町						10	334	0	34	34	100.0
度会郡	玉城町						4	63	1	6	6	100.0
	度会町						6	165	1	40	40	100.0
	大紀町						11	289	3	31	31	100.0
	南伊勢町						9	569	0	44	44	100.0
北牟婁郡	紀北町						10	385	0	33	33	100.0
南牟婁郡	御浜町						4	124	3	13	13	100.0
	紀宝町						4	163	1	24	24	100.0
消防組合	三重紀北消防組合	1	3	1	109	5						
	松阪地区広域消防組合	1	4	5	294	10						
	志摩広域消防組合											
	紀勢地区広域消防組合	1	1	3	89	4						
合 計		15	28	61	2,594	69	437	12,886	110	1,177	1,248	94.3

※「消防本部等」、「消防団」の項は、令和3年度消防防災震災対策現況調査による。(令和3年4月1日現在)

※「消防ポンプ」、「消防水利」の項は、令和元年度消防施設整備計画実態調査による。(平成31年4月1日現在)

※「令和元年度消防費」の項は、令和元年度地方財政状況調査(令和元年4月1日現在)、「令和2年度消防費」の項は、令和2年度地方財政状況調査(令和2年4月1日現在)による。

※「令和元年度消防費」、「令和2年度消防費」の項中、【消防費に係わる基準財政需要額】は、合併市町村については、単純積算による。

※「消防費歳出決算額」の項の( )書きは、組合分と市町分が重複した合計。

※「人口1人当たりの消防費」及び「1世帯当たりの消防費」は、令和元年度については令和2年1月1日現在の、令和2年度については令和3年1月1日現在の住民基本台帳に基づく合計で割った額。

(附表1) 消防の概要 (続き)

区 分 市町等名		消防水利			令和元年度消防費			
		整備 数	算定 数	比率  (%)	(決消 算防 額費 円) 歳 出	(要る消 額基防 準費 円) に 係 需 わ	(千 円) の 人 口 一 人 当 た り	(消一 防世 費帯 円) 当 り の
市	津市	4,722	5,396	87.5	3,919,595	3,525,724	14.1	30.9
	四日市市	2,948	3,299	89.4	4,277,034	3,464,198	13.7	30.5
	伊勢市	1,000	1,725	58.0	2,101,258	1,617,398	16.7	37.8
	松阪市	1,995	2,250	88.7	3,151,853	2,011,872	19.3	42.7
	桑名市	1,735	2,175	79.8	2,816,223	1,692,227	19.8	47.2
	鈴鹿市	1,852	2,183	84.8	2,435,728	2,039,722	12.2	28.0
	名張市	1,004	1,200	83.7	1,176,881	932,395	15.0	33.9
	尾鷲市	360	411	87.6	488,462	314,116	27.8	52.4
	亀山市	560	950	58.9	909,062	711,531	18.3	42.1
	鳥羽市	443	486	91.2	703,621	320,591	38.0	83.1
	熊野市	208	576	36.1	862,884	342,023	51.7	97.4
	いなべ市	964	1,241	77.7	1,627,264	776,648	35.6	87.7
	志摩市	597	915	65.2	1,341,923	866,001	27.2	58.8
	伊賀市	1,508	2,390	63.1	1,681,617	1,340,344	18.4	41.3
桑名郡	木曾岬町	136	343	39.7	123,164	131,248	19.7	49.0
員弁郡	東員町	376	426	88.3	421,029	390,621	16.2	42.7
三重郡	菰野町	754	798	94.5	730,227	556,947	17.5	43.9
	朝日町	104	98	106.1	223,850	198,634	20.5	54.1
	川越町	272	231	117.7	276,233	254,779	18.1	40.8
多気郡	多気町	172	235	73.2	418,402	298,007	28.8	73.1
	明和町	360	444	81.1	319,991	353,263	13.8	35.0
	大台町	308	453	68.0	418,800	242,307	45.6	100.4
度会郡	玉城町	92	266	34.6	251,062	261,755	16.2	43.2
	度会町	131	343	38.2	180,566	178,273	22.2	59.1
	大紀町	274	391	70.1	1,132,417	233,358	135.7	283.1
	南伊勢町	122	264	46.2	936,409	290,689	75.9	158.6
北牟婁郡	紀北町	491	575	85.4	582,512	335,069	37.1	72.0
南牟婁郡	御浜町	149	399	37.3	357,269	176,472	42.1	85.7
	紀宝町	172	295	58.3	434,361	239,423	39.9	82.7
消防組合	三重紀北消防組合				565,755			
	松阪地区広域消防組合				3,006,418			
	志摩広域消防組合				945,347			
	紀勢地区広域消防組合				752,463			
合 計		23,809	30,758	77.4	34,299,697 (39,569,680)	24,095,635	18.9	42.7

令和2年度消防費				人口 (令和3年1 月1日現在)	世帯数 (令和3年1 月1日現在)
(決消 算防 額費 円歳 出)	(要る消 額基防 準費 千円に 係需 わ)	(り人 の口 消一 防人 費当 た)	(消一 防費 千円 帯 当 り の)		
3,940,181	3,525,724	14.3	31.1	276,072	126,863
4,927,096	3,464,198	15.8	34.7	311,347	141,804
2,309,069	1,617,398	18.6	41.4	124,426	55,827
2,796,365	2,011,872	17.3	37.7	161,998	74,082
3,042,941	1,692,227	21.5	50.7	141,291	60,017
2,787,196	2,039,722	14.0	31.9	199,091	87,462
1,282,108	932,395	16.5	37.1	77,584	34,524
476,277	314,116	27.7	51.4	17,210	9,260
1,049,072	711,531	21.2	48.4	49,564	21,673
1,069,464	320,591	59.3	127.5	18,036	8,391
800,046	342,023	48.8	91.3	16,396	8,764
1,228,480	776,648	27.1	65.6	45,401	18,725
1,429,926	866,001	29.6	62.8	48,370	22,777
1,679,841	1,340,344	18.7	41.4	89,763	40,604
160,708	131,248	25.9	63.6	6,195	2,525
593,731	390,621	22.9	59.5	25,942	9,980
693,314	556,947	16.6	41.3	41,643	16,782
167,804	198,634	15.3	40.0	10,984	4,194
337,123	254,779	22.1	49.2	15,233	6,847
348,237	298,007	24.3	60.7	14,346	5,741
350,782	353,263	15.2	37.9	23,083	9,253
476,142	242,307	53.2	115.0	8,956	4,139
499,384	261,755	32.5	86.0	15,378	5,809
184,245	178,273	23.0	59.8	7,996	3,080
1,068,303	233,358	131.5	270.0	8,121	3,957
614,798	290,689	51.3	105.6	11,985	5,824
1,189,390	335,069	77.9	148.7	15,268	7,997
251,709	176,472	30.1	60.4	8,355	4,165
313,188	239,423	29.2	60.1	10,711	5,211
551,875				0	0
2,596,986				0	0
964,601				0	0
743,863					
36,066,920 (40,924,245)	24,095,635	20.0	44.7	1,800,745	806,277

(附表2) 令和2年 市町別火災発生件数及び火災による損害額

区分 市町		建物火災		林野火災		車両火災		船舶火災		航空機火災	
		件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額	件数	損害額
市	津市	43	118,770	3	25	12	2,482	0	0	0	0
	四日市市	45	269,983	1	0	10	1,946	0	0	0	0
	伊勢市	13	24,620	0	0	4	2,015	0	0	0	0
	松阪市	21	50,840	0	0	6	1,554	1	222	0	0
	桑名市	22	141,556	0	0	3	4,578	0	0	0	0
	鈴鹿市	26	143,111	2	0	6	535	0	0	0	0
	名張市	8	40,729	0	0	1	210	0	0	0	0
	尾鷲市	4	14,471	0	0	0	0	1	3,346	0	0
	亀山市	9	147,813	0	0	5	2,901	0	0	0	0
	鳥羽市	5	15,731	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊野市	1	1	2	98	2	1,750	0	0	0	0
	いなべ市	6	46,561	0	0	2	3,241	0	0	0	0
	志摩市	9	24,876	4	0	1	514	0	0	0	0
	伊賀市	28	53,770	4	52	5	5,767	0	0	0	0
	市計	240	1,092,832	16	175	57	27,493	2	3,568	0	0
町	木曾岬町	4	1,929	0	0	0	0	0	0	0	0
	東員町	2	28,888	0	0	0	0	0	0	0	0
	菰野町	4	28,338	2	0	3	6,269	0	0	0	0
	朝日町	1	408	0	0	0	0	0	0	0	0
	川越町	4	2,211	0	0	1	1,113	0	0	0	0
	多気町	3	22,553	0	0	0	0	0	0	0	0
	明和町	11	70,273	0	0	0	0	0	0	0	0
	大台町	3	56,186	0	0	1	1,065	0	0	0	0
	玉城町	3	10,050	1	0	1	140	0	0	0	0
	度会町	2	1,806	0	0	0	50	0	0	0	0
	大紀町	2	6,549	0	0	1	950	0	0	0	0
	南伊勢町 (旧南勢町)	3	8,904	1	0	0	0	0	0	0	0
	南伊勢町 (旧南島町)	1	608	0	0	0	0	0	0	0	0
	紀北町	3	36,541	1	0	0	110	0	0	0	0
	御浜町	1	607	0	0	0	0	0	0	0	0
	紀宝町	1	23,481	0	0	0	0	0	0	0	0
	町計	48	299,332	5	0	7	9,697	0	0	0	0
県計	288	1,392,164	21	175	64	37,190	2	3,568	0	0	

(単位：千円)

その他(爆発含)		合計		建物焼損		林野焼損	出火率(件/万人) ※人口1万人当たりの 出火件数
件数	損害額	件数	損害額	床面積(m <sup>2</sup> )	表面積(m <sup>2</sup> )	面積(a)	
45	587	103	121,864	1,440	107	4	3.7
26	14,356	82	286,285	909	2,720	2	2.6
6	300	23	26,935	367	10	0	1.8
19	473	47	53,089	946	59	0	2.9
9	248	34	146,382	896	39	0	2.4
20	2,238	54	145,884	793	13	20	2.7
6	12	15	40,951	809	3	0	1.9
2	0	7	17,817	160	22	0	4.0
14	11,409	28	162,123	3,807	274	0	5.6
1	0	6	15,731	103	19	0	3.2
3	356	8	2,205	0	0	16	4.8
10	38	18	49,840	335	23	0	3.9
8	993	22	26,383	563	299	15	4.5
33	2	70	59,591	1,116	12	30	7.7
202	31,012	517	1,155,080	12,244	3,600	87	3.3
14	457	18	2,386	38	0	0	28.8
1	184	3	29,072	317	0	0	1.2
1	706	10	35,313	236	8	2	2.4
1	0	2	408	0	0	0	1.8
1	0	6	3,324	117	11	0	3.9
1	134	4	22,687	328	0	0	2.8
6	1,963	17	72,236	1,211	56	0	7.3
2	56	6	57,307	3,155	0	0	6.5
2	0	7	10,190	157	7	1	4.5
1	0	3	1,856	15	0	0	3.7
2	6	5	7,505	211	0	0	6.0
2	0	6	8,904	142	19	13	8.4
0	0	1	608	73	0	0	1.9
2	0	6	36,651	371	22	8	3.8
2	0	3	607	32	2	0	3.5
0	137	1	23,618	136	109	0	0.9
38	3,643	98	312,672	6,539	234	24	4.3
240	34,655	615	1,467,752	18,783	3,834	111	3.4

(附表3) 令和2年救急活動状況

区分	消防本部	①～⑪合計	①火災	②自然災害	③水難	④交通	⑤労働災害
救急 出動 件数	津市	14,242	7	0	9	934	127
	四日市市	13,603	52	0	7	1,103	131
	伊勢市	7,594	43	1	6	567	42
	桑名市	8,503	56	1	11	565	109
	鈴鹿市	8,626	20	0	2	688	76
	名張市	3,337	3	0	2	165	29
	亀山市	1,915	7	0	2	151	30
	鳥羽市	1,270	1	0	3	61	11
	熊野市	1,863	0	0	3	79	21
	伊賀市	4,305	37	0	0	303	82
	菰野町	1,349	0	0	0	122	22
	三重紀北 消防組合	2,044	3	0	8	91	17
	松阪地区広 域消防組合	13,150	54	2	9	832	96
	志摩広域 消防組合	3,883	5	0	14	151	51
	紀勢地区広 域消防組合	1,630	2	0	2	63	17
合計	87,314	290	4	78	5,875	861	
搬送 件数	津市	12,866	4	0	6	821	122
	四日市市	12,097	7	0	2	946	128
	伊勢市	7,129	3	1	3	500	42
	桑名市	7,861	10	0	1	525	106
	鈴鹿市	7,912	3	0	0	619	75
	名張市	2,988	2	0	0	145	29
	亀山市	1,799	4	0	2	139	29
	鳥羽市	1,198	1	0	3	52	11
	熊野市	1,706	0	0	2	65	20

⑥運動競技	⑦一般負傷	⑧加 害	⑨自損行為	⑩急 病	⑪そ の 他	不 搬 送
26	2,462	47	88	9,185	1,357	1,376
85	1,990	65	128	8,975	1,067	1,506
55	1,143	14	45	5,202	476	465
12	1,359	27	72	5,419	872	642
37	1,295	30	77	5,642	759	714
12	510	11	24	2,293	288	349
5	353	6	23	1,260	78	116
1	258	1	3	868	63	72
9	316	9	10	1,254	162	157
8	698	14	32	2,653	478	543
9	253	1	15	868	59	61
4	300	4	10	1,349	258	117
85	2,080	59	58	8,939	936	574
7	654	8	20	2,595	378	165
5	264	3	6	1,068	200	79
360	13,935	299	611	57,570	7,431	6,936
26	2,212	35	57	8,244	1,339	
82	1,798	42	76	8,052	964	
55	1,102	13	36	4,942	432	
12	1,266	22	40	5,051	828	
35	1,188	24	47	5,201	720	
12	453	11	17	2,044	275	
5	339	3	16	1,187	75	
1	237	1	2	828	62	
9	284	6	8	1,150	162	

区分	消 防 本 部	①～⑪合計	①火 災	②自然災害	③水 難	④交 通	⑤労働災害
搬 送 件 数	伊 賀 市	3,762	5	0	0	261	77
	菰 野 町	1,288	0	0	0	118	22
	三 重 紀 北 消 防 組 合	1,927	3	0	5	78	16
	松 阪 地 区 広 域 消 防 組 合	12,576	13	2	4	770	94
	志 摩 広 域 消 防 組 合	3,718	2	0	10	143	50
	紀 勢 地 区 広 域 消 防 組 合	1,551	1	0	1	56	15
	合 計	80,378	58	3	39	5,238	836
搬 送 人 員	津 市	12,953	4	0	6	894	122
	四 日 市 市	12,189	7	0	2	1,027	128
	伊 勢 市	7,176	3	1	3	541	42
	桑 名 市	7,942	12	0	1	586	108
	鈴 鹿 市	7,978	3	0	0	682	75
	名 張 市	3,007	2	0	0	160	29
	亀 山 市	1,829	4	0	2	165	29
	鳥 羽 市	1,211	1	0	3	60	11
	熊 野 市	1,714	0	0	2	72	20
	伊 賀 市	3,795	5	0	0	290	77
	菰 野 町	1,311	0	0	0	140	22
	三 重 紀 北 消 防 組 合	1,934	3	0	5	83	17
	松 阪 地 区 広 域 消 防 組 合	12,691	14	2	4	868	94
	志 摩 広 域 消 防 組 合	3,732	2	0	10	153	50
	紀 勢 地 区 広 域 消 防 組 合	1,559	1	0	1	62	15
合 計	81,021	61	3	39	5,783	839	

⑥運動競技	⑦一般負傷	⑧加 害	⑨自損行為	⑩急 病	⑪そ の 他	不 搬 送
7	603	6	21	2,315	467	
9	243	0	12	825	59	
4	294	4	6	1,266	251	
84	2,025	47	34	8,589	914	
7	634	8	12	2,479	373	
5	255	3	2	1,018	195	
353	12,933	225	386	53,191	7,116	
26	2,216	35	57	8,253	1,340	
85	1,800	42	76	8,057	965	
55	1,103	14	36	4,946	432	
12	1,272	25	40	5,058	828	
35	1,187	24	47	5,205	720	
12	453	11	17	2,048	275	
5	340	3	16	1,190	75	
1	240	1	2	830	62	
9	284	7	8	1,150	162	
7	606	6	21	2,316	467	
9	243	0	12	826	59	
4	295	4	6	1,266	251	
85	2,029	49	34	8,598	914	
7	635	8	12	2,482	373	
5	255	3	2	1,020	195	
357	12,958	232	386	53,245	7,118	

(附表4) 令和2年事故種別救助出動件数及び救助活動件数

消防本部	救助種別 件数区分	火災		交通事故	水難事故
		建物	建物以外		
津市	出動件数	0	0	66	7
	活動件数	0	0	36	5
四日市市	出動件数	1	0	50	7
	活動件数	1	0	28	5
伊勢市	出動件数	3	0	40	4
	活動件数	3	0	13	3
桑名市	出動件数	0	0	38	16
	活動件数	0	0	27	14
鈴鹿市	出動件数	0	0	24	4
	活動件数	0	0	13	3
名張市	出動件数	1	0	19	3
	活動件数	1	0	11	3
亀山市	出動件数	0	0	12	3
	活動件数	0	0	5	3
鳥羽市	出動件数	0	0	5	1
	活動件数	0	0	4	1
熊野市	出動件数	0	0	7	5
	活動件数	0	0	3	4
志摩市	出動件数	0	0	10	6
	活動件数	0	0	7	3
伊賀市	出動件数	0	0	29	2
	活動件数	0	0	22	2
菰野町	出動件数	0	0	13	0
	活動件数	0	0	7	0
三重紀北 消防組合	出動件数	0	0	18	5
	活動件数	0	0	7	2
松阪地区 広域消防組合	出動件数	4	0	57	9
	活動件数	4	0	27	8
紀勢地区 広域消防組合	出動件数	0	0	7	3
	活動件数	0	0	2	3
出動件数合計		9	0	395	75
活動件数合計		9	0	212	59

※救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数です。

※救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数です。

※火災時の救助出動件数は、出動し実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上しています。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっています。

風水害等 自然事故	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他 の事故	合計
0	1	49	1	0	25	149
0	0	33	0	0	11	85
0	0	52	2	0	18	130
0	0	46	2	0	8	90
0	0	15	0	0	8	70
0	0	12	0	0	6	37
1	1	10	0	0	25	91
1	1	7	0	0	21	71
0	3	11	0	0	17	59
0	3	11	0	0	15	45
0	0	12	0	0	16	51
0	0	10	0	0	14	39
0	0	0	0	0	8	23
0	0	0	0	0	6	14
0	1	0	0	0	4	11
0	1	0	0	0	4	10
0	0	0	0	0	6	18
0	0	0	0	0	4	11
0	1	2	0	0	3	22
0	0	2	0	0	2	14
0	3	2	0	0	10	46
0	3	1	0	0	10	38
0	1	0	0	0	22	36
0	1	0	0	0	17	25
0	0	0	0	0	5	28
0	0	0	0	0	5	14
0	4	18	0	0	31	123
0	2	15	0	0	14	70
0	0	0	0	0	11	21
0	0	0	0	0	7	12
1	15	171	3	0	209	878
1	11	137	2	0	144	575

(附表5) 階級別消防職員及び消防団員数

団体名		消防職員											
		合計	消防吏員										その他職員
			消防総監	消防司監	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
市	津市	361 (14)			1	10	22	37 (1)	106 (2)	108 (6)		77 (5)	2
	四日市市	374 (18)			1	7	16	51 (1)	87 (5)	127 (7)		85 (5)	
	伊勢市	200 (8)			1	2	11	26	13	83 (3)	3 (1)	61 (4)	2
	松阪市												
	桑名市	255 (6)			1	5	14	37	72 (2)	81 (4)	2	43	4 (1)
	鈴鹿市	209 (5)			1	7	10	35	60	54 (1)		42 (4)	14
	名張市	116 (3)				1	2	29	38	18		28 (3)	1
	尾鷲市												
	亀山市	85 (2)					1	20	20	18	5	21 (2)	
	鳥羽市	47 (1)					1	7	11	11	7	10 (1)	1
	熊野市	80					1	9	28	26	5	11	
	いなべ市												
	志摩市	147 (3)				1	7	13	36	42		48 (3)	1
伊賀市	172 (5)				1	9	29	57	41 (1)	2	33 (4)	5 (2)	
桑名郡	木曾岬町												
員弁郡	東員町												
三重郡	菟野町	56					1	9	17	10	5	14	
	朝日町												
	川越町												
多気郡	多気町												
	明和町												
	大台町												
度会郡	玉城町												
	度会町												
	大紀町												
	南伊勢町												
北牟婁郡	紀北町												
南牟婁郡	御浜町												
	紀宝町												
消防組合	三重紀北消防組合	109 (1)				1	7	11	26	24	6	34 (1)	
	松阪地区広域消防組合	294 (7)			1	3	12	36	64 (1)	79 (2)	17	82 (4)	2 (1)
	紀勢地区広域消防組合	89					1	11	23	32		22	
合計		2,594 (73)			6	38	115	360 (2)	658 (10)	754 (24)	52 (1)	611 (36)	32 (4)

( ) 内は女性消防職員又は女性消防団員であり、内数である。

(令和3年4月1日現在)

消防団員									
合計	非常勤消防団員							定数	兼務者 消防団員
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員		
2,057 (156)	1	37	73 (8)	73 (8)	163 (11)	349 (11)	1,361 (118)	2,287	
532 (37)	1	4	25 (1)	25 (1)	50 (1)	98 (6)	329 (28)	620	
533 (21)	1	8 (1)	23 (1)	48 (1)	48 (1)	48 (1)	357 (16)	559	533
1,251 (55)	1	18	51 (5)	50 (5)	69 (5)	146 (7)	916 (33)	1,420	1,251
647 (10)	1	12	29 (1)	33 (1)	37 (1)	86 (2)	449 (5)	776	647
464 (19)	1	6	24 (1)	24 (1)	24 (1)	70 (1)	315 (15)	475	444
426 (19)	1	2	9	9	25 (1)	65 (2)	315 (16)	500	426
191 (14)	1	3	14 (1)	13 (1)	17 (1)	28 (4)	115 (7)	260	191
391 (14)	1	6	13 (1)	26 (2)	44 (2)	46 (2)	255 (7)	415	391
442 (17)	1	5	13	10	28 (1)	84 (6)	301 (10)	510	442
359 (14)	1	2	12	11	36 (1)	73 (2)	224 (11)	500	359
327 (8)	1	4	18	14	14	34	242 (8)	327	327
726 (13)	1	9	29	42	62	95 (1)	488 (12)	800	726
1,408 (19)	1	3	11 (1)	24	36 (1)	132 (1)	1,201 (16)	1,450	1,389
82	1	1	5	5		25	45	82	82
93 (6)	1	1	4	4		10 (1)	73 (5)	98	93
157 (1)	1	2	7	10		10	127 (1)	168	157
60	1	2	5	6			46	62	60
111	1	2	11	11		11	75	118	111
322 (22)	1	3	8 (1)	16 (2)		27	267 (19)	330	322
215 (7)	1	3	6 (1)	6 (1)	29 (1)	29 (1)	141 (3)	225	215
334 (23)	1	3	10 (1)	10 (1)		34	276 (21)	405	334
63 (5)	1	1	4			6 (1)	51 (4)	70	63
165	1	1	5	5	1	35	117	165	165
289	1	5	11	11	23	55	183	320	289
569 (15)	1	3	9	9	28	72 (1)	447 (14)	610	
385 (22)	1	4	10 (2)	10 (2)	35 (2)	69 (4)	256 (12)	420	385
124	1	1	4	4	5	8	101	150	124
163 (5)	1	2	4	4	15	23 (1)	114 (4)	185	163
12,886 (522)	29	153 (1)	447 (25)	513 (26)	789 (30)	1,768 (55)	9,187 (385)	14,307	9,689

(附表6) 消防ポンプ等現有状況

区分 市町等名		消 防 本 部 ・ 署 現 有										
		普通消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	水槽付消防 ポンプ 自動車 (B-1以上)	はしご付消防 (ポンプ) 自動車				屈折はしご付 自動車	大型 高所放水 車	泡 原液搬 送車	化学 消防自 動車	救 急自 動車
				18m 以下	24m	30m	38m 以上					
市	津市		19			1	1				2	15
	四日市市	8	9			1	1	1	1	2	2	14
	伊勢市	1	8			1					1	9
	松阪市											
	桑名市	9	6			1		1			3	10
	鈴鹿市	6	7			1		1			1	9
	名張市	5	2			1					1	6
	尾鷲市											
	亀山市	3	1			1					1	4
	鳥羽市	1	1			1					1	3
	熊野市	5	1									5
	いなべ市											
	志摩市	2	6									8
	伊賀市	9	3			1					1	9
桑名郡	木曾岬町											
員弁郡	東員町											
三重郡	菰野町	1	1			1						3
	朝日町											
	川越町											
多気郡	多気町											
	明和町											
	大台町											
度会郡	玉城町											
	度会町											
	大紀町											
	南伊勢町											
北牟婁郡	紀北町											
南牟婁郡	御浜町											
	紀宝町											
消防 組合	三重紀北 消防組合	5	3						1	1	2	7
	松阪地区広 域消防組合	10	4				1				1	14
	紀勢地区広 域消防組合	4	3									5
合 計		69	74			10	3	3	2	3	16	121

※令和3年度消防防災・震災対策現況調査による。

※はしご付消防（ポンプ）自動車、屈折はしご付消防（ポンプ）自動車には、ポンプ付でない車両を含む。

(令和3年4月1日現在)

指揮車	消防艇	救助工作車	消防団現有									
			小型動力ポンプ			普通消防ポンプ自動車(B-1以上)	水槽付消防ポンプ自動車(B-1以上)	化学消防自動車	小型動力ポンプ			
			積載車	車両不積載	手引動力ポンプ				積載車	車両不積載	手引動力ポンプ	
2		2				21				87		
1		3				23	1					
1		1				3	1			46	1	
										100	10	
2		2	3			2				24	2	
1		1	2	8		3				22		
2		1				4				31		18
						1				16	2	
1		1		4		1				33	1	9
1		1				6				23	9	
1						4				23	13	2
						13	3			9	1	
1		1	6							61	3	
1		1		13		6				110		
										5		
						3	2			1		
1		1				10				2		
							1			5	1	
							1			12	1	
										31		
										8	20	
										35	4	
						1	1			3	3	
						1				1	38	
						3				32	11	9
										44	21	
										27		2
						3				7		
						1	1			11	8	
1		1		4								
1		2	11									
		1										
17		19	22	29		109	11			809	149	40

(附表7) 消防水利等現有狀況

区分 市町等名		合計	消 火 栓			防 火 水 槽						
						小 計					公	
			防 火 水 槽				井戸	防 火				
			小計	公設	私設	100m <sup>3</sup> 以上		60～ 100m <sup>3</sup> 未満	40～ 60m <sup>3</sup> 未満	20～ 40m <sup>3</sup> 未満	100m <sup>3</sup> 以上	60～ 100m <sup>3</sup> 未満
市	津市	9,244	7,859	7,525	334	43	118	860	269		11	81
	四日市市	6,673	5,917	5,917		48	58	366	71	48	45	51
	伊勢市	1,861	1,026	1,026		17	6	415	66	291	15	5
	松阪市	5,491	4,692	4,665	27	26	43	558	124		13	24
	桑名市	4,227	3,303	3,300	3	4	28	427	48		4	28
	鈴鹿市	3,108	2,642	2,642		21	11	311	90		21	11
	名張市	1,877	1,312	1,312		6	27	501	31		1	16
	尾鷲市	705	626	617	9	10	1	17		19	10	1
	亀山市	1,268	612	612		17	22	490	127		7	6
	鳥羽市	561	441	433	8	3	9	86	19		1	6
	熊野市	415	246	243	3			70	25			
	いなべ市	2,565	1,995	1,995		2	3	498	42		2	3
	志摩市	1,394	1,155	1,146	9	3	4	124	78		3	4
	伊賀市	2,265	1,153	1,153		8	42	881	163		8	42
桑名郡	木曾岬町	236	117	117				33	1			
員弁郡	東員町	1,127	919	919		3	4	86	9		3	4
三重郡	菰野町	1,832	1,438	1,436	2	12	3	52	57		9	3
	朝日町	264	221	221				30	7			
	川越町	574	542	542			2	23		3		2
多気郡	多気町	1,035	832	832		9	4	68	116		6	4
	明和町	1,211	777	770	7		3	128	34	238		1
	大台町	422	116	116				238	47			
度会郡	玉城町	314	162	162		4	6	86	50		2	3
	南伊勢町	506	407	407		1	1	91	4		1	1
	度会町	968	693	693		3	2	109	56	4	1	2
	大紀町	610	475	475			1	63	10	6		1
北牟婁郡	紀北町	1,046	845	841	4		6	56	25	82		6
南牟婁郡	御浜町	601	491	491		1		31	36	1	1	
	紀宝町	461	359	359			4	34	57			4
合 計		52,861	41,373	40,967	406	241	408	6,732	1,662	692	164	309

(令和3年4月1日現在)

及 び 井 戸								そ の 他					
設			私 設					小 計	河 川 ・ 溝 等	海 ・ 湖	プ ー ル	壕 ・ 池 等	そ の 他
水 槽		井戸	防 火 水 槽				井戸						
40～ 60m <sup>3</sup> 未満	20～ 40m <sup>3</sup> 未満		100m <sup>3</sup> 以上	60～ 100m <sup>3</sup> 未満	40～ 60m <sup>3</sup> 未満	20～ 40m <sup>3</sup> 未満							
730	196		32	37	130	73		95			95		
266	37	48	3	7	100	34		165	70	18	63	14	
407	66	291	2	1	8			40			27		13
460	111		13	19	98	13		48			39		9
324	48				103			417	343		43	31	
311	90							33	14			4	15
376	20		5	11	125	11							
17		19						32	16		16		
298	93		10	16	192	34							
66	13		2	3	20	6		3			3		
62	21				8	4		74	43	14	13	2	2
498	42							25			20	3	2
124	78							30	7	12	6	3	2
813	163				68			18	10		8		
33	1							85	12		2		71
86	9							106	100		6		
24	48		3		28	9		270	218		9	43	
30	6					1		6			3	3	
23		3						4			4		
46	116		3		22			6			6		
71	32	236		2	57	2	2	31	16	15			
238	47							21			20		1
42	47		2	3	44	3		6	1		5		
91	4							2			2		
107	56	2	2		2		2	101	72	20	9		
63	10	6						55	10	39	4	2	
52	24	82			4	1		32		22	9	1	
29	34	1			2	2		41	19		4	18	
34	55					2		7			7		
5,721	1,467	688	77	99	1,011	195	4	1,753	951	140	423	124	115

(附表8) 非常勤消防団員の報酬及び出動手当

区分 市町名		報 酬 年 額				
		団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長
津 市		143,500	89,000	57,500	40,000	31,000
四 日 市 市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
伊 勢 市		84,500	71,000	52,500	47,500	39,000
松 阪 市		120,000	70,000	50,000	35,000	32,000
桑 名 市		180,000	160,000	75,000	57,000	40,000
鈴 鹿 市		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000
名 張 市		90,500	73,000	48,500	38,500	31,000
尾 鷲 市		83,000	58,000	34,000	21,000	17,000
亀 山 市		145,000	113,000	82,000	45,500	45,000
鳥 羽 市		82,500	63,000	51,000	37,500	30,000
熊 野 市		88,000	70,000	52,000	39,000	28,000
い な べ 市		200,000	170,000	115,550	85,000	70,000
志 摩 市		250,000	150,000	79,000	45,000	37,000
伊 賀 市		90,000	70,000	50,000	38,000	28,000
桑 名 郡	木 曾 岬 町	120,000	85,000	70,000	50,000	
員 弁 郡	東 員 町	170,000	135,000	110,000	85,000	
三 重 郡	菰 野 町	186,000	128,000	105,000	87,000	
	朝 日 町	130,000	90,000	75,000	59,000	
	川 越 町	130,000	90,000	75,000	59,000	
多 気 郡	多 気 町	85,000	60,000	45,000	38,000	
	明 和 町	87,000	63,000	50,000	33,000	25,000
	大 台 町	85,000	60,000	45,000	35,000	
度 会 郡	玉 城 町	112,000	87,000	62,000		
	度 会 町	120,000	87,000	63,000	51,000	36,000
	大 紀 町	120,000	80,000	50,000	45,000	33,000
	南 伊 勢 町	150,000	90,000	68,000	48,000	41,000
北 牟 婁 郡	紀 北 町	83,000	58,000	33,000	21,000	17,000
南 牟 婁 郡	御 浜 町	87,000	62,000	52,000	39,000	29,000
	紀 宝 町	87,000	62,000	52,000	39,000	29,000
平 均 値		119,793	87,310	62,174	46,750	33,905
中 央 値		112,000	73,000	52,000	45,000	32,000

※令和3年度消防防災・震災対策現況調査による。

※平均値・中央値は、報酬・手当を定めている団体の平均値・中央値である。

(令和3年4月1日現在)

(単位：円)

		1 回 当 た り 出 動 手 当				
班 長	団 員	火 災	風 水 害 等	警 戒	訓 練	そ の 他
29,000	28,000	7,200	7,200	3,600	3,600	1,800
37,000	36,500	10,000	10,000	4,000	4,000	2,500
39,000	38,000	6,000	6,000	5,000	5,000	4,000
31,000	30,000	4,000	4,000	3,500	3,500	3,500
40,000	33,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
37,000	36,500	5,500	5,500	5,000	5,000	5,000
30,500	28,500	4,000	4,000	4,000	3,300	3,300
14,000	12,000	4,600	4,600	3,700	3,700	3,700
41,000	36,500	5,000	5,000	4,000	4,000	3,000
27,000	25,500	5,000	5,000	3,000	3,000	2,000
27,000	20,000	5,000	5,000	4,500	4,500	4,500
60,000	40,000	2,500	5,000		2,500	
35,000	31,000	3,000	3,000	5,000	5,000	2,000
24,000	15,000	4,000	4,000	1,000	1,000	2,000
40,000	40,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
60,000	40,000	5,000	5,000	3,000	3,000	
76,000	70,000	5,000	5,000	1,000	2,000	700
	45,000	4,000	4,000	3,000	3,000	3,000
50,000	45,000	4,000	4,000	3,000	3,000	3,000
28,000	18,000	3,000	3,000	2,000	2,000	1,000
21,000	16,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
30,000	20,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
43,500	31,000	5,000	5,000	3,100	3,100	
36,000	30,000	3,000	3,000	2,800	3,500	4,000
29,000	20,000	1,000	5,000	5,000	5,000	
33,000	27,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
14,000	11,000	4,600	4,600	4,100	4,100	4,100
27,000	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
27,000	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
35,214	29,776	4,445	4,669	3,636	3,631	3,138
32,000	30,000	4,600	5,000	3,850	3,600	3,150

(附表9) 無線通信施設及び火災通報施設等の現況

		消防及び救急業務用無線局					救急指令装置		
		固定局及び基地局			移動局		小計 (a)+(b)	用救急指令専 (a)	置消 と防 併用 指令装 令装 (b)
		固定局	基地局	携帯基地局	陸上移動局	携帯局			
市	津市		5		315				
	四日市市		1		306				
	伊勢市		2		209				
	松阪市								
	桑名市		2		184				
	鈴鹿市		3		147				
	名張市		1		105				
	尾鷲市								
	亀山市	11	4		45				
	鳥羽市		2		16	10			
	熊野市		3		56				
	いなべ市								
	志摩市		2		67				
伊賀市		2		157		8	8		
町	木曾岬町								
	東員町								
	菰野町		2		68				
	朝日町								
	川越町								
	多気町								
	明和町								
	大台町								
	玉城町								
	南伊勢町								
	度会町								
	大紀町								
	紀北町								
御浜町									
紀宝町									
消防組合	三重紀北合 消防組		5		128		1	1	
	松阪地区広域 消防組合	2	3		195		8	8	
	紀勢地区広域 消防組合		3		37				
	合計	13	40		2,035	10	17	17	

※令和3年度消防防災・震災対策現況調査による。



(附表10)主な事故種別区分による月別出動件数

【令和2年】

		1月		2月		3月		4月		5月		6月	
		件数	月内の構成比	件数	月内の構成比								
三重県	急病	5,862	67.9%	4,709	64.5%	4,494	65.3%	4,204	67.2%	4,229	65.8%	4,334	64.8%
	年間構成比	10.2%		8.2%		7.8%		7.3%		7.3%		7.5%	
	交通事故	514	5.9%	508	7.0%	518	7.5%	398	6.4%	426	6.6%	515	7.7%
	年間構成比	8.7%		8.6%		8.8%		6.8%		7.3%		8.8%	
	一般負傷	1,335	15.5%	1,179	16.2%	1,051	15.3%	976	15.6%	1,053	16.4%	1,032	15.4%
	年間構成比	9.6%		8.5%		7.5%		7.0%		7.6%		7.4%	
	その他	928	10.7%	903	12.4%	817	11.9%	680	10.9%	721	11.2%	804	12.0%
	年間構成比	9.3%		9.1%		8.2%		6.8%		7.3%		8.1%	
	(うち転院搬送)	694	8.0%	666	9.1%	602	8.8%	508	8.1%	521	8.1%	566	8.5%
	年間構成比	9.7%		9.3%		8.4%		7.1%		7.3%		7.9%	
合計	8,639	100.0%	7,299	100.0%	6,880	100.0%	6,258	100.0%	6,429	100.0%	6,685	100.0%	
年間構成比	9.9%		8.4%		7.9%		7.2%		7.4%		7.7%		
全国	急病	388,430	66.7%	327,089	65.1%	311,485	65.1%	277,227	66.4%	281,674	65.8%	292,315	64.6%
	年間構成比	10.1%		8.5%		8.1%		7.2%		7.3%		7.6%	
	交通事故	31,746	5.5%	31,110	6.2%	30,116	6.3%	22,816	5.5%	24,388	5.7%	29,643	6.6%
	年間構成比	8.7%		8.5%		8.2%		6.2%		6.7%		8.1%	
	一般負傷	90,646	15.6%	80,316	16.0%	75,697	15.8%	65,171	15.6%	68,654	16.0%	71,370	15.8%
	年間構成比	9.5%		8.4%		8.0%		6.8%		7.2%		7.5%	
	その他	71,446	12.3%	64,212	12.8%	61,398	12.8%	52,611	12.6%	53,506	12.5%	59,431	13.1%
	年間構成比	9.3%		8.4%		8.0%		6.9%		7.0%		7.8%	
	(うち転院搬送)	48,909	8.4%	42,884	8.5%	40,898	8.5%	35,179	8.4%	35,003	8.2%	37,817	8.4%
	年間構成比	10.0%		8.7%		8.3%		7.2%		7.1%		7.7%	
合計	582,268	100.0%	502,727	100.0%	478,696	100.0%	417,825	100.0%	428,222	100.0%	452,759	100.0%	
年間構成比	9.8%		8.5%		8.1%		7.0%		7.2%		7.6%		

【令和元年】

		1月		2月		3月		4月		5月		6月	
		件数	月内の構成比	件数	月内の構成比								
三重県	急病	6,792	68.8%	4,860	65.7%	5,084	64.4%	5,117	64.9%	5,421	66.4%	5,032	65.8%
	年間構成比	10.4%		7.5%		7.8%		7.8%		8.3%		7.7%	
	交通事故	542	5.5%	508	6.9%	637	8.1%	640	8.1%	593	7.3%	605	7.9%
	年間構成比	7.6%		7.2%		9.0%		9.0%		8.4%		8.5%	
	一般負傷	1,435	14.5%	1,100	14.9%	1,177	14.9%	1,178	14.9%	1,190	14.6%	1,105	14.5%
	年間構成比	9.6%		7.3%		7.8%		7.8%		7.9%		7.4%	
	その他	1,109	11.2%	930	12.6%	1,001	12.7%	949	12.0%	956	11.7%	905	11.8%
	年間構成比	9.5%		8.0%		8.6%		8.2%		8.2%		7.8%	
	(うち転院搬送)	830	8.4%	703	9.5%	748	9.5%	690	8.8%	696	8.5%	613	8.0%
	年間構成比	10.0%		8.5%		9.0%		8.3%		8.4%		7.4%	
合計	9,878	100.0%	7,398	100.0%	7,899	100.0%	7,884	100.0%	8,160	100.0%	7,647	100.0%	
年間構成比	10.0%		7.5%		8.0%		8.0%		8.2%		7.7%		
全国	急病	441,944	75.9%	334,188	66.5%	341,537	71.4%	333,827	79.9%	346,567	80.9%	332,745	73.5%
	年間構成比	10.2%		7.7%		7.9%		7.7%		8.0%		7.7%	
	交通事故	33,804	5.8%	30,339	6.0%	36,713	7.7%	37,486	9.0%	35,481	8.3%	33,709	7.5%
	年間構成比	7.8%		7.0%		8.5%		8.7%		8.2%		7.8%	
	一般負傷	92,923	16.0%	76,392	15.2%	81,695	17.1%	80,660	19.3%	79,570	18.6%	75,080	16.6%
	年間構成比	9.2%		7.5%		8.1%		8.0%		7.9%		7.4%	
	その他	75,109	12.9%	65,767	13.1%	70,380	14.7%	70,318	16.8%	70,358	16.4%	68,490	15.1%
	年間構成比	8.8%		7.7%		8.2%		8.2%		8.2%		8.0%	
	(うち転院搬送)	51,877	8.9%	44,127	8.8%	46,415	9.7%	46,045	11.0%	44,641	10.4%	43,209	9.5%
	年間構成比	9.4%		8.0%		8.4%		8.3%		8.1%		7.8%	
合計	643,780	110.6%	506,686	100.8%	530,325	110.8%	522,291	125.0%	531,976	124.2%	510,024	112.7%	
年間構成比	9.7%		7.6%		8.0%		7.9%		8.0%		7.7%		

7月		8月		9月		10月		11月		12月		年計	
件数	月内の構成比	件数	月内の平均構成比										
4,730	66.3%	6,047	69.8%	4,770	66.0%	4,751	63.7%	4,597	64.1%	4,843	64.9%	57,570	65.9%
8.2%		10.5%		8.3%		8.3%		8.0%		8.4%		100.0%	
471	6.6%	473	5.5%	449	6.2%	519	7.0%	517	7.2%	567	7.6%	5,875	6.7%
8.0%		8.1%		7.6%		8.8%		8.8%		9.7%		100.0%	
1,103	15.5%	1,240	14.3%	1,164	16.1%	1,330	17.8%	1,234	17.2%	1,238	16.6%	13,935	16.0%
7.9%		8.9%		8.4%		9.5%		8.9%		8.9%		100.0%	
825	11.6%	907	10.5%	848	11.7%	858	11.5%	826	11.5%	817	10.9%	9,934	11.4%
8.3%		9.1%		8.5%		8.6%		8.3%		8.2%		100.0%	
587	8.2%	584	6.7%	603	8.3%	606	8.1%	599	8.3%	596	8.0%	7,132	8.2%
8.2%		8.2%		8.5%		8.5%		8.4%		8.4%		100.0%	
7,129	100.0%	8,667	100.0%	7,231	100.0%	7,458	100.0%	7,174	100.0%	7,465	100.0%	87,314	100.0%
8.2%		9.9%		8.3%		8.5%		8.2%		8.5%		100.0%	
315,304	64.8%	381,277	67.1%	316,992	64.5%	316,103	62.6%	306,268	63.0%	336,333	63.1%	3,850,497	64.9%
8.2%		9.9%		8.2%		8.2%		8.0%		8.7%		100.0%	
30,509	6.3%	32,013	5.6%	31,114	6.3%	34,239	6.8%	33,388	6.9%	35,173	6.6%	366,255	6.2%
8.3%		8.7%		8.5%		9.3%		9.1%		9.6%		100.0%	
76,706	15.8%	84,445	14.9%	78,034	15.9%	86,654	17.2%	82,454	17.0%	91,981	17.3%	952,128	16.1%
8.1%		8.9%		8.2%		9.1%		8.7%		9.7%		100.0%	
63,894	13.1%	70,518	12.4%	65,212	13.3%	67,927	13.5%	64,452	13.3%	69,790	13.1%	764,397	12.9%
8.4%		9.2%		8.5%		8.9%		8.4%		9.1%		100.0%	
39,503	8.1%	40,455	7.1%	40,182	8.2%	43,171	8.6%	41,206	8.5%	45,690	8.6%	490,897	8.3%
8.0%		8.2%		8.2%		8.8%		8.4%		9.3%		100.0%	
486,413	100.0%	568,253	100.0%	491,352	100.0%	504,923	100.0%	486,562	100.0%	533,277	100.0%	5,933,277	100.0%
8.2%		9.6%		8.3%		8.5%		8.2%		9.0%		100.0%	

7月		8月		9月		10月		11月		12月		年計	
件数	月内の構成比	件数	月内の平均構成比										
5,643	66.5%	6,391	67.9%	5,116	65.3%	5,001	64.5%	5,084	63.8%	5,646	65.7%	65,187	74.7%
8.7%		9.8%		7.8%		7.7%		7.8%		8.7%		100.0%	
573	6.8%	607	6.4%	578	7.4%	581	7.5%	647	8.1%	581	6.8%	7,092	8.1%
8.1%		8.6%		8.2%		8.2%		9.1%		8.2%		100.0%	
1,253	14.8%	1,422	15.1%	1,195	15.2%	1,261	16.3%	1,312	16.5%	1,392	16.2%	15,020	17.2%
8.3%		9.5%		8.0%		8.4%		8.7%		9.3%		100.0%	
1,016	12.0%	999	10.6%	949	12.1%	915	11.8%	920	11.6%	971	11.3%	11,620	13.3%
8.7%		8.6%		8.2%		7.9%		7.9%		8.4%		100.0%	
697	8.2%	653	6.9%	639	8.2%	664	8.6%	650	8.2%	705	8.2%	8,288	9.5%
8.4%		7.9%		7.7%		8.0%		7.8%		8.5%		100.0%	
8,485	100.0%	9,419	100.0%	7,838	100.0%	7,758	100.0%	7,963	100.0%	8,590	100.0%	98,919	113.3%
8.6%		9.5%		7.9%		7.8%		8.1%		8.7%		100.0%	
371,334	76.3%	414,684	73.0%	349,557	71.1%	341,597	67.7%	340,079	69.9%	387,628	72.7%	4,335,687	73.1%
8.6%		9.6%		8.1%		7.9%		7.8%		8.9%		100.0%	
36,280	7.5%	37,424	6.6%	36,362	7.4%	37,646	7.5%	38,459	7.9%	38,789	7.3%	432,492	7.3%
8.4%		8.7%		8.4%		8.7%		8.9%		9.0%		100.0%	
81,551	16.8%	90,371	15.9%	82,446	16.8%	87,188	17.3%	87,901	18.1%	97,658	18.3%	1,013,435	17.1%
8.0%		8.9%		8.1%		8.6%		8.7%		9.6%		100.0%	
74,006	15.2%	76,780	13.5%	71,839	14.6%	70,906	14.0%	69,745	14.3%	74,455	14.0%	858,153	14.5%
8.6%		8.9%		8.4%		8.3%		8.1%		8.7%		100.0%	
46,199	9.5%	45,872	8.1%	43,581	8.9%	45,041	8.9%	45,644	9.4%	49,524	9.3%	552,175	9.3%
8.4%		8.3%		7.9%		8.2%		8.3%		9.0%		100.0%	
563,171	115.8%	619,259	109.0%	540,204	109.9%	537,337	106.4%	536,184	110.2%	598,530	112.2%	6,639,767	111.9%
8.5%		9.3%		8.1%		8.1%		8.1%		9.0%		100.0%	

(附表11) 消防本部別防火対象物数

(令和3年3月31日現在)

防火対象物の区分		消防本部名		津市	四日市市	伊勢市	桑名市	鈴鹿市	亀山市	鳥羽市
1項	イ	劇場等		18	20	20	6	5		2
	ロ	公会堂等		239	192	139	149	119	61	22
2項	イ	キャバレー等		5		1	2	1		1
	ロ	遊技場等		28	21	17	21	19	2	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カラオケボックス等		10	11	3	4	5	1	
3項	イ	料理店等		8	4	1	9	3	1	1
	ロ	飲食店		267	337	139	165	154	30	32
4項		百貨店等		442	545	273	295	417	74	29
5項	イ	旅館等		58	48	96	31	42	17	157
	ロ	共同住宅等		2,976	3,687	748	1,548	2,216	373	137
6項	イ	病院等		219	223	113	126	153	39	10
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等		156	148	54	121	55	32	12
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等		262	239	138	165	154	43	18
	ニ	幼稚園等		55	61	16	22	27	8	1
7項		学校		519	426	200	225	159	68	48
8項		図書館等		14	10	17	10	8	6	8
9項	イ	特殊浴場		2	4	1	3			
	ロ	一般浴場		5	4	6	2	2		7
10項		停車場		10	10	10	8	3	2	2
11項		神社・寺院等		188	206	67	140	20	20	37
12項	イ	工場等		1,344	2,327	625	1,450	503	515	73
	ロ	テレビスタジオ等					1	2		
13項	イ	駐車場等		130	153	28	72	7	27	5
	ロ	航空機格納庫等		3		6	1			
14項		倉庫		948	1,796	425	779	518	305	31
15項		事務所等		1,545	1,868	498	945	506	295	83
16項	イ	特定複合用途防火対象物		856	749	366	348	717	156	88
	ロ	一般複合用途防火対象物		414	319	104	200	104	99	29
(16の2)項		地下街								
(16の3)項		準地下街								
17項		文化財		13	5	4	6		11	4
18項		アーケード		3	19	2	2		1	
19項		指定の山林								
合 計				10,737	13,432	4,117	6,856	5,919	2,186	837

熊野市	伊賀市	菰野町	名張市	三重紀北 消防組合	松阪地区広域 消防組合	志摩広域 消防組合	紀勢地区広域 消防組合	合 計
2	1		5	2	24	5		110
68	147	37	89	74	204	72	67	1,679
				2	2		1	15
1	7	4	8	4	19	12	1	164
2		1	2	2	6			47
	13		1	2	16			59
16	67	37	63	23	185	39	5	1,559
47	137	64	133	49	361	105	26	2,997
35	37	38	20	44	50	236	24	933
153	537	270	420	127	1,690	184	46	15,112
23	55	18	45	17	172	43	24	1,280
24	42	21	42	39	132	36	27	941
47	84	26	65	38	184	50	24	1,537
4	4	1	8	3	26	2		238
78	113	40	91	38	273	66	38	2,382
6	12	4	5	3	16	5	3	127
	1	1	1		4		1	18
2	5	3	2	2	6	1		47
1	9	2	3	3	17	2		82
33	115	37	34	31	241	77	46	1,292
198	1,078	179	251	191	1,816	272	209	11,031
					3			6
8	34	21	27	13	37	27	5	594
					1			11
179	639	102	170	106	733	222	90	7,043
165	715	133	224	191	916	450	192	8,726
197	175	42	195	120	495	329	86	4,919
115	56	26	57	53	164	154	30	1,924
	23		2		29	3		100
			1		10			38
1,404	4,106	1,107	1,964	1,177	7,832	2,392	945	65,011

(附表12) 消防本部別5階以上(地階を除く)防火対象物数

(令和3年3月31日現在)

防火対象物の区分		消防本部名		津市	四日市市	伊勢市	桑名市	鈴鹿市	亀山市	鳥羽市
1項	イ	劇場等		1	2	1				
	ロ	公会堂等			2			1		1
2項	イ	キャバレー等								
	ロ	遊技場等			1		1			
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等								
	ニ	カラオケボックス等			1					
3項	イ	料理店等								
	ロ	飲食店		1	19	3				
4項		百貨店等		2	1		4	2		
5項	イ	旅館等		12	25	15	13	16	9	37
	ロ	共同住宅等		131	439	69	125	125	26	22
6項	イ	病院等		14	12	5	9	3		
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等		1	7		8	1		1
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等			6			2		
	ニ	幼稚園等								
7項		学校		14	22	3	5	7	1	
8項		図書館等			1					
9項	イ	特殊浴場								
	ロ	一般浴場								
10項		停車場								
11項		神社・寺院等			1		2			
12項	イ	工場等		4	40	1	18	2	8	
	ロ	テレビスタジオ等								
13項	イ	駐車場等		6	4		2			
	ロ	航空機格納庫等								
14項		倉庫		1	5		2		1	
15項		事務所等		52	65	17	14	8	1	1
16項	イ	特定複合用途防火対象物		40	121	26	25	35	2	3
	ロ	一般複合用途防火対象物		10	57	7	9	3		1
合計				289	831	147	237	205	48	66

熊野市	伊賀市	菰野町	名張市	三重紀北 消防組合	松阪地区広域 消防組合	志摩広域 消防組合	紀勢地区広域 消防組合	合 計
								4
								4
								2
								1
						1		1
	1				1			25
			1					10
2	6	8	3	2	11	25		184
5	39	10	23	3	86	25		1,128
1	4	1	2	1	10	1		63
	1	2	4	2	1		1	29
				1				9
	2		3		3			60
								1
								3
1	6	2	3		15			100
					1			13
	1	1						11
4	6	1	2	2	14	4		191
2	6	1	7	1	14	7		290
1	3	1	4		1	1	1	99
16	75	27	52	12	158	63	2	2,228

消防法施行令 別表第1の 防火対象物の区分	消防用設備		自動火災報知設備					スプリンクラー設備					屋内消火栓設備				
	事項	設置必要数	設置数	特例によるもの	設置率 (%)	違反数	設置必要数	設置数	特例によるもの	設置率 (%)	違反数	設置必要数	設置数	特例によるもの	設置率 (%)	違反数	
1項	イ	劇場等	99	98	1	100.0		21	19	2	100.0		72	69	3	100.0	
	ロ	公会堂等	707	683	24	99.9	1	6	5	1	100.0		111	106	5	100.0	
2項	イ	キャバレー等	3	3		100.0											
	ロ	遊技場等	150	148		98.7	2	13	13		100.0		47	46		97.9	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	1	1		100.0											
	ニ	カラオケボックス等	49	49		100.0							2	2		100.0	
3項	イ	料理店等	47	44		93.6	3						5	4	1	100.0	
	ロ	飲食店	562	534	23	99.1	5	2	2		100.0		27	21	4	92.6	
4項	百貨店等	1,610	1,583	18	99.4	9	167	167		100.0		225	218	2	97.8		
5項	イ	旅館等	1,220	1,127	76	98.6	17	42	40	2	100.0		266	254	3	96.6	
	ロ	共同住宅等	4,362	3,153	1,201	99.8	8	77	30	47	100.0		603	254	343	99.0	
6項	イ	病院等	645	629	14	99.7	2	114	111	3	100.0		71	70	1	100.0	
	ロ	自力避難困難者入所福祉施設等	937	936		99.9	1	885	882	1	99.8	2	52	52		100.0	
	ハ	老人福祉施設、児童養護施設等	1,113	1,109	4	100.0		53	53		100.0		104	103	1	100.0	
	ニ	幼稚園等	211	211		100.0		2	2		100.0		45	44	1	100.0	
7項	学校	1,903	1,897	2	99.8	4						1,139	1,130	7	99.8		
8項	図書館等	86	86		100.0							32	30	1	96.9		
9項	イ	特殊浴場	18	18		100.0							8	8		100.0	
	ロ	一般浴場	15	15		100.0							5	4	1	100.0	
10項	停車場	24	24		100.0							9	6	3	100.0		
11項	神社・寺院等	118	116	1	99.2	1	2	2		100.0		29	27	1	96.6		
12項	イ	工場等	5,972	5,492	176	94.9	304	46	45		97.8	1	2,027	1,662	101	87.0	
	ロ	テレビスタジオ等	4	4		100.0											
13項	イ	駐車場等	202	193	8	99.5	1						3	3		100.0	
	ロ	航空機格納庫等	11	11		100.0							2		2	100.0	
14項	倉庫	2,666	2,508	69	96.7	89	22	22		100.0		771	655	38	89.9		
15項	事務所等	2,322	2,154	149	99.2	19	15	15		100.0		670	589	66	97.8		
16項	イ	特定複合用途防火対象物	2,751	2,247	467	98.7	37	243	239	4	100.0		269	259	9	99.6	
	ロ	一般複合用途防火対象物	451	411	29	97.6	11	2	2		100.0		90	76	5	90.0	
(16の2)項	地下街																
(16の3)項	準地下街																
17項	文化財	82	78	3	98.8	1						3	3		100.0		
合計		28,341	25,562	2,264	98.2	515	1,712	1,649	60	99.8	3	6,687	5,695	594	94.0	394	

(注) 設置率は、特例によるものを含まず。

(附表14) 違反対象物公表制度の県内消防本部の実施時期

市区町村	管轄消防本部	公表制度の実施・検討状況	実施時期	制度の概要ページURL 公表対象物掲載ページURL
桑名市・いなべ市・員弁郡東員町・桑名郡木曾岬町	桑名市消防本部	実施済	平成30年4月	<a href="http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23.71295.241.574.html">http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23.71295.241.574.html</a> <a href="http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23.71295.c.html/71295/20190920-13336.pdf">http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23.71295.c.html/71295/20190920-13336.pdf</a>
四日市市・三重郡朝日町・三重郡川越町	四日市市消防本部	実施済	平成29年10月	<a href="https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/preventive_info/p_ihan_tai_sho.html">https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/preventive_info/p_ihan_tai_sho.html</a> <a href="https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/doc/ihan-list.pdf">https://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/doc/ihan-list.pdf</a>
三重郡菟野町	菟野町消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="http://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1558484396398/index.html">http://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1558484396398/index.html</a> <a href="http://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1558484396398/simple/taisyoubutu.pdf">http://www2.town.komono.mie.jp/www/contents/1558484396398/simple/taisyoubutu.pdf</a>
鈴鹿市	鈴鹿市消防本部	実施済	平成30年4月	<a href="https://www.city.suzuka.lg.jp/shobo/prevent/index05.html">https://www.city.suzuka.lg.jp/shobo/prevent/index05.html</a> <a href="https://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/life/benri/pdf/ihantai_shobutsu.pdf">https://www.city.suzuka.lg.jp/kouhou/life/benri/pdf/ihantai_shobutsu.pdf</a>
亀山市	亀山市消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="https://www.city.kameyama.mie.jp/shobo/article/2019121700025/">https://www.city.kameyama.mie.jp/shobo/article/2019121700025/</a> <a href="https://www.city.kameyama.mie.jp/shobo/article/2019121700025/file.contents/kouhyou.pdf">https://www.city.kameyama.mie.jp/shobo/article/2019121700025/file.contents/kouhyou.pdf</a>
津市	津市消防本部	実施済	平成30年4月	<a href="https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1495412276118/index.html">https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1495412276118/index.html</a> <a href="https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1495412276118/simple/tsufire-kouhyou.pdf">https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1495412276118/simple/tsufire-kouhyou.pdf</a>
松阪市・多気郡多気町・多気郡明和町	松阪地区広域消防組合消防本部	実施済	平成30年4月	<a href="http://www.mie-matsusaka119.jp/tatemono/judai/">http://www.mie-matsusaka119.jp/tatemono/judai/</a> <a href="http://www.mie-matsusaka119.jp/wp/wp-content/uploads/2020/10/028192b915e79c7371ff8696d309b236-1.pdf">http://www.mie-matsusaka119.jp/wp/wp-content/uploads/2020/10/028192b915e79c7371ff8696d309b236-1.pdf</a>
伊勢市・度会郡玉城町・度会郡度会町	伊勢市消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="https://www.city.ise.mie.jp/syoubou/kasaiyobo/1005549.html">https://www.city.ise.mie.jp/syoubou/kasaiyobo/1005549.html</a> <a href="https://www.city.ise.mie.jp/res/projects/default_project/_page_/001/005/549/kouhyou_r2_11_6.pdf">https://www.city.ise.mie.jp/res/projects/default_project/_page_/001/005/549/kouhyou_r2_11_6.pdf</a>
鳥羽市	鳥羽市消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="http://www.city.toba.mie.jp/yobou/kouhyouseido.html">http://www.city.toba.mie.jp/yobou/kouhyouseido.html</a> <a href="http://www.city.toba.mie.jp/yobou/documents/kouhyoutaisyoubutsu.pdf">http://www.city.toba.mie.jp/yobou/documents/kouhyoutaisyoubutsu.pdf</a>
志摩市・度会郡南伊勢町	志摩広域消防組合消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="http://www.shima-area.or.jp/?page_id=4431">http://www.shima-area.or.jp/?page_id=4431</a> <a href="http://www.shima-area.or.jp/?page_id=4821">http://www.shima-area.or.jp/?page_id=4821</a>
多気郡大台町・度会郡南伊勢町・度会郡大紀町	紀勢地区広域消防組合消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="http://www.ma.mctv.ne.jp/~kisei_fd/09prev.html#yb_02">http://www.ma.mctv.ne.jp/~kisei_fd/09prev.html#yb_02</a> <a href="http://www.ma.mctv.ne.jp/~kisei_fd/03_YB/public_it_R21030.pdf">http://www.ma.mctv.ne.jp/~kisei_fd/03_YB/public_it_R21030.pdf</a>
尾鷲市・北牟婁郡紀北町	三重紀北消防組合消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="http://www.kihokufd119.jp/ihantai_shou/index.html">http://www.kihokufd119.jp/ihantai_shou/index.html</a> <a href="http://www.kihokufd119.jp/ihantai_shou/pdf_data/kouhyou_tai_shoubutu.pdf">http://www.kihokufd119.jp/ihantai_shou/pdf_data/kouhyou_tai_shoubutu.pdf</a>
能野市・南牟婁郡御浜町・南牟婁郡紀宝町	熊野市消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="http://www.city.kumano.mie.jp/kurasi/syoubou/ihan_taisyoubutu_kouhyou/01/ihan_kouhyou.htm">http://www.city.kumano.mie.jp/kurasi/syoubou/ihan_taisyoubutu_kouhyou/01/ihan_kouhyou.htm</a> <a href="http://www.city.kumano.mie.jp/kurasi/syoubou/ihan_taisyoubutu_kouhyou/02/ihan_list.htm">http://www.city.kumano.mie.jp/kurasi/syoubou/ihan_taisyoubutu_kouhyou/02/ihan_list.htm</a>
伊賀市	伊賀市消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="https://www.city.iga.lg.jp/0000004589.html">https://www.city.iga.lg.jp/0000004589.html</a> <a href="https://www.city.iga.lg.jp/cms/files/contents/0000004/4589/itiranhyou.pdf">https://www.city.iga.lg.jp/cms/files/contents/0000004/4589/itiranhyou.pdf</a>
名張市	名張市消防本部	実施済	令和2年4月	<a href="http://www.city.nabari.lg.jp/s069/20190425175613.html">http://www.city.nabari.lg.jp/s069/20190425175613.html</a> <a href="http://www.city.nabari.lg.jp/s069/ihantai_syoubutsu/itiranhyou.pdf">http://www.city.nabari.lg.jp/s069/ihantai_syoubutsu/itiranhyou.pdf</a>

※ 公表の対象となるのは、不特定多数の方が出入りする建物等の重大な消防法令違反に関する情報。(重大な消防法令違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置等をいう。)

※ 公表する内容は管轄の消防本部により異なる。(建物名、住所、違反の内容等)

(附表15) 危険物施設数の推移

年度	製造等の別 合計	製造所	貯蔵所							
			小計	屋内貯蔵所	屋貯外 タ蔵 ンク 所	貯蔵		屋貯 内 タ蔵 ンク 所	地貯 下 タ蔵 ンク 所	簡貯 易 タ蔵 ンク 所
						準 特 定	特 定			
平成6年	12,827	179	9,058	1,355	3,650		403	251	1,696	97
7	12,883	180	9,088	1,357	3,667		401	251	1,711	91
8	12,976	187	9,170	1,366	3,679		402	264	1,738	90
9	13,032	192	9,229	1,368	3,689		402	281	1,752	91
10	13,004	195	9,229	1,358	3,675		398	290	1,746	83
11	12,950	196	9,189	1,347	3,646	174	398	288	1,742	81
12	12,899	196	9,140	1,348	3,600	148	397	296	1,763	76
13	12,837	193	9,086	1,330	3,567	147	395	285	1,743	71
14	12,728	185	9,001	1,307	3,513	144	392	277	1,735	72
15	12,723	186	9,020	1,316	3,471	129	381	287	1,736	66
16	12,576	188	8,910	1,316	3,393	128	378	300	1,716	59
17	12,440	189	8,803	1,310	3,353	127	370	303	1,695	57
18	12,288	191	8,695	1,323	3,304	130	362	311	1,649	55
19	12,097	189	8,550	1,304	3,234	128	360	317	1,621	52
20	11,841	197	8,371	1,306	3,137	127	359	315	1,584	53
21	11,573	192	8,194	1,286	3,085	127	359	311	1,543	51
22	11,399	193	8,098	1,292	3,041	127	359	306	1,497	50
23	11,153	192	7,905	1,290	2,970	127	359	294	1,447	45
24	11,001	195	7,808	1,296	2,923	124	353	294	1,400	43
25	10,818	192	7,671	1,282	2,870	127	353	297	1,354	43
26	10,625	191	7,539	1,274	2,818	126	338	290	1,320	39
27	10,540	193	7,472	1,267	2,793	126	338	290	1,295	36
28	10,487	193	7,441	1,281	2,752	117	336	291	1,276	37
29	10,314	192	7,306	1,275	2,695	116	324	287	1,252	35
30	10,220	195	7,246	1,275	2,656	115	320	283	1,229	36
令和元年	10,099	197	7,184	1,271	2,612	114	316	279	1,206	35
2	10,021	200	7,135	1,255	2,592	115	316	278	1,176	34

(令和3年3月31日現在)

移貯 動 タ 蔵 ン ク 所	被 牽 引	屋 外 貯 蔵 所	取 扱 所						事 業 所
			小 計	給 油 取 扱 所	第 販 売 一 取 扱 種 所	第 販 売 二 取 扱 種 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
1,523	192	486	3,590	1,797	22	6	72	1,693	4,463
1,583	207	428	3,615	1,818	23	6	72	1,696	4,492
1,609	206	424	3,619	1,803	23	6	72	1,715	4,517
1,633	210	415	3,611	1,784	23	6	72	1,726	4,548
1,703	245	374	3,580	1,766	23	5	72	1,714	4,539
1,712	244	373	3,565	1,738	23	5	72	1,727	4,487
1,714	253	343	3,563	1,712	22	5	72	1,752	4,477
1,764	263	326	3,558	1,700	21	5	72	1,760	4,355
1,784	272	313	3,542	1,679	21	5	72	1,765	4,297
1,836	282	308	3,517	1,664	19	5	71	1,758	4,291
1,826	304	300	3,478	1,636	19	5	72	1,746	4,183
1,783	298	302	3,448	1,626	19	5	71	1,727	4,172
1,749	303	304	3,402	1,605	18	5	69	1,705	4,154
1,729	284	293	3,358	1,573	17	5	69	1,694	4,176
1,679	289	297	3,273	1,524	17	5	67	1,660	4,136
1,628	283	290	3,187	1,484	17	5	66	1,615	4,106
1,614	278	298	3,108	1,445	17	5	66	1,575	4,045
1,569	259	290	3,056	1,403	17	5	65	1,566	3,949
1,560	272	292	2,998	1,369	16	5	64	1,544	3,856
1,530	291	295	2,955	1,348	16	5	63	1,523	3,800
1,510	305	288	2,895	1,321	16	5	63	1,490	3,719
1,506	306	285	2,875	1,304	15	5	62	1,489	3,712
1,524	298	280	2,853	1,292	15	5	62	1,479	3,602
1,494	314	268	2,816	1,267	14	5	62	1,468	3,510
1,501	328	266	2,779	1,250	14	5	62	1,448	3,463
1,517	338	264	2,718	1,219	14	5	60	1,420	3,353
1,536	359	264	2,686	1,198	14	5	60	1,409	3,291

(附表16) 令和2年度消防本部別危険物施設数及び事業所数

区分 消防本部	合 計	製 造 所	貯 蔵 所							
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 貯 外 々 蔵 ン ク 所	貯 蔵 所		屋 貯 内 々 蔵 ン ク 所	地 貯 下 々 蔵 ン ク 所	簡 貯 易 々 蔵 ン ク 所
						準 特 定	特 定			
津市	898	9	618	153	93	0	0	21	207	2
四日市市	3,999	133	3,161	362	1,645	89	313	61	136	15
伊勢市	402	2	280	52	40	1	0	9	95	3
桑名市	1,008	20	679	117	210	1	2	40	137	3
鈴鹿市	521	1	303	104	65	0	0	5	78	1
名張市	202	5	131	47	16	0	0	4	41	2
亀山市	339	2	210	49	63	0	0	43	42	0
鳥羽市	190	0	140	12	52	0	0	10	42	3
熊野市	152	0	85	10	17	7	0	5	25	0
伊賀市	764	22	508	174	133	0	0	9	125	0
菰野町	175	1	119	31	16	0	0	7	34	1
三重紀北 消防組合	200	0	134	19	42	0	0	8	23	0
松阪地区広域 消防組合	779	5	529	109	111	17	1	50	101	3
志摩広域 消防組合	262	0	158	12	45	0	0	5	76	1
紀勢地区広域 消防組合	130	0	80	4	44	0	0	1	14	0
合 計	10,021	200	7,135	1,255	2,592	115	316	278	1,176	34

(令和3年3月31日現在)

		取 扱 所						事 業 所
移貯 動 タ蔵 ン ク所	屋 外 貯 蔵 所	小 計	給 油 取 扱 所	第 販 売 一 取 扱 種 所	第 販 売 二 取 扱 種 所	移 送 取 扱 所	一 般 取 扱 所	
121	21	271	145	2	2	0	122	443
825	117	705	191	4	0	59	451	658
72	9	120	70	1	0	0	49	227
129	43	309	123	0	0	0	186	421
41	9	217	116	1	0	0	100	251
15	6	66	27	0	0	0	39	91
7	6	127	50	0	0	0	77	115
19	2	50	31	0	0	0	19	67
26	2	67	35	1	0	0	31	74
46	21	234	116	0	2	0	116	301
25	5	55	33	0	1	0	21	112
36	6	66	42	1	0	0	23	62
141	14	245	117	4	0	0	124	269
18	1	104	64	0	0	1	39	133
15	2	50	38	0	0	0	12	67
1,536	264	2,686	1,198	14	5	60	1,409	3,291

# 消 防 防 災 年 報

令和4年3月

三 重 県 防 災 対 策 部

(問い合わせ先)

〒514-8570 津市広明町13番地

電話 消 防 ・ 保 安 課 (059)224-2108

災 害 対 策 課 (059)224-2189

防 災 対 策 総 務 課 (059)224-2157

防 災 企 画 ・ 地 域 支 援 課 (059)224-2184